午前十時一分　開会

○青木委員長＝おはようございます。ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○青木委員長＝会議録署名者として、指山清範委員、八谷克幸委員、野田勝人委員、武藤明美委員、以上の四人を指名いたします。

次に、九月十日の本会議におきまして本委員会に付託されました全議案及び請願、並びに継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案・請願一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

○指山委員＝おはようございます。自民党の指山です。

委員会の質問というのは本当に久しぶりで、いささか不安もありますけれども、今日は県が受け入れているインターンシップの学生の皆さんも来ておられますので、若干緊張感を持って、てきぱきとやり取りをしていきたいと思います。ほかの委員さんよりもたくさん質問を通告しておりますけれども、そんなに時間をかけるつもりはございませんので、しっかりと御答弁のほうもよろしくお願いしたいと思います。

それでは最初に、救急救命の充実についてお伺いをいたします。

これも委員会質問をするとなったときに、何を質問しようかと思っていろいろ項目を選んでいたときに、私が一期目、二期目のときにこのことについては執行部の皆さんとやり取りをして、救急搬送のこと、それからＡＥＤのこと、救急救命士の現場での医療行為、そういったこと、それからドクターヘリのことについていろいろ議論をしてまいりました。

救急搬送も、ｉＰａｄの導入とかいろいろしてもらって、現場到着まで、あるいは医療機関の到着まで随分時間が短くなったように思えていたんですけれども、最近どうなんだろうなと思って、消防庁が発行している救急救助の現況、令和七年度版を見てみました。すると、今モニターに映っているように、（モニターを示す）電話で救急要請があって、現場到着まで三分以内というのがオレンジです。その上のグレーが五分以上十分です。三分以上五分未満がオレンジで、五分以上十分未満がグレー、そして、それの上の黄色というか、山吹色が十分から二十分未満、その上に二十分以上というブルーの部分がありますけれども、若干延びていっているんですね。時間がかかるようになっています。

もう一つ言うと医療機関到着まで、グレーが二十分以上三十分未満というのがだんだん短くなって、その分、三十分以上六十分未満というのはどんどん――だから、三十分ぐらい医療機関までかかっていたのが今は六十分弱ぐらいかかっていますよということの資料です。ブルーが一時間以上かかっている。ブルーの上に、これは見にくいんですけど、実は緑のラインが少し入っていて、百二十分以上というのが、これは平成十六年と平成二十六年と令和六年、最新のデータが令和六年版なので、その十年前、二十年前はどうだったのということで表した資料ですけれども、百二十分以上というのが平成十六年のときに六十九件あった。それが平成二十六年になると八十件以上ある。そして、おととし、令和六年になると、二時間以上かかっているのも実は六十三件ありました。

これは、それぞれのグラフの高さが救急搬送の合計の状況です。平成十六年に全部で二万七千件以上あったのが、十年後には三万二千件以上になっています。おととしは四万件を超えました。そういうふうにして、救急出動の要請がどんどん伸びていっています。

これは件数を表しているだけなので、構成比で見てみたいと思いますけれど

も、グレーの五分以上十分未満というのはちょっとずつ短くなってきて、十分以上二十分未満というのがどんどん延びていっています。現場到着までも時間がかかっているし、もっと言うなら医療機関の到着までの構成比が、三十分以上六十分未満というのがぐっと伸びて、今それが、七割近くが一時間弱ぐらいかかっているという状況です。

そういった状況の中で、やっぱり救急救命というのは一分一秒を争う。早く治療を行う。現場で救急救命士の方々がいろいろ処置をしたりして、病院を見つけてというか、病院にお願いをして、病院が受け入れてくれて、病院に到着して、そして、お医者さんに処置をしてもらうという流れなんですけれども、その状況の中で今どんどん時間が長くなっていって、救急出動の要請もたくさん増えてきて、救急車が全部出払った中に出動要請が来ると現場まで行けない、そういう状況になっているとも聞いております。そういった中で、救急救命の状況、助かる命が助からないおそれがあるのではないかと本当に危惧しております。

そういった中でお尋ねですけれども、救急救命の実態把握と今後の取組についてであります。

まずは、実態把握についてですが、県では救急救命の実態についてどのように認識して課題として捉えているのかお伺いをいたします。

○福田医務課長＝今、委員のほうからも御紹介がございましたが、県内の搬送人員は令和六年で四万五百二十六人となっておりまして、十年前の三万二千二百二十四人と比べまして八千三百二人増加しております。

年齢区分別に見ますと、高齢者の増加が一番多くございまして、八千百八十一人増加をしております。ほぼ高齢者での増加というふうになっております。

県内の搬送時間ですけれども、消防が電話を受けてから病院等に収容するまでの時間が令和六年の平均で三十九・九分、十年前の三十六・七分と比べまして三・二分長くなっております。このうち一・二分は、消防が電話を受けてから現場に到着するまでの時間というふうになっております。令和六年の全国平均は四十四・六分でございまして、それと比較しますと佐賀県は四・七分短いという状況ですけれども、搬送時間は救命率に直結することもあり得ますので、救急搬送の長時間化に対応していく取組が必要というふうに認識をしております。

搬送時間が延びる要因というのは、幾つか考えられると思っております。

まず、搬送される人員の増加によりまして、最寄りの消防署の救急車が出動中のため、他の地域からの出動で対応する状況が以前よりも生じやすくなっていることが考えられます。

次に、重症以上の傷病者の搬送事案ですとか、救命救急センターに搬送した事案につきましては、現場において救急救命士が行う、例えば、薬剤の投与といった特定行為など救急隊員による処置に時間を要している可能性がございます。

これは、消防庁の「救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」というものがございますけれども、これにおきまして、救命救急センター搬送事案のうち、消防から医療機関に四回以上受け入れの照会をした事案の占める割合といったものが、平成二十六年の六・二%から令和六年には三・二%に改善しているにもかかわらず、救急隊の現場滞在時間三十分以上の割合が、平成二十六年の二・七%から令和六年では五・二%に増えていることから、そういった推測ができると思っております。

また、救急告示医療機関、これは救命救急センターを除く二次救急医療機関ですけれども、この数が令和七年三月三十一日現在四十一機関でございまして、十年前の四十四機関から三機関減少しております。軽症や中等症など重症以外の搬送事案を中心に搬送距離が延びたり、救急隊から医療機関への照会回数が

増えたりしている可能性があると考えておりますので、今後、分析をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○指山委員＝出動要請の件数がこの十年間で八千件以上増えているということで、その年齢別に見たときに高齢者が多いということは、やっぱり高齢化に伴っての救急搬送の件数が増加しているということで、今の時代を表しているのかなというふうに思います。

それが仕方ないということではないんですけれども、そこはそこできちんと、件数が伸びるのは伸びたところで、一分一秒を争うことなので、きちんと短くしていっていただきたいなと思うし、病院の照会件数が減っているのに現場滞在時間が長くなるというその要因が、答えたということであればちょっと聞き漏らしたんですけれども、その原因は何か分かりますか。

○福田医務課長＝確実な裏づけというのはないんですけれども、数字を見ますと、救急隊の現場活動、先ほど申しましたけれども、救急救命士が行う薬剤投与などの特定行為、こういった現場での処置に時間を要している可能性があるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○指山委員＝やっぱりそうですね。救急救命士の処置可能な行為の範囲が増えた、拡大されたということだと思うんですね。

やっぱり処置行為の高度化、あるいは複雑になっているのかなというふうに感じましたけれども、そこは救急救命士さんの資質の向上を図る必要があるんじゃないかなと思いますし、重症者じゃない方の搬送依頼もたくさんあるというふうにも、消防本部の方からも実は聞いています。

そこはそこできちんと対応しなきゃいけないかなというふうに思いますけれども、今のお答えいただいた実態を踏まえて、今後どのようにしっかり取り組んでいただけるのかお伺いいたします。

○福田医務課長＝救急医療提供体制の整備につきましては、これまでも救急科の医師の確保に努めてまいりましたほか、救命救急センターの医師の増員に対する補助に取り組んできたところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、令和六年の救命救急センター搬送事案では、消防から医療機関に四回以上受け入れの照会をした事案の占める割合は十年前から改善しております。搬送件数が一・二倍に増加した中での改善でございまして、これらの取組が一定寄与しているというふうに認識をしております。

しかしながら、二〇四〇年にかけまして、団塊の世代を中心とする八十五歳以上の高齢者の増加が見込まれておりまして、救急搬送の長時間化に対応するためには、県内の各地域で高齢者救急を受け入れる医療体制を充実させる必要がございます。

再来年度末までに作成する新たな地域医療構想では、二〇四〇年頃を見据えた医療提供体制の構築に向け、各医療機関が担う機能、役割を明確化することとしております。

今後、人口動態推計や医療需要の見込みなどのデータを踏まえまして、高齢者救急・地域急性期機能を担う医療機関の確保を含めまして、医療需要の変化に対応した医療提供体制を整備してまいりたいというふうに思います。

それから、医療提供体制の整備とあわせまして、真に必要とは言えない救急搬送を減らしていくことも必要ではないかというふうに思っております。搬送件数の三五％強は軽症、外来診療となっておりまして、この傾向は令和六年も十年前も変わっておりません。軽症だから救急搬送が必要でなかったとは一概には言えませんけれども、これまで以上に救急車の適正利用を進めることが必要だというふうに感じております。このため、救急車を呼んだほうがよいのかを事前に医療従事者に相談できるような窓口の設置についても検討してまいり

たいというふうに思っております。

また、自宅や高齢者施設等でのみとりを希望している、例えば、加齢により全身の機能が低下したような方が人生の最終段階において救急搬送されるといったようなことは、本人が望む医療・ケアの実現という観点に加えまして、消防や医療機関の体制を確保する観点からも課題というふうに受け止めております。

このため、本人の意思に沿った医療・ケアの提供につながるよう、自らが望む医療ケアについて家族や医療・介護関係者等と話し合うＡＣＰ（人生会議）の普及啓発を推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○指山委員＝やっぱりまだまだいろいろ課題はたくさんありそうですね。この辺、本当に一分一秒を争うということと、重症者と軽症者の判断というのは電話では判断がつかないし、現場に行ってからの判断だろうと思いますけれども、だからこそ、現場到着の数から若干医療機関到着までの件数が減っているということは、そういうことなんじゃないかなというふうにも思いますし、そこはそこでしっかりと情報発信とかをしていきながら、軽症者による救急搬送件数を減らしていくということとあわせて、昔、平均時間が三十分ぐらいで、平成十六年のときには三十分ぐらいで医療機関に行っていたんですよね。その前は三十分を切っていたんですよ。それが今は四十分近くになっているというと、そこは今の御時世を反映している部分もあるのかもしれませんけれども、何度も言いますが、やっぱり一分一秒を争う方のための救急搬送ですから、そこは医務課を挙げてじゃなくて、部を挙げて、県を挙げて取り組んでいただけたらなというふうに思いますので、その点はまだまだ課題がたくさんあるという認識を持ちましたので、これからもまたこの件については取り組んでいきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思いますし、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、ドクターヘリについてに行きます。

まず、運航状況についてであります。

平成二十六年にドクターヘリを導入していただきました。以来、十二年九カ月ほどたっております。県内の救急救命の寄与度、これは本当に大きいものだというふうに感じています。

ドクターヘリの運用が開始されてから現在まで、大きな事故もなく運用されてきておりますけれども、直近三年の実績について、福岡県と長崎県と共同運航もされておりますけれども、この辺の応援体制なんかも含めてお伺いをしたいと思います。

○福田医務課長＝ドクターヘリの県内での運航実績ですが、令和五年度は四百三十一件でございます。そのうち、福岡県からの応援が三十三件、長崎県からの応援が十五件となっております。令和六年度は三百二十件、うち福岡県からの応援が二十二件、長崎県からの応援が九件となっております。令和七年度は三百五十五件、うち福岡県からの応援が二十一件、長崎県からの応援が六件となっております。

以上です。

○指山委員＝年間三百件から四百件、ほぼ一日に一回以上ということですね。

それでは、この運航における課題についてですけれども、久留米医大からのヘリですが、私の家の近くでもドクターヘリがうちのマンションの真上をよく飛んでいっているんですよ。上空を何回も何回も旋回して目的地にたどり着けない――着けないというか、探しているのかなというような気もするんですけれども、そういった状況を何回か目にしました。恐らく着陸する場所というのをあらかじめ決めていらっしゃると思うんですけれども、そのランデブーポイントは県内に何カ所設定されていますでしょうか。

○福田医務課長＝県内にはランデブーポイントが二百カ所指定されており、その情報は緯度・経度といった位置情報を含めて各県のドクターヘリの運航会社で共有されております。

先ほど委員がお話されましたとおり、ドクターヘリが上空を旋回していることがございますけれども、それは着陸場所の砂などが舞い上がらないようにするための散水ですとか、障害物の取り除きなど、安全が確認されるまで上空で待機しているものでございます。

以上です。

○指山委員＝分かりました。ありがとうございます。

運航から十二年、十三年弱たちますけれども、もうお尋ねはしません、お答えは要りませんけれども、御意見だけ申し上げておくと、十三年弱で、もうあと何年かすると機材の更新なんかもやってくるんじゃないかと思いますし、今日の新聞にも載っていました、整備士が不足しているということで、兵庫県なんかではパイロット二人で飛んでいっているというようなことも書いてありました。

長崎県と福岡県との共同運航、これは全国的に他県と協力し合いながらやっているというケースはたくさんあると思うんですけれども、その整備士の養成であるとか、パイロットの養成であるとか、機材のメンテナンス、あるいは機材の更新、たくさんお金がかかると思います。燃料費も上がってきていますし、機材も恐らく今の機材とはまた全然違う機能も上がってきて高くなっているんじゃないかなと思います。でも、やはり更新というのはしなきゃならないし、燃料は入れなきゃなりませんので、そこら辺はやめるというわけにはいきませんので、しっかりと対応していただけたらというふうに思います。

それでは次に、ＡＥＤについてお伺いをいたします。

これは平成十八年か、十九年頃にＡＥＤを県内の公共施設に百台設置していただきました。古川前知事時代だったと思いますけれども、それから今は現在至るところにＡＥＤが民間の施設も含めて見られるようになりました。公共的な施設には必ず設置されていますし、大型商業施設とかは必ずありますし、どこでもＡＥＤというのがあって誰でも使える機械ですから、台数もこれから増えていくんじゃないかなと思いますけれども、今現在、県内に何カ所ぐらい設置されていますでしょうか。

○福田医務課長＝実際に設置されている箇所数につきましては分かりませんけれども、厚生労働省がＡＥＤの設置者に登録を呼びかけている日本救急医療財団の全国ＡＥＤマップによりますと、県内の設置数として二千四百八十カ所の登録がございます。

以上でございます。

○指山委員＝では、適切な使用のための取組ということで、普及がどんどん進んでいっているということは本当に喜ばしいことだし、これは操作を一回学べば誰でも使える機械なので、そういう講習みたいなのも必要だと思いますし、それによって本当に命を落とすところを助けられた、そして、社会復帰もきちんとできた、そういう方もたくさんいらっしゃいます。

適切に使用するために、一般市民向けの研修とか、正常に作動するための日々のメンテナンス、以前に使おうと思ったけど、メンテがうまくいっていなかったのか何か分かりませんが、使えなかった、それで命を落としてしまったという事件もありました。そういった研修や機器のメンテナンスなどについてはどのような取組が行われていますでしょうか。

○福田医務課長＝委員御指摘のとおり、いざというときに使えるようにしておかなければならないと思っております。

一般市民の研修を実施している消防本部に確認をしましたところ、県内五消防本部におきまして、応急手当の普及啓発活動の中で、令和六年に千二回、延

べ二万二千五百四十八人の方へ研修を実施したということでございました。

また、機器のメンテナンスにつきましては、県のホームページにおいて情報発信を行っておりますほか、県の医療機器協会に対し、会員への周知を文書で依頼しておりまして、機器販売会社からは、ＡＥＤの設置者・管理者に機器及びバッテリー等の更新のお知らせが実施されているというところでございます。

以上でございます。

○指山委員＝ありがとうございます。何度も言いますけれども、やっぱり本当に緊急事態で一分一秒を争うという状況なので、ＡＥＤもドクターヘリも含めて、そういうところはしっかりと対応していただきたい。それは県民の命を守るという観点からですけれども、当然のことだと思いますが、そこはほかにも何か手だてがないのかという観点も含めてしっかり対応していっていただきたいなというふうに思います。

消防五本部のデータというのは私は持ち合わせておりません。さっきのは佐賀県のデータですけれども、消防本部それぞれに見ればまたデータは違っているのかもしれませんが、押しなべて佐賀県の状況をお示ししましたので、そういったところで状況はお分かりだとは思いますので、救急救命についてしっかりと対応をお願いしたいということで、この件についてはこれで終わりにしたいと思います。

それでは次に、医療的ケア児の支援についてお伺いをいたします。

六月に一般質問させていただきました。その後、七月末に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、医療的ケア児支援法が改正をされました。来年の四月から施行することになりました。

改正前の法律においては、基本的に十八歳未満の医療的ケア児が支援の対象とされていましたけれども、医療的ケア児が成人すると、児童を対象とした制度や支援体制から外れて支援が途切れてしまう、いわゆる十八歳の壁が問題となっていました。

このような課題を踏まえて、改正法では十八歳以上の医療的ケアが必要な方も、切れ目なく必要な支援を受けられるようになりました。また、改正法では、医療的ケア児等とその家族に対する支援の内容や方向性がより明確に示されたところであります。

改正法が成立したばかりであって、具体的な対応についてはこれから検討されるものと思いますけれども、法改正の趣旨を踏まえて支援の充実に向けた準備を進めていくことがとてもとても大切であると考えております。

お尋ねですけれども、まず、医療的ケア児支援法改正による十八歳の壁の解消についてであります。

医療的ケア児支援法の改正を受けて、先ほど申しましたように十八歳に達した後も切れ目なく地域で必要な医療を受けられるよう必要な措置を講ずるものとするという条文があります。そういう中で、支援対象を医療的ケア児から成人期の医療的ケア者まで拡大して、ライフステージを越えた途切れのない支援体制を自治体の責務として明確化されたと考えております。その成人期からの生活を支えるために、今後、県としてどのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

○村上障害福祉課長＝医療的ケア児の成人移行後の支援につきましては、これまで医療的ケアが必要な方やその御家族から、学校卒業後の日中の居場所が見つからない、成人後に利用できるサービスや医療体制に不安がある、十八歳以降の生活が心配であるといった声が寄せられており、県としても以前から課題であると認識していたところでございます。

こうした現場の声を踏まえて、今年五月に行った国への政策提案において、成人後も切れ目のない支援が継続されるよう、制度改善を求めてきたところでございます。

今回、医療的ケア児支援法が改正され、いわゆる十八歳の壁の解消に向けた取組が進むこととなり、県といたしましても大変意義深いものと受け止めているところでございます。

法改正では、支援対象の拡大とともに、医療的ケア児等支援センターの機能強化や人材確保・育成の充実などの支援策の方向性が明確に示されたところでございます。

これから求められるものは、乳幼児期から学齢期、そして、成人後も切れ目なく支援につないでいく時間軸の視点、それと、福祉、医療、保健、教育、労働などの関係分野をつなぐ連携の視点、これが大事だと思っております。

このため県としては、法改正を新たなスタートと捉え、この二つの視点をもって、切れ目のない支援の構築を進めていきたいと考えております。

具体的には、十八歳到達前から成人後を見据えた居場所の確保、サービスの利用調整など、移行支援の強化、そして、福祉、医療、教育、労働などに関する総合的な相談機能の充実や関係機関との連携強化、そして、喀たん吸引や経管栄養等の医療的ケアに対応できる介護従事者の確保、育成などに取り組んでまいります。

県としては、医療的ケアが必要な方が年齢にかかわらず必要な支援を受け、御家族を含めて安心して地域で暮らしていけるよう、現場の声を大切にしながら、一人一人に寄り添った支援の充実に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○指山委員＝来年の四月以降でございますから、これから今るるおっしゃっていただいた、たくさんのことをやらなければなりません。国の動きなんかも見ながら、やれる段階になったときに、即、今おっしゃられたことを対応できるように、しっかりとやっていただけたらというふうに思いますので、そこは課長、よろしくお願いします。

次に、在宅レスパイト事業についてお伺いいたします。

これは六月の一般質問でもお尋ねしましたし、さきの九月定例会の一般質問でも古川議員が質問されました。その流れを酌んでということではあるんですけれども、レスパイト事業についてお伺いをいたします。

佐賀県が実施している小児慢性特定疾病医療受給者の家族を対象とした在宅レスパイト事業、これは家族の休息等を目的として、年間四十八時間まで訪問看護師の派遣を受けることができる制度であります。医療的ケア児とその家族が安心して在宅生活を続けていくためには、必要なときにためらわずに利用できて、日常的にも気軽に利用してもらえるレスパイト制度であることが必要だと思います。

私自身、利用者の声を聞いてみると、いざというときのために残しておきたいので、日常的には利用しにくい、これは六月の一般質問でも申し上げました。だからこそ、年間の利用上限時間を増やしてほしい、そういった声も聞こえてまいります。

また、一日の利用時間、これが四時間から六時間まで増やしていただきました。これについても、六時間までとされていることが利用しづらさの一因となっているのではないか、一日の利用時間を広げてほしいという声も聞こえてまいります。いざというときのために日常的な利用がしづらいとの声もあって、日常の枠と別に利用枠を設けたほうが利用しやすいとの意見もございます。

そこで、お伺いをいたします。

九月の一般質問の答弁で、七月にアンケートを行ったということを答弁されました。そのアンケートの調査結果について、利用時間等については今のままでよい、あるいは九十六時間にしてほしいといった回答があったというふうに答弁ではされましたけれども、その調査結果についてもう少し詳しくお答えい

ただきたいと思います。

○畑島こども家庭課長＝県では、御家族がどのような場面でレスパイトを必要としているのか、また、どの程度の時間を必要としているのかを把握するため、今年七月に県の在宅レスパイト事業の利用対象となる御家族四十六名へアンケート調査を実施し、そのうち三十三名の方から回答をいただきました。

その内訳は、令和七年度にレスパイトを利用された方が十七名、利用されなかった方が十六名となっております。

利用された方に利用目的を複数回答で尋ねたところ、きょうだい児の学校行事への参加が十二名、次いで買い物や家事等の家庭の用事が五名と多く、自分の時間が三名、自分の睡眠・休息は一名と、自分自身のための利用は少ない状況となっておりました。

次に、年間に利用できる四十八時間を使い切らなかった理由を複数回答で尋ねたところ、自分の休息目的では利用しづらいが十名と最も多く、次いで急な利用の希望の場合に、事業所で対応できないだろうと依頼を諦め、申し込まなかった方が七名、上限時間があるため、いざというときのために残しておきたい、利用する時間がなかったがそれぞれ四名となっておりました。

また、利用対象となる全ての方に利用したい時間数を尋ねたところ、足りている方がいらっしゃる一方で、中には九十六時間ぐらいあったらいいなという方もいらっしゃったところです。

以上です。

○指山委員＝それではもう一つ、先ほどの一般質問の答弁でありました在宅レスパイトの利用状況について、局長答弁では、利用時間が増えていっている―利用回数、どっちかちょっと忘れましたけれども、（「時間が増えている」と呼ぶ者あり）利用時間が増えているという答弁がありました。うん、と思ったんですけれども、実際の利用状況について、例えば、コロナ以降の推移についてお答えをいただきたいと思います。

○畑島こども家庭課長＝過去三年間の利用状況の推移を見てみますと、利用者数は、令和五年度及び令和六年度が二十二名、令和七年度は二十六名となっております。

また、利用した方の年間の総利用時間は、令和五年度が三百四十四時間、令和六年度が三百七十六時間、令和七年度が四百七十九時間と、利用者数、利用時間ともに増えております。これを一人当たりの年間平均利用時間で見ますと、令和五年度は十六時間、令和六年度は十七時間、令和七年度は十八時間となっております。

一方で、令和七年度は、利用登録はされたものの、結果的に利用されなかった方が十二名いらっしゃる状況となっております。

以上です。

○指山委員＝利用者が増えているというのは分かりました。利用総時間が増えているというのも、総時間で見れば増えているんでしょうけれども、先ほど最後に御答弁があった令和七年度の実績からいくと、これは六月でもお答えいただきましたけれども、対象者五十名中三十八名登録、八割が登録されています。だけども、その中で十二名が利用全くなし、十時間未満が十一名、合計二十三名が十時間未満ということで、八割の登録者の中で六割の方が十時間未満、だから、局長答弁でもありましたように、利用控えが一定数あるということでした。

それぞれの家庭の事情もあるんだろうとは思います。兄弟とかがたくさんいたり、奥さんや旦那さん、それぞれパートナーと手分けして助け合ってやっていると、そういう家庭の事情もあって、利用していない方も恐らくいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、そうはいえども、そうでない方もたくさんいらっしゃって、やっぱり

いざというときに利用したい方々もいらっしゃる。そこはやっぱり手を差し伸べなきゃならないんじゃないかなというふうに思いますね。だから、年間の利用時間、あるいは一日当たりの利用上限時間、こういったものを拡充すべきではないかと思いますけれども、県としてどのようにお考えでしょうか。

○畑島こども家庭課長＝利用上限の拡充を望む声があることは、アンケート調査でも確認をしております。

利用時間については、市町が国や県の補助を活用して在宅レスパイト事業ができる制度があります。

今年度から佐賀市では、新たな在宅レスパイト事業の取組が始まっております。県の事業と組み合わせることで年間九十六時間まで利用することが可能となりました。さらに、利用の対象が小児慢性特定疾病の受給者証を持っていない医療的ケア児にも広がったほか、外出先でも利用できるようになり、在宅レスパイトの充実につながっております。

県としましては、こうした国、県の補助を活用した取組がほかの市町に広がるよう、市町へ導入を働きかけているところです。

あわせて、利用者のニーズに応えるためには、サービスを提供する訪問看護師の確保も重要であることから、訪問看護事業者に対し御家族にとっての在宅レスパイトの大切さを伝え、看護師派遣への協力をお願いしております。

それから、一日の利用時間につきましては、令和七年度から従来の四時間を六時間へと拡大したところであり、その際も訪問看護事業者の協力があって実現したものでございます。

在宅レスパイト事業の利用時間の設定につきましては、利用実態や御家族のニーズ、ほかに利用できるサービスの状況などを踏まえまして、引き続き検討してまいります。

以上です。

○指山委員＝佐賀市は佐賀市でやられている分に上乗せできたということですけれども、ほかの市町もやらなきゃならないんじゃないかなと思います。そこは、市町さんやってくださいよと県が言うだけではなくて、県も、我々もこうしますから、例えば、鳥栖市さん、こうしてくださいませんかというようなお願いの仕方はできないんでしょうか。それはどうですか、課長。

○畑島こども家庭課長＝もう既に市町への働きかけを始めておりまして、まず会議を開いて、こういった制度があるよという説明をしました。市町にもこういった事業をぜひ始めていただきたいと要請をしておりますし、あと県の各保健福祉事務所のほうから個別に各市町のほうに、こういった事業を始めていただきたいという働きかけを今しているところでございます。

○指山委員＝とにかく保護者の負担の軽減という観点から、市町と一緒になってやっていただけたらと思います。

いざというときのために取っておきたいということであるので、いざというときのためのレスパイト利用枠、こういったものを設定したらどうかというふうに思うんですよ。日常的に利用するレスパイト枠とは別に、いざというときのために利用できる枠、これを例えば二十時間とか三十時間とか別枠で設けて、なるべく利用控えが少なくなるように、日常的なということで、例えば、さっき答弁にあった休息であるとか、買い物であるとか、そういったことに使っていただいて、本当に誰も見ることができなくなったときにお願いする時間とは別に設けると、もう一度言いますけれども、利用控えをしなくても済むようになるのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○畑島こども家庭課長＝委員がおっしゃるとおり、アンケート調査でも何かあったときのために残しておきたいという声がありまして、このことは利用控えにつながる課題の一つと認識しております。

このため県のほうでは、保健師による家庭訪問や面談の際に、在宅レスパイ

ト事業に加え、医療保険での訪問看護やレスパイト入院、医療的ケア児を一時預かりできる短期入所など、ほかにも利用可能なサービスがあることを情報提供し、必要な支援につながるよう取り組んでおります。

いざというときのためのレスパイト利用枠の設定については、在宅レスパイトのほかに利用できるサービスがあって、それが十分に活用されていない現状もあることから、まずは一人一人の家庭環境に応じた活用プランを提案するなど、引き続き関係機関と連携しながら、サービスの利用を促してまいります。

以上です。

○指山委員＝そういうことですね。なかなかレスパイトの壁、四十八時間の壁は突破できない、そんな感じがしますけれども、局長、六月の答弁で時間拡大を検討するとお答えいただきましたが、局長自身はこのレスパイトの件について、四十八時間の利用控えがたくさんある、時間を拡大してほしいという希望もたくさんある、そういうことを受けてどうお考えですか。

○大草男女参画・こども局長＝六月議会の際に検討しますと。検討に当たっては、まず利用者の声を聞いていきたいというような答弁を差し上げたかと思います。そういうことでアンケート調査をさせていただきまして、今、声を聞いております。数値としてアンケートでは出ていますし、個別に、こう答えた方の事情ってどうなんだろうというようなことをこれから拾うことができるのかなと思っておりますので、そういう個々の状況もさらに把握する必要もあるのかなとは思っております。

ただ、現状で制度があって、そこが使い切れていないと。その使い切れていない理由がいざというときに取っておきたい。それに対しては、ほかにも使える制度があるというのは、やはりしっかりお伝えをしていくことが大事なのかなと思っていまして、ほかにも使える制度があるから安心して使ってくださいということはまずしっかりやっていきたい。それをやりながら、その上での拡大をどうするのかというのは検討していきたいと思います。

○指山委員＝情報提供をぜひしっかりお願いしたいと思います。四十八時間まで十分だという、そういう家庭の方は、それはそれでいいと思うんですよ、満足されているかもしれませんし。ただ、そうでない家庭があるということは課長も局長も承知していただいていると思いますので、そこはやっぱり手を差し伸べなきゃならないんじゃないかなと思いますので、家庭の事情を把握してということでした。アンケートもしっかりやっていただきました。そこはありがたいと思っていますので、助けを必要としている方々にぜひ手を差し伸べていただきますようにお願いをしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、三つ目の特別支援学校の通学支援についてお伺いをいたします。

まず、現在の取組についてであります。

保護者や学校職員から、医療的ケア児専用のスクールバスの運行など、スクールバスの増便の声を聞いております。このような声を受けてどのようにお考えになっていらっしゃるのか、特別支援教育室長にお伺いいたします。

○河野特別支援教育室長＝特別支援学校については、これまで県内各地の身近な地域ごとに学校を設置し、また、受け入れ障害種を拡大するなどして、児童生徒の通学環境の充実を図ってきたところでございます。

また、通学支援としては、特別支援学校九校のうち七校に寄宿舎を設置しております。

委員御指摘のスクールバスについても、平成二十七年九月定例県議会における実施を求める請願の全会一致での採択を受け、平成二十九年度に一校一コースで導入し、令和八年度に開校した鳥栖特別支援学校を加え、現在七校で運行しております。

このスクールバスの運行に当たっては、児童生徒の安全を第一に考えながら、

地域の理解と協力をいただいて、利用しやすい乗降場所を確保すること、できるだけ多くの児童生徒が利用できるコース設定、そして、バスの大型化、可能な限り児童生徒の乗車時間が短くなるような工夫、こうした点に努めております。また、令和五年度からは、医療的ケアが必要な児童生徒についても、バスへの乗車中に医療的ケアが必要でない場合はスクールバスを利用できるようにしたところでございます。

県教育委員会としては、引き続き一校一コースでの運行体制で児童生徒の障害の状況等や保護者の利用ニーズを十分に把握するとともに、学校現場の声を聞きながら、スクールバスの利便性の向上に今後とも取り組んでまいります。

以上でございます。

○指山委員＝一校一ルートというのは承知をしておりました。バスの増便という声を、中原特別支援学校に行ったときに、保護者あるいは学校からもそういう声を聞くわけですね。

例えばの話ですけれども、中原特別支援学校のスクールバスがどういうルートを通って、何人の生徒をどれぐらいの時間かけて学校まで連れていっていますでしょうか。

○河野特別支援教育室長＝中原特別支援学校のスクールバスの運行ルートについてのお尋ねでした。

中原特別支援学校は、現在、乗降場所としては四カ所のコースを通っております。神埼市役所を起点としまして、アスタラビスタ吉野ヶ里店、鳥栖市東公園、セブン―イレブン鳥栖山浦店を経由して学校のほうに向かっております。現在の利用者数は十五人、バスとしては中型のバスを利用しております。

以上でございます。

○指山委員＝時間はどれぐらいかかっていますか。

○河野特別支援教育室長＝時間のほうは、約七十五分程度となっております。

以上です。

○指山委員＝神埼から吉野ヶ里を通って、それから鳥栖、それから学校ということでしたけれども、四カ所で生徒さんを乗せているということでした。

吉野ヶ里から鳥栖まではどのルートを通っていますでしょうか。

○河野特別支援教育室長＝吉野ヶ里から鳥栖までの間は高速道路を利用しております。

以上です。

○指山委員＝神埼から吉野ヶ里を通って、それから高速に乗って鳥栖まで行って、それから、鳥栖で二カ所乗せて中原まで行っていると。七十五分で行くための高速道路だと思うんですけれども、これを神埼からと鳥栖からと別で二つのルートをつくれば、そんな七十五分もかからずに、毎日高速を使わずに済むわけですよね。だから、医療的ケア児の子供たちを乗せるバスも必要だと思うし、今こうやって、例えばの話でお伺いをした中原特別支援学校も本当に遠回りをして、安全第一だからかもしれませんし、時間をあまりかけないからかもしれませんけれども、わざわざ高速を使ってということをされていらっしゃる。これはちょっとどうかなと思ったので、あえてお伺いをさせていただきました。

本当に増便の声、あるいは医療的ケア児も、看護師さんを同乗させた上で連れていってほしい。さっきも言いましたけれども、保護者の負担の軽減という観点からすると必要なことじゃないかなというふうに思いますが、その辺はいかがですか。

○河野特別支援教育室長＝中原特別支援学校のスクールバスが高速道路を利用していることについてですけれども、高速道路の利用というのは、学校が一台のスクールバスで就学区域内のできるだけ多くの地域を運行できるように、そういうふうに工夫した結果だと考えております。

今年度の利用者数は十五人ということになっておりますけれども、中原特別

支援学校が所在していますみやき町から西部の辺りのお子さんを拾い、かつ東側の鳥栖・基山地区のお子さんを拾うためにはどのコースが一番よいかを考えた上での学校での決定だと思っております。

以上でございます。

○指山委員＝だから、一校一ルートというふうにこだわるから、そういうふうになるんじゃないかなと思いますね。鳥栖からと神埼からと別便で行けば、人数の割合はいろいろあるかもしれませんけれども、もっと早く学校に着けるんじゃないかなと思うし、その分、時間短縮になれば保護者の負担の軽減にもつながるし、だから、そういったことは御検討いただくというか、実現に向けてぜひ御努力いただきたいなというふうに思いますね。

ごめんなさい、医療的ケア児の項に戻りますけれども、この医療的ケア児の子たちも保護者の負担の軽減の観点からいくと、バスに乗せてあげて、看護師同乗で――だから、バスに乗っている間に医療的ケアが要らない子は今乗せていってくれているということですけれども、そこに看護師も同乗してもらってということを実現に向けてというか、そういう御努力をぜひしていただけたらと思います。石丸議員の質問でしたかね、今議会の一般質問、教育長から通学支援の実施について研究したいという答弁もありました。これから研究ということでありますけれども、今るる申し上げましたが、どのような通学支援が考えられるのかお伺いいたします。

○河野特別支援教育室長＝先日の一般質問においても教育長が答弁で申し上げましたけれども、医療的ケア児については、保護者が体調不良や仕事の関係などで通学に付き添うことができない場合、医療資格のある看護師等の同行が必要になります。また、児童生徒の障害の状況や居住地域、必要な支援内容は様々であり、一律の方法で対応するということは難しいものと考えております。

こうしたことから、医療的ケア児の通学支援について、他県で既に取り組まれている事例で多いのは、福祉タクシーによる移送、訪問看護事業所の所有する車両による移送、こういった支援が見られるところでございます。

今後、こういった事例を参考に、移送や看護師等の付き添いサービスを担っていただける事業者の状況、そして、保護者のニーズなどを丁寧に確認しながら、関係部局と一緒になって、本県においてどのような通学支援が可能か、支援の在り方を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○指山委員＝前向きにぜひ御検討いただけたらと思います。保護者の皆さんも福祉タクシーとか、そういった類いのもので、ワンボックスカーあたりでも看護師さんと一緒に乗せていただけたらという希望もございます。

何度も言いますけれども、保護者の負担の軽減、あるいは障害者差別解消法の合理的配慮、こういったことも念頭に置きながら、通学支援をしっかりとやっていただけたらと思いますので、そこはぜひお願いをしたいと思います。保護者の願いをぜひかなえていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは三つ目、再犯防止推進計画についてお尋ねをいたします。

近年、佐賀県内における刑法犯認知件数は増加傾向にあります。そして、一度検挙された者が社会の中で様々な生きづらさを抱えて、再び犯罪に手を染めてしまうことについて、これまでも課題として何度も、この三年半言及をしてきました。

再犯の現状を見ると、刑務所から出所した者の約三割が五年以内に再び刑務所に戻るという統計もございます。私も保護司として活動しておりますが、出所後二、三年は我々保護司が本人の立ち直りを支援します。だけれども、保護司との関わり、刑事司法手続等で保護観察から離れた後、再び犯罪に手を染めないように、市町等と連携をして地域で支援していかなければならないと思い

ます。

佐賀県の再犯防止の取組は、佐賀県再犯防止推進計画に沿って進められておりますけれども、関係機関・団体との連携強化に関する取組として、例えば、再犯防止推進協議会での情報共有や意見交換、市町の再犯防止推進計画の策定支援、市町の重層的支援体制整備事業実施の支援による包括的な支援体制づくりが掲げられています。これらの取組は、再犯防止において必要な取組として位置づけられていることから、しっかり取り組んでいくことが重要であると考えます。

昨今、県内の犯罪が増加している中において、県内の犯罪を減らすことに焦点を当てるべきであって、計画の成果指標について、県内で発生した犯罪に関する指標である再犯者数にすべきではないかと考えております。

そこでまず、市町等との連携強化についてお伺いをいたします。

再犯防止推進協議会というのがございますけれども、この計画にある県の再犯防止推進協議会の構成や協議内容はどのようなものかお尋ねをいたします。

○近藤社会福祉課長＝御答弁の前に、指山委員におかれましては、今、保護司として御活動いただいておるということで、安全・安心な地域づくりにお力添えをいただいておりますことに感謝を申し上げます。古川議員もありがとうございます。

それでは、再犯防止推進協議会について御答弁を申し上げます。

県の再犯防止推進協議会は、佐賀保護観察所などの国の関係機関や佐賀県保護司会連合会、民間支援団体、県警、県の関係部署で構成をされております。

本協議会では、県内の犯罪及び再犯の状況や、再犯防止推進計画の成果指標である再入者率の進捗状況の報告のほか、関連する施策、構成機関・団体の取組を共有いたしまして、各機関の今後の取組や相互の連携について協議を行っております。また、再犯防止推進計画の策定に係る指標や方針につきましては、本協議会で協議の上、県のほうで決定をしております。

以上でございます。

○指山委員＝では次に、市町の再犯防止推進計画についてお伺いをいたします。

市町の再犯防止推進計画の策定状況についてはどのようになっておりますでしょうか、お伺いいたします。

○近藤社会福祉課長＝現在、県内二十市町のうち、十二市町が再犯防止推進計画を策定済みでございます。

以上でございます。

○指山委員＝ということは、八つの市町が未策定ということでございますけれども、この未策定の市町に対してどのような支援を行っていくのでしょうか、お伺いいたします。

○近藤社会福祉課長＝県が市町職員向けに開催いたします会議や研修会におきまして、計画策定の進め方ですとか取組内容の紹介を行うほか、再犯防止の多くを担う国の様々な取組内容を御紹介いただくよう佐賀保護観察所に依頼するなど、計画策定に関する市町への支援を行っております。

さらに、今後は未策定の市町に職員を訪問させまして、計画の策定状況や策定に関する課題などを確認いたしまして、必要な助言や先行市町の策定例の紹介などを行ってまいります。

以上でございます。

○指山委員＝ついでにお伺いします――ついでと言っては失礼ですけど、まだ八つの市町が策定していないということですが、策定する予定がある市町はどれぐらいありますでしょうか。

○近藤社会福祉課長＝現在聞き取りの状況でございますが、この再犯防止推進計画というのが市町の地域福祉計画と包含をして策定するケースが多くございまして、その地域福祉計画のほうに包含するタイミングに合わせて策定をする

という市町がございます。そういった市町が、策定していない八市町のうち七市町はそういった方針であるというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○指山委員＝分かりました。計画の予定のない市町も含めて八つ、策定されますように御努力をお願いしたいと思います。

次に、包括的な支援体制づくりの推進についてお伺いをいたします。

市町の重層的支援体制整備事業の実施状況についてはどのようになっていますでしょうか。

○近藤社会福祉課長＝重層的支援体制整備事業は、高齢、障害、子供、困窮、それぞれの分野で対象ごとに行われてきました福祉的な支援につきまして、複数の分野にまたがる課題を抱える方々に対し、一体的な支援を行うことができる体制を整備する事業でございます。

複合化した課題を抱える方々に対しまして、分野を超えた複数の支援機関の連携ですとか、支援の調整を行うコーディネーターを配置することで、包括的な支援体制を構築するものでございます。

犯罪歴や非行歴のある方々の中には、高齢や障害、困窮などの状況にあったり、就労や住居の確保、地域社会とのつながりの希薄化など、複合的な課題を抱えている方々も多く、市町における重層的支援体制整備事業の取組は有効であると考えてございます。

現在、県内では二十市町のうち、四市町が重層的支援体制整備事業を実施しております。

以上でございます。

○指山委員＝それでは、市町における重層的支援体制整備事業をはじめとした包括的な支援体制づくりについては、どのように推進していかれるのでしょうか、お伺いします。

○近藤社会福祉課長＝県では、重層的支援体制整備事業に係る後方支援事業といたしまして、主に二つを実施しております。

一つは、重層的支援体制整備事業の実施を検討しております市町に対してアドバイザーを派遣しております。アドバイザーが個別に市町を訪問しまして、担当者の相談事から市町の組織的な課題まで幅広く聞き取りまして、具体的な対応策を示しております。

もう一つは、複合化した課題を抱える方々に対しまして、包括的な支援の中心となりますコーディネーターを養成する研修のほうを実施しております。

そのほか、県の職員が個別に市町を訪問いたしましてヒアリングを実施し、課題の把握や必要な助言、先行市町の取組などを紹介しております。

以上でございます。

○指山委員＝最初にも申し上げましたけれども、刑務所を出所した者のうち、出所後二年以内に再び塀の中へという方が約一五％。それが出所後五年以内に再び塀の中へというのは、さっき三割と申し上げましたけれども、約三五％です。これはさっきも申し上げましたけれども、保護観察などの刑事司法手続、これが終了した後も、やっぱりそれぞれの地域において継続的な支援を行うことの重要性を示しているんじゃないかなと思います。

県と市町と、あるいは団体と、きちんと連携をした取組が必要だというふうに思いますので、この市町との連携強化についても計画の中に、第三次が恐らく計画策定されると思いますので、その中に市町の連携強化というのは書き込むことは当然でありますけれども、しっかりと連携強化を、市町の再犯防止推進計画の策定が十市十町全部できるように、これを引き続き取り組んでほしいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、この再犯防止推進計画の成果指標の見直しについてお伺いをいたします。

第一次計画と第二次計画の成果指標についてでありますけれども、令和元年度からの第一次佐賀県再犯防止推進計画では再犯者数を、令和六年度からの第二次経営計画では再入者率を成果指標として掲げられてこられました。第一次計画と第二次計画の成果指標はどのような考え方で設定されたのかお伺いをいたします。

○近藤社会福祉課長＝第一次計画におきましては、策定当時、検挙者全体に占めます再犯者数の割合、再犯者率でございますが、こちらが増加傾向にあったことを踏まえまして、再犯者数を成果指標といたしました。

再犯者数は県外在住者を含む数値ですが、再犯防止推進計画に定めます各種施策でありますとか保護司の皆様の支援であるとか、そういったものは県内在住者が対象となりますので、第二次計画では県内在住者だけを対象とした成果指標が必要と判断をいたしました。

協議会におきましても、県内在住者を対象とした成果指標がよいとの意見がございましたので、犯行時に県内在住である者を対象とした再犯に係る指標であります再入者率を成果指標として採用いたしました。

この再入者率といいますのは、その年に刑務所や拘置所などへ入所した者のうち、入所が二回目以上の者の割合となっております。

以上でございます。

○指山委員＝では、第三次計画の成果指標についてお伺いいたします。

佐賀県の再犯防止については、県内で発生する犯罪に焦点を当てるべきだと思いますし、県内の再犯者数が増加している昨今の状況を踏まえて、第三次計画に向けて第一次計画と同じ再犯者数を成果指標にするべきと考えますが、いかがでしょうか。

○近藤社会福祉課長＝再犯防止推進協議会におきましては、第二次計画の成果指標でございます再入者率だけではございませんで、委員御指摘の再犯者数ですとか再犯者率なども含めまして、国から提供される様々な指標を共有し、毎年度、各指標の動向の確認ですとか、意見交換のほうを行っております。

第三次再犯防止推進計画におきましては、これまでの単一の成果指標だけでなく、再入者率ですとか、再犯者数などの複数の成果指標にて多角的に評価をいたしまして施策に生かしていくことが必要であると考えております。

また、結果に係る成果指標だけではなく、例えば、再犯防止推進計画の策定市町数など、取組に係る成果指標といったものも評価の対象としていくべきではないかというふうに思っております。

第三次計画におきましては、これまでの成果指標にとらわれず、再犯防止推進協議会において広く意見を聞いた上で、再犯防止に係る取組の効果を適切に表します成果指標を設定していきたいと考えております。

以上でございます。

○指山委員＝ありがとうございます。

これからちょっと現実をお示ししたいと思います。

六月の一般質問で当時の県警本部長から、刑法犯認知件数が令和四年から増加、これは認知件数の数ですけれども、（モニターを示す）右から四番目ぐらいからぐっと増えてきているんですね、厳しい状況だというふうに認識していると本部長答弁でありました。検挙者数、再犯者、初犯者ともに増加をしております。

これがその資料です。下の黄色の部分が再犯者で、上の数字が初犯のものです。上の折れ線グラフはトータルの数字ですね。再犯者も増えてきていますけれども、それ以上に初犯者がそれを上回って増加しています。だから、再犯率も下がっているんですね。刑法犯認知件数、検挙者数ともに増加傾向にある中で、例えば、令和七年の初犯者八百五十四人といますけれども、このうち、今の再犯者の割合を当てると、約四割が再び犯罪に手を染めることになるかもし

れません。このまま初犯者の人数が増えて再犯者も増えていくということにならないためにも、第三次再犯防止推進計画の成果指標としては、例えば、再犯率について何％というふうにすべきだというふうに思います。これは薬物とか性犯罪とかの刑法犯ではない特定法犯の数字ですけれども、件数は低いんですが、それでもやっぱり一時期上がって下がったけれども、またじわっと増えている。これはグラフを横に延ばしているから、斜めの増えている部分の角度が小さいわけですけど、ぎゅっとしたら、もっと激しく上がっていくグラフになりますね。こういった現実もございます。

さっきの刑法犯と特定法犯の検挙者数の合わせたところの推移ですけれども、やっぱり初犯が増えていて、検挙者もずっと増えて、昨年、千七百人台に乗っていますけれども、初犯者が増えているということになります。

こういった現実がある中で、じゃ、今の指標はどうなっているかというと、新規受刑者の再入者数と再入者率、これを新規受刑者の中の再入者率を五五％以下にということになっていますが、この新規受刑者というのは、先ほど答弁にもありました犯行時の居住地が佐賀県内の者というふうになっていますけれども、居住地が佐賀県であって、犯行は県外でというケースもあるかもしれません。しかも、令和七年でいくと、新規受刑者が五十九名、この対象人数で、果たして再犯防止の推進と言えるのでしょうか。何でこんな成果指標になったのかなと思って、当時の部長答弁をもう一遍見てみました。

かいつまんでで申し上げますと、第一次の計画では成果指標として、県内の刑法犯・特定法犯検挙者のうち再犯者数を五年間で二割減少させることを掲げていたけれども、この指標は令和四年に達成しましたと、だから、次期計画では新たな指標を掲げようということで、恐らく再犯防止推進協議会の中で深い議論の末に、こういうような数字を基に成果指標をつくられたんだろうと思います。

けれども、佐賀県の再犯防止推進というのは、居住地がどこの者であろうと、佐賀県内の再犯者を減らすということであるべきではないのかなと思います。成果指標というのは、その計画の根本的な目標であるはずであります。その成果指標を基に、例えば、今の七つの取組、薬物事犯を減らすとか、市町との連携を強化するとか、そういった取組を行う、これが本来の姿だというふうに私は思います。

だから、細かいことにこだわっているように思われるかもしれませんけれども、犯罪が増えている厳しい傾向にある中でいろんな取組を行って、その結果、再犯者が減って、犯罪も減る。じゃ、どれぐらい再犯者を減らすべきか、はたまた減らすことができるのかという点については、再犯防止推進協議会でしっかりと議論をして成果指標を定めていただきたいというふうに思いますけれども、今の私の意見について、課長さん、何か御意見があればおっしゃっていただきたいと思いますが。

○近藤社会福祉課長＝今御答弁のほうでも申し上げましたとおり、各指標については、その対象者の範囲ですとか、どういった行為を分母と分子に設定するのかといったいろいろなことがございます。ですので、答弁申し上げましたとおり、指標というのは一つにこだわらず、複数の指標から多角的に県内の再犯の状況を把握いたしまして、それを基にどういった対策が必要なのかということを、協議会ですとか、そういったところで議論をしていくべきというふうに考えております。

以上でございます。

○指山委員＝確かに再犯防止推進協議会の議論というのは、いろんな角度から議論をしたというふうに当時の部長さんも答えていらっしゃいます。でも、その当時の答弁とかを聞くと、やっぱり新規受刑者の中の再入者率を五五％にするという、それにこだわっているように思えたんですね。今はそういう状況

じゃないと。刑法犯も特定法犯も増えていっている、要するに犯罪が増えていっている中で、再犯者を減らしていく、そういう努力をすべきじゃないか。だから、成果指標というのは計画の根本的な目標でありますので、そこをしっかりと押さえた上で、いろんな指標とかを見ながら取組を行っていく、こういうことが大事なんじゃないかなと思います。

だから、もう答弁は要りませんけれども、あと二年、令和九年、十年まで二年取組を行っていただいて、その振り返りもやっていただいた上で、令和十一年から第三次再犯防止推進計画がスタートすると思いますので、そのときは県内の犯罪を減らしていく、そういう目標をまず第一に掲げた上で、いろんな取組をぜひ行っていただきたいと思いますので、これはお願いしておきたいと思います。

部長、何か答えがあるならお答えいただきたいと思いますが、ありませんか。

○金丸健康福祉部長＝委員から御指摘いただいたことを真摯に受け止めまして、計画作成をぜひ取り組みさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○指山委員＝すみません、急に振って申し訳ありませんけれども、真摯に行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次に参ります。戦争の記憶の継承についてでございます。

さきの一般質問において中村委員から、「はがくれの塔」の管理及び戦没者の遺品等の収集・保存に関する質問がございました。それに対して健康福祉部長からは、引き続き県遺族会の御意向を伺い、その思いに寄り添いながら、県として何ができるかを考えていきたいという趣旨の答弁がございました。

戦後八十一年が経過して、戦没者遺族の高齢化が進む中、県遺族会の会員数も減少していると聞いております。戦没者の慰霊碑や遺品などを継承していくことは、今まさに対応が求められている重要な課題であると考えます。ついては、県遺族会の思いに寄り添いながら検討を進めていってもらいたいと考えております。

そこで、まず「はがくれの塔」の管理についてお伺いをいたします。

ネットから見つけてきました。（モニターを示す）これが「はがくれの塔」だそうです。昭和四十年に建立されたもので、今、佐賀県遺族会が沖縄県の沖縄平和祈念財団に委託して管理が行われているということであります。

この「はがくれの塔」の管理主体について、遺族会の意向に寄り添いながら県として何ができるか考えていくということでありましたけれども、戦没者を顕彰する場所、これをどう守っていくのか、これが県として問われているのではないかなと思います。今後どのように進めていくのかお伺いいたします。

○近藤社会福祉課長＝「はがくれの塔」につきましては、これまで半世紀以上にわたる長い間、県遺族会の皆様が大事に管理をされてきたものでございます。また、これまで県遺族会の皆様とやり取りをする中では、「はがくれの塔」の費用負担に関する御相談のほうを受けてございました。

以上のようなことから、改めて「はがくれの塔」につきまして、県遺族会の皆様に管理ですとか管理に係る費用ですとか、そういったところを、まず現在の状況を確認させていただいて、またあわせて、今後の管理の御意向について改めてお話をお伺いしたいというふうに思っております。

戦没者の御遺族の高齢化が進む中で、「はがくれの塔」とそこに込められました思いを将来にわたりどのようにして継承していくのか、県遺族会の皆様の御意向をしっかりと受け止めまして、その思いに寄り添いながら、県としてできることを考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○指山委員＝県に管理をお願いしたいということは、費用負担をお願いされているということですけれども、それは県に管理をお願いしたいということでイ

コールですね。遺族会さんに対する補助金も増額していただいていることは伺いました。本当にありがたいことだというふうに思います。

ただ、今、管理を実際に行っているのは、沖縄県の平和祈念財団ですね。だから、そこに遺族会の皆さんが費用を出して、県もそれにプラスして費用を出して行っていただいているというんだけれども、佐賀県遺族会の皆さん方が費用そのものが出せなくなっている状況なので、県にその分の管理をお願いするという形で、費用負担をお願いしているんじゃないかなと思いますね。

だから、これは本当に絶対なくしちゃいけないものだと思うし、残していかなきゃならないものだと思います。当然だと思います。だからこそ、管理をやっている実施自体は地元にあって、そこに委託をする先、委託をする人たちが遺族会から県に替わるだけの話なんですね。遺族会を通じてということになるかもしれませんけれども、実質は県が全額負担をすれば、そういうことになるのではないかなと思います。だからこそ、佐賀県遺族会の皆さんも、自分たちの手には負えなくなっているのでお願いしますということなのではなかろうかと思いますので、寄り添いながらしっかり考えていくということを課長お答えいただきました。これは前向きに検討するという答弁だと受け取ってよろしいですか。

○近藤社会福祉課長＝まずは遺族会の皆様のお話をお伺いしてから、県のほうで何ができるかを考えていくということでございますけれども、これまで県は遺族会の方々と密接にお話をして、いろいろな御相談ですとか、いろんな取組も一緒にしてまいりました。遺族会の思いを常に大切にしながら、何をすべきかということを考えてございます。「はがくれの塔」につきましても、同じように考えていきたいというふうに思ってございます。

○指山委員＝それはよく分かるんですよ。しっかりと連携を取っていただいて、寄り添っていただいているというのは、私は遺族会の会員ではないですけれども、遺族会の方からも、この間の政調懇談会のときもそういうことを受け止めました。本当に県の皆さんもよくやっていただいていますということもおっしゃっていました。だからこそ、はっきりと前向きに検討するということ、そういうお言葉が欲しいんだと思うんですよ。寄り添いながら、これから何をすべきか考えていくということは、考えた結果、今までどおりという結論もあるかと思うので、そこははっきりと口に出して言っていただけないでしょうか。

○近藤社会福祉課長＝まずは確認をさせていただきたいと思います。その上で、遺族会の思いを十分に酌みながら、県のほうで何ができるかということを考えていきたいというふうに思います。

○指山委員＝次に行きます。戦没者の遺品等の収集・保存についてであります。

戦没者の遺品等を県で収集し保存していくことについて、県遺族会の思いや遺品等の現在の状況をよく踏まえて、県として何ができるかを考えていくということでありましたけれども、今後どのように進めていかれるのかお伺いいたします。

○近藤社会福祉課長＝戦没者の遺品等につきましては、先日、県遺族会からも御遺族の高齢化により、戦没者の遺品ですとか、それにまつわる情報、そういったものが失われてしまうのではないかという不安の声はいただいております。その声をいただいて、県として何ができるかということを考えていたところでございます。

まず、この遺品等の保存につきましては、まずは遺品等にはどのようなものがあって、今どのような状況であるのか、そういったところを県遺族会のほうにお話をお伺いしたいというふうに思っております。

遺品等の保存につきましても、県遺族会の御意向をしっかりと受け止めまして、こちらについても、きちっと寄り添いながら、県として何ができるか、これを考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○指山委員＝前向きに検討していくということだろうと思います。

これも戦没者の生きたあかしをどう残していくのか、これが県に問われているのではないかなと思います。戦没者の手紙や日記、写真、遺品などが、戦争の実態、一人一人の人生を伝える貴重な資料、その価値が十分に知られないまま処分され、失われているということを聞いております。このことは、日本の歴史の一部、これが消えていっていると言っても言い過ぎではないと思います。もう二度と戦争をしない、不戦の誓いをしっかりと継承していく、このことも踏まえて、佐賀県にある貴重な資料を一つも失うことなく集め、残していく、どのくらいの量になるのか、あるいはどれほどの作業が必要なのか全く想像もつきませんけれども、それでもやらなければならないことだと私も思います。戦没者の生きたあかしをどう残していくのか、これは自治体の責務と言えば言い過ぎと思われるかもしれませんけれども、そうなんじゃないかなと私は思います。前向きな検討をぜひお願いしたい。

もっと言うなら、佐賀県遺族会の要望は、佐賀県だけにない資料館、平和祈念館、（モニターを示す）これは遺族会の皆さんからいただいた資料、全国にある資料館、あるいは平和祈念館なるもの、三ページにわたって頂戴をしました。これは全部じゃないんですね。例えば、大刀洗の平和祈念館は、これには載っていません。幾つか載っていないのもあるということなんですが、全国にはあるけれども、そういった類いの施設が佐賀県にだけないということです。これを佐賀県にも造らなければならないのではないかという希望が本当の要望です。

いつの日か実現できるように、そこに向かっていかなければならないと思いますし、だからこそ、まずは遺品の収集と保存をお願いしたいと思いますが、やっぱりこれもはっきりと、やるとは言わないまでも、しっかり前向きに検討していきますよというぐらいは、遺族会の皆さんも言ってほしいという気持ちはあると思うんですよ。そこら辺は、先ほどの「はがくれの塔」の管理と、それから戦没者の遺品等の収集・保存、これについて、課長もう一遍、踏み込んだ答弁をお願いできませんでしょうか。

○近藤社会福祉課長＝「はがくれの塔」の管理につきまして、それから戦没者の遺品等の保存につきまして、まずは遺族会にきちっと話をお伺いしたいと思っております。

先ほども申し上げましたけれども、遺族会の思いですとか、遺品が失われてしまうことに対する切実な思いというのは、私も直接、会長のほうからもお聞きをしております。そういった思いをきちっと踏まえまして、これまでのように遺族会に寄り添って、どうしていくべきかということを考えてまいりたいというふうに思っております。

○指山委員＝前向きに検討という答えだと思います。改めて思いました。

ちょっと残念な気もしますけれども、実際に九月定例県議会の一般質問で答弁をされた部長は、その思いに寄り添いながら県として何ができるか考えていきたいという答弁でございましたが、今のやり取りを聞かれていて、遺族会の皆さんの希望、そしてはっきりとした、一歩進んだお言葉が欲しいという希望をかなえてあげたいと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○金丸健康福祉部長＝先ほど課長が申し上げましたとおり、例えば、戦没者追悼式を十年間前倒しして行ったりとか、あと御紹介がありました県の補助金を増やしたという、これは実は遺族会からお話をいただいて、それでお話を聞きながら進めてきたことなんです。なので、県がこうすべきだ、こうしたいということではなくて、遺族会の方というのは、先人に対する哀悼の意ですとか感謝ですとか、未来にこの戦争のことをつなげていきたいという思いで活動されていますので、そういう気持ちを酌みながらやっていかないといけないと思っ

ています。一番大切にしているプロセスが話を聞くということなんです。その話を聞いた上で、どうするかということを考えることがプロセスとして一番大切だと思っています。その一番大切なプロセスを今から始めさせていただきますということです。

私からは以上です。

○指山委員＝県がああせい、こうせいということを言ってくれと、答えてくれと言っているわけじゃないんですね。寄り添いながらということなので、課長も同じような答弁をされましたけれども、寄り添いながら考えていくということなので、それイコール、ちゃんと今までも声は聞いてきたということですから、なるべく希望をかなえてあげたいというふうな思いがあってのことだろうと思いますので、私が言うのも変ですけど、前向きに検討するということだと受け止めていいですか。

○金丸健康福祉部長＝そこは委員の御意向だと思いますので、委員がそう思われるのであれば、そうだということだと思います。

以上でございます。

○指山委員＝ありがとうございます。もうやめます。今ので十分です。遺族会の皆さんも喜んでいただけると思いますので、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。いつの日か、資料館、あるいは平和祈念館みたいなものが佐賀県に誕生することを願っております。

それでは五つ目、少子化等の影響を踏まえた県立高校の取組についてお伺いをいたします。

少子化というのは本当に歯止めが利きません。その影響によって県立高校の入学者数、これは平成二十七年度に六千二百九十九人いましたけれども、令和八年度には四千九百七十五人と、およそ十年ほどで約千三百人減少しました。また、県内の中学校卒業見込み者数も減少を続け、令和八年度に七千九百二十九人いた卒業生が、令和十六年には六千八百十九人と七千人を割ることが見込まれております。

加えて、私立高校においては、令和八年度から就学支援金の所得制限が撤廃されるとともに、支給上限額が引き上げられる、いわゆる高校無償化がスタートし、早稲田佐賀高校や弘学館高校をはじめ、県内の私立高校への志願者は令和七年度に八千七百五十一人でしたけれども、令和八年度は九千六百七十二人と、前年度と比較して六百人以上増加したと聞いております。

また、令和の時代になって通信制の高校へ進学する生徒が増えて、令和元年に百二十八人だったのが令和二年には二百十人、令和八年には四百三十六人と倍々で増えています。こうした環境変化によって、今後ますます県立高校の志願者が減り、学校がこれまで以上に小規模化するのではないかと危機感を抱いております。

そこで、お尋ねですけれども、県立高校の志願状況等についてであります。

まずは、一般選抜における志願者数についてであります。

直近三年間の県立高校入学者選抜の一般選抜の募集人員及び志願者数はどのようになっているのか。また、募集人員に満たない学校は何校あるのかお伺いいたします。

○山崎学校教育課長＝まず、県立高校入学者選抜には特別選抜と一般選抜がございまして、募集定員については、二つを合わせて設定をしております。

現在、各高校では、魅力ある学校づくりに取り組む中、特別選抜を積極的に活用しており、それに伴いまして、一般選抜の募集人員は近年縮小しております。

こうした状況を踏まえまして、一般選抜の直近三年間の志願状況につきましては、令和六年度では募集人員四千六百六十七人に対して、志願者数は四千八百八十人、令和七年度では募集人員四千五百五人に対して、志願者数は四千五

百九十六人、令和八年度では募集人員四千二百十二人に対して、志願者数は四千百九十一人となっております。

次に、志願者数が一般選抜の募集人員に満たなかった学校数につきましては、令和六年度が十四校、令和七年度が十五校、令和八年度が十七校となっております。

以上でございます。

○指山委員＝それでは、その一般選抜における合格者数についてであります。

直近三年間の県立高校入学者選抜の一般選抜の合格者数はどのようになっていますでしょうか。

○山崎学校教育課長＝一般選抜の直近三年間の合格者数につきましては、令和六年度四千二百八十九人、令和七年度四千五十三人、令和八年度三千六百九十二人となっております。

以上です。

○指山委員＝では次に、入学者数についてであります。

直近三年間の県立高校への入学者数及び定員に満たない学校は何校あるのかお伺いいたします。

○山崎学校教育課長＝直近三年間の入学者数につきましては、令和六年度は定員五千八百人に対して五千四百五十一人、令和七年度は定員五千七百二十人に対して五千三百五人、令和八年度は定員五千七百二十人に対して五千二百五人となっております。

また、入学者数が定員に満たなかった学校数につきましては、令和六年度が十六校、令和七年度が十七校、令和八年度が十九校となっております。

以上でございます。

○指山委員＝それぞれ募集定員というんですか、それを、令和八年は志願者もそうだし、合格者もそうだし、ましてや入学者数はこの三年間ずっと定員割れ、定員に満たない、全体で見るとですね。その中で十九校、今年度は定員に満たない学校があったということでございますけれども、それぞれ募集定員に満たない要因は何だとお考えですか。

○椛島教育振興課長＝定員に満たない要因といたしまして、一つは、先ほど来委員が触れられております無償化の影響は幾らかあるかと思います。ただ、そのエビデンスが具体的にあるわけではございませんけれども、近年の流れでいいますと、やはり通信制への志願者というのが増えておりますところは一つ大きな要因かと考えております。

以上です。

○指山委員＝分かりました。

それでは、近年の志願状況、あるいは高校無償化によって子供たちの進路選択の幅が広がっている、こういう状況を踏まえて、子供たちに県立高校を選択してもらうよう県教育委員会ではどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

○椛島教育振興課長＝県教育委員会では、県立高校が子供たちに選ばれる学校であり続けるために、社会情勢やニーズの変化も踏まえ、魅力や強みを磨き上げる「唯一無二の誇り高き学校づくりプロジェクト」に県全体で取り組んでおります。

唯一無二の学びを創出し、学校の魅力を高めるため、学科の在り方や教育課程の見直しを行ってきております。令和八年度は唐津青翔高校に全日制公立高校で全国初となる「eスポーツ学科」を、神埼高校には九州初となる「こども教育進学コース」を新設いたしました。

また、各学校で地元の市町や地域の団体等と連携した探究的な学び、学校内外での体験活動など特色ある教育活動に取り組んでおります。

このような取組は、生徒にとって多様な価値観に触れ、自分の興味、関心の

幅を広げるきっかけになっているとともに、地域に学校の魅力や特色を知ってもらうよい機会となっております。

こうした教育課程の磨き上げと地域と連携した学びの充実のほか、各校の魅力の情報発信にも積極的に取り組んでおります。

例えば、県外生徒の流入促進策として、鳥栖地区、唐津地区、伊万里地区といった県境地域の県立高校が福岡、長崎といった隣県に出向き、高校の教育活動や魅力を分かりやすく伝える「出張高校進学説明会」や、首都圏で開催される移住イベントへの出展などに取り組んでおりまして、来月、十月には鳥栖地区の県立高校が久留米市の大規模商業施設において説明会を行うこととしております。

そのほか、有田工業高校のように、学科の特色を生かして全国から生徒を募集する高校もございまして、様々な地域から異なる背景を持つ多様な生徒たちが集い、地元の生徒と互いに切磋琢磨し、他者理解を深めることで、新しい価値観や興味が生み出され、学校そのものの活力となっているところもございます。

県立高校では、このように生徒や保護者に選ばれる学校となるよう、魅力ある学校づくりに取り組んでいるところです。

以上でございます。

○指山委員＝いろんな取組が行われているということは理解をしました。そういうことはプロである皆様方にお任せしたいと思いますし、いい結果が出ることを願っております。

ただ――じゃないけど、県内の私学に進学する県内の中学卒業者数はほぼほぼ変わらないんです。教育委員会が出している資料を見ますと千六百から千八百人ぐらいで、逆に県立高校に進学する生徒さんはどんどん減っていますよ。私学は建学の精神があって、特色を思いっ切り出されて、そこで千六百から千八百人という生徒をキープされているんだろうと思います。さっき令和十六年には七千人を切ると言いました。この先、七千人を切ったときに県立高校はどうなるんだろうなと思って、あまり考えたくないなというふうにも思います。これはしっかりやらないといけないことだと思いますので、さっきも申し上げましたけど、本当にいい成果が出ることを期待しております。

教育長さんにお伺いしますけれども、高校教育を取り巻く環境は本当に大きく変化する中で、県立高校の果たすべき役割、あるいは意義をどのように捉えて、今後どのような思いで学校づくりに取り組んでいくのか、所見をお伺いします。

○甲斐教育長＝御質問いただきました、県立高校頑張れということだと受け止めさせていただきます。

県立高校の特徴としましては、生徒が通学可能な範囲内に各地域に存在しているということ、これは大きいと思っています。そして、普通科や専門学科、総合学科、多様な学び、工業、商業、農業、家庭、福祉、いろんな学びの場を提供できているということがあると思います。

また、地域の方々との協働を通して、高校だけでなく、地域の活性化をもたらすことにもつながっているんじゃないかというふうに思っておりまして、その存在意義は大きいものと私ども認識をしております。

今後も、地域の教育機会を確保する観点から、時代のニーズに柔軟に対応しつつ、先ほど申し上げましたように、県立高校の学びのところ、そこの魅力を充実させていく必要があるというふうに思っております。

そしてまた、各高校は立地している市町から大変応援をいただいています。自分のところの学校ということで応援をいただいて、大変心強く思っております。そうしたことで、先ほど課長が答弁しましたように、各校では地域との連携、特色ある学びの充実に取り組んでいるところでございます。

これからの変化の激しい時代、二〇四〇年を見据えて、生徒一人一人が自ら課題を発見し、多様な人と協働しながら、新たな価値を創造できる力を身につけていくこと、これは大切なことでございます。このような考えの下、高等学校等教育改革促進事業、これは国のほうにも出しておりますけれども、それに取り組むこととしております。

高校というのは、生徒が自ら希望する学びや進路を実現するための大切な場所です。そして、地域にとっても活力をもたらす場所というふうに思っております。少子化や産業構造の変化、高校無償化などの影響、いろんな変化があります。そういったものも分析しつつ、これからも地域の強みを生かした「唯一無二の学校づくり」をはじめ、必要な対策を講じてまいります。

県立高校が生徒に通いたい、そして保護者に通わせたいと思ってもらえるよう、また地域の方にここに高校があってよかったと思ってもらえるよう、引き続き市町、それから地域と連携協力しながら、魅力ある学校づくり、高校教育改革にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○指山委員＝しっかりとお願いしたいと思います。

例えば、生徒の立場、選ぶ側に立ってみれば、公立であろうと私立であろうと、あるいは通信であろうと高専であろうと、自分の行きたいところに行く、それだけなんですね。だから、いかにして選んでいただけるか。そのためには、先ほど教育長も課長も答弁されたようなしっかりとした取組、これが必要だろうと思っています。

危機感を持っていらっしゃるというのも分かりますし、しっかり頑張っていただきたいなと思います。ピンチはチャンスと言いますからね、あまり悲観的にならずに、この先、前向きに努力をしていただきたいと思いますし、しばらく県教委の御努力を、その姿を見守っていきたいと思いますので、頑張っていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に参ります。県立図書館についてであります。

図書館、これは知の拠点であります。地域住民にとって必要不可欠な施設だと考えます。私も地元の図書館を時々利用しますけれども、必要な情報がすぐ得られる、あるいは様々な研修会なども開催されて、幅広い年代の方々が利用されていて、すばらしい場所だと思います。また、子育て世代の方が転勤で引っ越し先を決めるとき、図書館の充実というのも決め手の一つになると聞いたことがございます。図書館は子供の教育を考えても大切な施設であり、町の魅力を高める大きな存在であります。

そこで、県立図書館の現在の状況についてお伺いをいたします。

年間一億五千三百四十万円、この年間予算で運営されておりますけれども、その利用状況について、県立図書館の利用状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○高井まなび課長＝県立図書館の利用状況についてお答えいたします。

令和七年度について申し上げます。来館者数は約二十四万八千人でした。個人への貸出点数は約十七万点となっています。また、司書が図書や資料について利用者の相談に応じる、いわゆるレファレンスは年間約六千件でした。

電子書籍の閲覧数は、令和七年度は月平均百五十四件となっております。令和四年三月の導入後、電子書籍については年々閲覧数が増加しておりまして、令和四年度の月平均との比較で令和七年度は約二倍に上りました。

このほか、県内の公共図書館や大学図書館同士で貸し借りを行う相互貸借や、郷土資料を公開するデータベースも多く利用されており、図書館の利用形態は、図書館に足を運んで本を借りるという従来の利用に加え、インターネットを活用した利用への広がりも見られます。県立図書館では、こうしたニーズを踏まえながら、来館サービスとデジタルサービス双方の充実に取り組んでいるとこ

ろです。

以上です。

○指山委員＝では、蔵書数及び図書の購入についてですが、その蔵書数や除籍の状況は現在どうなっていますでしょうか。また、図書の購入費の状況はどのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

○高井まなび課長＝蔵書数について、令和七年度は約八十九万六千冊でした。

一方、除籍数は約一万五千六百冊となっています。除籍は、統計資料などデジタル化によって役割を終えた資料や内容が古くなった実用書、国立国会図書館に保存されているものなどを司書が確認をしながら行っています。

図書の購入費は、令和七年度約四千五百万円でした。購入冊数は約九千九百冊となっています。

県立図書館としては、資料の選定と保存、更新のバランスを図り、蔵書の充実に努めております。

○指山委員＝限られた予算の範囲内で専門書や児童書など幅広い図書資料を整備していかなければなりませんけれども、本当に厳しい状況かもしれません。本の値段も上がったりしていると思います。購入図書数を見れば、予算は変わらないんだけれども、若干減っているということを見れば、本の値段も上がっているのかなというふうに推察をいたしました。

だけれども、図書館にとって何より図書の充実が一番大事だと思っています。これは第一と思っていますので、県民にとって利用したくなるような図書館となるように努めてほしいと思います。

それでは次に、郷土資料室「サガスバ」についてであります。

昨年から取り組んでいるこの郷土資料室「サガスバ」の利用状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○高井まなび課長＝県立図書館では、令和七年八月から郷土資料室に「サガスバ」という愛称をつけております。佐賀の歴史や文化、産業などの魅力を深く知る場所として、より多くの方々に親しみを持って利用していただくため、愛称をつけたところです。愛称には佐賀のすばらしさを発見するといった思いも込めています。

「サガスバ」の特徴は、現代資料から歴史資料まで、佐賀に関する豊富な資料があり、所蔵資料は約十九万点に上ります。さらに新たな取組として、郷土関係の図書を職員が選んで紹介するテーマ展示を年間四回程度実施しています。これまで「戦後八十年」、「葉隠」、「さがのグルメ本」など、様々な切り口から佐賀の歴史や文化について紹介をしております。

○指山委員＝明日、委員会で県立図書館に視察へ行きますので、この「サガスバ」もぜひ見せていただきたいと思いますし、以前見ました。見たことがあるんですけれども、（モニターを示す）二階の黄色でマークしている、あそこが「サガスバ」の場所です。二階に上がっていかなければならないし、あそこに行けば、ああ、すばらしいなと思う場所なんですよね。場所というか、資料室なんですよ。だけど、あそこに届くまでがなかなか結構難しい。なかなか行かないので、ここは工夫をしながら。だからといって、ほかのところを動かせと言っているんじゃないんです。あそこに行ってもらえるように何とか仕向けて、佐賀の郷土のことをしっかり勉強していただくような、そんな場所になってほしいなと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは最後から二つ目、まず最初にこれを聞かなきゃいけなかったんですけども、県立図書館の役割についてですが、そのうちのまず県立図書館の利用者についてです。

利用者がほとんど佐賀市民であると聞いています。市町ごとの利用者はどのような状況か、お伺いをいたします。

○高井まなび課長＝県立図書館の利用者についてですが、個人登録の利用者の

方については令和七年度末で約四万六千人となっています。

市町ごとの住所地別の人数は公表しておりませんけれども、佐賀市在住の方が多くを占める一方、県内二十市町各地の方々にも利用いただいているところです。

県立図書館から離れた地域にお住まいの方については、市町立図書館を通じた、先ほど申し上げました相互貸借ですとか、インターネットで予約した県立図書館の本を最寄りの図書館で受け取るサービスなども利用いただいているところです。

○指山委員＝それでは、県立図書館の果たす役割についてであります。

市町立図書館もそれぞれの市町にある中で、県立図書館の役割、これはどのようなものでしょうか。

○高井まなび課長＝公共図書館には、読書活動を支える場所として、また、地域の情報拠点として、それぞれの地域の実情やニーズに応じたサービスの提供や運営が求められています。

県立図書館では、県内の図書館サービス全体の向上を図る中核図書館として、市町立図書館への支援、資料の収集・保存・提供、図書館職員の研修などの役割を果たしています。

具体的には、市町立図書館では収集が難しい専門的・学術的資料や郷土資料などを県立図書館が収集、保存し、市町立図書館に提供しています。

また、新刊児童図書を全点購入しており、購入した児童書は市町立図書館にも活用いただくことで、子供の読書環境の充実につなげています。

なお、限られた予算や保管スペースの中で、県内の図書館が必要な資料を互いに利用できるよう、相互貸借に取り組むとともに、横断検索システムや物流システムなどによる県内図書館ネットワークの構築を進めているところです。

さらに、図書館サービスを支える司書の人材育成についても力を入れております。

これまで県立図書館のリーダー司書が市町立図書館などを訪問し、意見交換や技術的な助言を行ったり、県立図書館によるレファレンスや読書バリアフリーなどをテーマとした研究会や研修会などを通じて、県内の司書を支援してきました。

今年度からは新たに「司書県さが」推進事業としまして、佐賀女子短期大学と連携し、司書教育拠点の構築を進めているところです。司書のスキルがさらに向上することで、県民が多様な本に出会い、学びが深まるよう取り組んでいます。

○指山委員＝るる答えていただきまして、ありがとうございました。

やっぱり県立図書館は、市町の図書館もある中で、佐賀県の全体を見て、県立図書館、市町村立図書館、全部が一つの図書館というイメージ、相互貸し出しなんかもやっていらっしゃいますから、全部で一つの図書館というイメージで、県立大学も知の拠点かもしれませんけれども、図書館というのはやっぱり知の拠点だろうというふうに思います。しっかりそこは一歩でも二歩でも前に進んでいくように、市町と協力しながら取組を行っていただきたいと思います。最も身近な地域の知の拠点という意味でお願いしたいと思います。

それでは、県立図書館の今後についてです。

まず、現在の改修状況についてであります。

昭和三十八年に開館して以来、約六十三年が経過していますけれども、改修も増えてきています。（モニターを示す）黄色でマークしたところが、これは図書館の工事状況なんですね。竣工からずらっと、横に二十、三十、四十と書いていますけども、竣工から二十年目、三十年目、四十年目で、黄色のマークで「改修」という文字に印をつけました、二十年目からぽつぽつと、三十年目も出てきて、四十年も出てきて、五十年を過ぎると、やっぱり改修のマークが

多くなってきているということで、大変な状況なんじゃないかなと思っています。なので、こういう状況ですけれども、現在の改修状況はどのようになっていますでしょうか。

○高井まなび課長＝県立図書館は、委員のほうからも先ほどお話がありましたとおり、昭和三十八年の開館から六十三年を超えており、平成二十五年度には耐震補強工事を実施しております。また、近年の動きとしまして、令和三年度からは「佐賀県ファシリティマネジメント基本方針」に基づき計画的な施設改修を進めているところです。

具体的には、令和三年度に屋上屋根防水等改修工事を行い、令和四年度にかけて空調改修工事を実施しました。また、令和六年度から令和七年度にかけて外壁改修工事をするとともに、現在は電気設備改修工事を進めているところです。

今後は、給排水衛生設備の改修のほか、図書館に隣接する書庫の屋上屋根防水や外壁改修などを計画しております。

引き続き、計画的に施設の維持、設備の更新を進めながら、県民の学びを支える図書館サービスの提供に努めてまいります。

○指山委員＝では、知の拠点と申し上げましたけれども、県立図書館の充実を考えたとき、今後の見通しをどのように考えていますでしょうか、諸岡部長にお尋ねいたします。

○諸岡県民環境部長＝現在の佐賀県立図書館の建物、これにつきましては、全国的に保存価値が認められる近代建築として、令和三年度に「日本におけるモダン・ムーブメントの建築」というのに選出をされております。歴史的・文化的価値のあるこの建物は、これまでに耐震補強等も行っておりまして、今後も計画的に補修、改修を行いながら活用していきたいというふうに考えております。

一方で、県民の学びを支え、そして、県内各地の図書館を支援していく県立図書館として、変わるべきところは変えていくことが必要だというふうに考えております。

最近の例でいいますと、図書館の南側、佐賀城公園につながるオープンスペース、ここに「こころざしのもり」を整備したり、また、本が読みづらい方々とか、そういった方に配慮したような部屋「みんなの森（もり）」も整備をいたしました。

それから、先ほど課長からも幾つか言及がありましたけれども、児童図書の全点購入ですとか、図書の相互貸借、それから電子書籍、あるいは古文書などのデジタルデータベース化、それから、リーダー司書による市町図書館の支援など、様々新たな取組も実施をしてきております。

その市町立の図書館ですけども、県内にはそれぞれ特徴のある図書館があります。例えば、鳥栖市の図書館では、地域に出向くサービスの充実とか、デジタル技術を活用した学校との連携などが特徴的であります。ほかにも県内にはそれぞれ特徴ある、そして、魅力ある図書館が数多くあります。県民にとって最も身近な市町の図書館を支えていくことが県立図書館の大きな役割の一つだというふうに考えております。

また、県民にとって充実した魅力ある図書館であるためには、そこで働く司書さんたちが生き生きと活躍することが重要だというふうに考えております。このため、県立図書館だけではなく、市町や学校図書館をも含む県内司書のスキルアップの事業や、あるいは司書に光を当てていく、そういった事業も今後やっていくということにしております。

こうした中ではありますけども、先般、全国紙の一つで全国の公共図書館の蔵書数、貸出数、レファレンス件数、レファレンスは調査研究などの相談とか資料探しですけれども、この件数の三つを指標として、都道府県ごとの比較を

しておりました。佐賀県はいずれの指標も上位にありまして、総合では全国七位ということでされておりました。

今後も、県立図書館と市町の図書館などがそれぞれの特徴、強みを生かして、私の言葉ですけども、「チームさが図書」として一体となって、県民誰もが身近に読書に親しむことができる環境づくりを進めていきたいというふうに考えております。

○指山委員＝確認ですけど、歴史的価値があって、令和三年に何とかとおっしゃいました。これはずっとあの建物を維持していかなきゃならないということにつながるんですか。

○諸岡県民環境部長＝先ほど申し上げましたけれども、今の図書館につきましては大変大きな耐震の補強工事も行っております。当面は適切な補修、改修を計画的にしながら活用していきたいというふうに考えております。

○指山委員＝当面というのがどれぐらいの期間か分かりませんけれども、六十三年たっているわけですね。これが、例えば、あと二十年、三十年ということにはならないんじゃないかなと思っています。ただ、歴史的価値がある建物ということであるなら、図書館じゃなくても、その建物だけ残すということも考えられるんじゃないかなと思います。

やがて絶対どこかにこの建物は建て替えが必要になってくるんじゃないかなと思います。県立大学も急務かもしれませんけれども、図書館についてもこれは急務だと思いますよ、本当に。いつまでもあの建物を、言葉は悪いけど、だましだまし使うというようなことはあんまりよろしくないんじゃないかなと。

先々月、岡山の県立図書館を見せていただきました。本当に羨望のまなざしで視察をさせていただきました。過去には下関、あるいは長崎の新しい図書館も見せていただきました。本当に今、図書館そのものが機能的にもさま変わりしていっている、そういう中で変えるべきところは変えるとおっしゃっていました。そこをやっていただかなきゃなりませんけれども、いつまでもというわけにはいかないでしょうから、その辺は念頭に置きながら、これからの図書運営に努めていただきたいというふうに思います。

本当は建て替えのイメージまでここで言いたかったんですけど、それはもう言わずにやめておきます。明日、こそっと耳打ちしますので、少しだけ聞いていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

近い将来、県立図書館が本当に新たな知の拠点として生まれ変わるといいなと思いながら、質問を終わりたいと思います。長々とすみませんでした。

○青木委員長＝暫時休憩します。十三時十分をめどに委員会を再開いたします。お疲れさまでした。

午後零時三分　休憩

午後一時七分　開議

○一ノ瀬副委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○岡口委員＝「自民党ネクストさが」の岡口でございます。

久しぶりにこの文教厚生常任委員会で質問かなと思っておりますが、僕にはこの委員会はあまり合わんですもんね。しかしながら、しっかり質問させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず問一は、全国学力・学習状況調査について伺いたいと思います。

全国学力・学習状況調査、いわゆる全国調査は、平成十九年度から実施されており、結果が公表されるたびに大きく報道されるなど、県民の関心も高い調査であると私は思っております。私自身も毎年その結果を目にしていますけれども、この調査が何のために行われているのか、また、その結果をどのように受け止めればよいかについては、県民の皆様に必ずしも十分理解されているとは言えないのではないかと感じております。

本県においては、全国調査の全ての教科で三年連続して全国平均を下回る結果となっております。こうした状況を受け、本県の学力の現状やこれまでの取組について、改めて考える必要があると思います。しかし、学力は数字だけで語れるものではないと思います。学びの主体はあくまでも児童生徒一人一人であり、全国調査についても結果だけが独り歩きするようなことがあってはならないと思います。児童生徒の学ぶ意欲を高め、自らの成長を実感できる機会となるなど、子供たちにとって有益なものであってほしいと考えております。だからこそ、教育委員会がこの結果をどのように受け止め、どのように評価をし、今後の学力向上や学校現場の取組に生かしていこうとしているのかが重要であると思います。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

一番目に、全国調査についてでありますけれども、まず目的についてであります。

全国調査の目的は何であるのかを伺います。

○山崎学校教育課長＝全国調査の目的は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、また、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てること、また、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することとなっております。

以上です。

○岡口委員＝ありがとうございます。やはりこの全国調査の目的については、捉え方はいろいろあるかと思いますけれども、教育委員会自体で取り方もいろいろあるかと思いますが、目的は目的としてしっかり捉えてもらいたいと思っております。

次に、対象学年についてでございますけれども、全国調査の対象学年は何年生でしょうか、伺います。

○山崎学校教育課長＝小学校は六年生、中学校は三年生で、そこには義務教育学校、特別支援学校の該当学年の児童生徒も含まれます。

以上です。

○岡口委員＝次に、実施教科について伺いたいと思いますが、全国調査の実施教科は何でしょうか、伺います。

○山崎学校教育課長＝毎年、小学校では国語と算数、中学校では国語と数学を実施しております。加えて、三年に一回、小中学校で理科、そして、中学校で英語を実施しています。令和八年度につきましては、小学校で国語と算数、中学校で国語と数学、英語を実施いたしました。

また、児童生徒及び学校を対象とした質問調査も実施しておりまして、児童生徒に対しては、学習意欲や学習方法など、学校に対しては指導方法などを調

査しております。

以上です。

○岡口委員＝三年に一度という形で答えられましたけれども、これは理科もあるんですかね、伺います。

○山崎学校教育課長＝毎年実施される小学校のほうでは、一教科四十五分、中学校のほうでは五十分となっております。

以上です。

○岡口委員＝時間じゃなくて、三年に一度、小学校は理科もあるんでしょうか、すみませんが。

○山崎学校教育課長＝申し訳ございません。三年に一回行われるのは小中学校の理科です。国語と算数、中学校の場合は国語と数学、これは毎年でございますけれども、理科につきましては三年に一回、そして、中学校の英語も三年に一回という形になっております。

○岡口委員＝この三年に一回というのは、何か理由があるんですか。

○山崎学校教育課長＝文部科学省のほうが実施主体となっておりますので、特にその目的というのは把握をしていないところでありますけれども、国語と算数、数学あたりが基本となる教科で毎年ということで、それに加えてということなのかなというふうに思いますけど、ちょっと定かなところは申し訳ございません。

○岡口委員＝分かりました。

次に、問題の出題傾向についてですが、どのような問題が出題されているのか伺います。

○山崎学校教育課長＝毎年実施しております教科に関する調査の問題数は、一教科当たり十三問から十六問程度でございます。こうした限られた問題数の中で、知識・技能の定着状況だけではなく、それらを活用した思考力、判断力、表現力等を問う問題が出題されております。

また、学習意欲や学習方法などを問う、先ほど申しました質問調査の項目数というのは、児童生徒対象の質問が八十問程度、学校に対する質問が九十問程度となっております。

以上です。

○岡口委員＝ちょっと確認ですけれども、十三問というのはどういうことでしょうか。

○山崎学校教育課長＝例えば、国語の問題でありますと、大きな問題、それが十三から十六ぐらい並んでいる。一番、二番、三番というような形で、大体十三問から十六問程度という形です。算数等もそういう形になっております。

以上です。

○岡口委員＝私も今年の学力調査の国語の問題を見ておりましたけれども、全然解けませんでした。我々のときは、答えは大体決まっているじゃないけど、考えなくていいような形になって、暗記が大体主だったと思うんですけど、この問題を見ていますと、考えて答えを出すような形になっておりましたので、全然我々のときと違うなという形で私自身は取りまして、こういう形でされていて、評価が本当にできるのかなというふうなことを私自身思いましたものですから、ちょっとこの質問をさせていただいております。

二番目に、調査の結果とその受け止めについて伺いたいと思いますが、まず調査結果についてですが、令和八年度の我が県の調査結果はどうでありましたでしょうか、伺います。

○山崎学校教育課長＝委員からお話がありましたとおり、令和八年度の教科に関する調査結果では全国平均を下回っております。しかしながら、正答した数で見ますと、その差は大きくありません。

例えば、中学校国語の正答した数は、全国の平均が九・六問であるのに対し

まして、佐賀県の平均は九・三問でありまして、その差は〇・三問といったところでございます。この数字というのは、一クラスで数人の生徒があと一問正解していれば埋まるくらいの差ということになります。

文部科学省におきましても、都道府県別の平均正答率、スコアのばらつきというのは非常に狭い範囲に収まっていると、そういった形で分析をされております。

また、本県において、平均正答率が全国平均を上回る問題もございまして、具体的に申しますと、例えば、小学校算数の図形領域における体積の求め方の理解、また、中学校国語の書くことにおける気持ちがより伝わるような表現の工夫などがございました。

先ほど申しました質問調査のほうでは、家庭学習時間の確保というのが引き続き課題として見られますけれども、その質問項目の中にある分で、学習した内容について分かった点やよく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができているという項目に回答した児童生徒の割合は、小学生が八〇・四%、中学生が八一・一%ということで、いずれも昨年度を上回って、また、全国平均も上回ったことから、主体的に学習に取り組む姿勢の高まりというところはうかがえたところでございます。

このように調査結果を総合的に見ますと、課題も見られる一方で、成果や強みも確認されているところでございます。

以上でございます。

〇岡口委員＝正答率は九・六問が九・三問とおっしゃったかな。（「そうですね」と呼ぶ者あり）ちょっとした差であって点数がついているという形でございますので、なかなか我々からすると、百点満点で百点と六十点ぐらいの差があるのかなというような感じで我々は取っているんですけれども、そういう形じゃないということですよね。あと僅かなところであっているという話ですよね。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）そういうことですね。分かりました。

そしたら、この調査結果の受け止めについて伺います。

調査結果をどのように捉えているのか伺います。

〇山崎学校教育課長＝県教育委員会といたしましては、知識・技能を問う問題の正答率よりも思考力、判断力、表現力等を問う問題の正答率が低いこと、また、家庭学習時間の確保などにつきまして課題が継続していると考えております。

その一方で、外部有識者などで構成する学力向上対策検証・改善委員会からは、全国平均との差だけで結果を捉えるのではなく、子供たちの学ぶ意欲や学習への取り組み方の変化に着目することが重要であるとの意見が示されたところでございます。

以上です。

〇岡口委員＝この受け止めについては、課題はしっかり拾い上げていただきたいなと思っておりますので、この課題の拾い上げ方も、毎年毎年違うか分かりませんけれども、調査があったらあった時々で課題調査はされていると思います。その辺についてはしっかり拾っていただいて、今後につなげていただくような形でお願いをしたいなと思いますし、家庭環境やＳＮＳももろもろと教育環境も変わっていますし、子供の生活も変わっていると思いますので、学習時間も多分減っているのではないかなと私も心配するところでありますけれども、時間が多い、少ないというのはあまり関係ないか分かりませんが、意欲は大事だと思っておりますので、その辺については、しっかり見えないところで指導していただければなと思っているところでございます。

三点目に、この調査を活用した取組について伺いますが、まずこれまでの取組についてですが、調査結果を活用し、これまでどのような取組を行ってきた

のか伺います。
○山崎学校教育課長＝調査結果につきましては、毎年、児童生徒の学習状況や課題を分析しまして、授業改善に向けた指導改善のポイントを市町教育委員会や小中学校へ示してまいりました。
また、教職員向けに、単元を通して身につける力を明確にした授業づくりのリーフレットを配布するとともに、子供同士の話し合いや学習者主体の学びをテーマとした授業解説動画を作成、配信し、授業改善を進めてきました。
さらに、委員から御指摘がありましたように、家庭学習というのも大切だと考えております。その家庭学習の充実に向けて、学校向けの「家庭学習の指導の手引き」や、また保護者向けのリーフレット「『学ぶ力』を育む家庭学習」、こういったものを作成、配布してまいりました。
このように、調査結果を基に授業改善と、それから、家庭学習の充実の両面から取組を進めてきたところでございます。
これらの取組に加えまして、研修会等を実施するとともに、市町の教育委員会や各学校においては、授業の質の向上を図りながら、子供たちの学ぶ力を育んでいくため、日々研究を重ね工夫し実践されているところでございます。
以上です。
○岡口委員＝いろいろとこれまで取組を行ってこられましたけれども、これからの取組について伺いたいと思いますが、今後どのように取り組んでいかれるのか伺いたいと思います。
○山崎学校教育課長＝単に基礎的な知識・技能を習得するだけではなくて、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、子供たちが主体的に学び続ける力の向上を図ってまいりたいと考えております。
そのためには、授業を軸とした学校での学習が基本となります。子供たちの興味、関心を引き出す問いかけであったり、考えを深める質の高い話し合う活動などを充実させることで、学びを次につなげる授業づくりを一層推進していきたいと考えております。
県教育委員会としましては、誰一人取り残すことなく、学ぶことが楽しいと子供たちが実感できるよう、調査結果や学校現場の状況を踏まえながら、授業改善に向けた支援の充実に今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。
以上でございます。
○岡口委員＝この質問をするに当たりまして、私たちの頭は固うございますので、我々の時代のことばっかり頭にありまして、今の状況とかなんとかは、問題を自分で見てみて、してみて、私としましては私なりに理解をさせていただきました。
それで、毎年この結果が公表されますけれども、やはり佐賀県の教育レベルが毎年下がっているような感じばっかり取っておりまして、こういった場合、生徒も意欲がなくなり、先生も意欲がなくなるようなことでは困りますので、そういう形じゃなくて、まだ課題等は調べていただきながら、やはり一つの手段だと思っておりますので、このことも大事にしてはほしいんですけれども、基本的なものはぶれないで、しっかりしたところの学力向上と、一般的に言われます、考える力を伸ばすとか言われますけれども、教育をしっかりしたところで今後とも先生たちの意欲も生徒たちの意欲も盛り上げるような形で教育に努力をしてほしいなと思っておりますので、今後の活力といいますか、今後の成長といいますか、子供たちの成長を踏まえてよろしくお願いをしたいなと思っているところであります。
次に、第二問としまして、県立高校の普通科改革について伺いたいと思います。
令和八年度県立高校入学者選抜において、全県立高校の一般選抜の志願倍率

は前年度の一・〇二倍から一・〇〇倍に低下、厳密には一倍を切るという事態が現実となりました。

さらに、今年度からいわゆる高校無償化がスタートし、私学シフトがその追い打ちとなる可能性が大いにあるのではないかと思います。

また、現在、ＡＩの実装などデジタル技術は目まぐるしく進展しており、二〇四〇年には、少子・高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化について一層の深刻化が見込まれるとともに、労働力の需給ギャップが生じる、いわゆる二〇四〇年問題が大きな社会課題となっております。

こうした中、県教育委員会では、「唯一無二の誇り高き学校づくりプロジェクト」の一環として、県立高校の特色化、魅力化を進めており、普通科に探究コースを新設するといった普通科改革に取り組まれております。

社会や産業構造が大きく変化する中で、これからの時代に求められる資質、能力を育成していくためには、従来の普通科教育に加え、探究的な学びや地域、大学等と連携した学びを充実させていくことは、大変有意義なことと考えます。

一方、この普通科改革の実践校に通う保護者等からは、新設されたコースの名称から、何を学ぶのかイメージしにくい、従来の普通科と何が違うのか分かりにくいといった声も聞くことが増えてまいりました。

これからの時代に求められる人材を育てていくため、普通科改革に取り組む姿勢は大変評価しておりますが、県教育委員会には、学びの中身や目指す人材像が高校を志願する中学生や保護者等に十分伝わるようしっかり取り組んでほしいと思います。

そこで、次の点について伺います。

一番目は、普通科改革の目的についてでありますが、県立高校における普通科改革はどのような目的で実施しているのか伺います。

○椛島教育振興課長＝高等学校には、普通科、専門学科、総合学科の三つの学科分類がございますが、そのうち、普通科については一斉授業による画一的な学習スタイルのイメージがありまして、近年の多様な学びの実現に課題があるとも言われております。

こうした課題や社会のニーズを踏まえ、県教育委員会では、令和五年度から普通科高校の学科やカリキュラム等の見直し、また、活動の磨き上げを行うことで、魅力ある学校づくりに取り組む普通科改革を推進してまいりました。

以上でございます。

○岡口委員＝なかなか普通科で魅力といいますか、唯一無二といいますか、そういう特色を出すのはなかなか厳しいと思っているんですが、そういうことも踏まえながらこの目的を立てて実施をされるということでございますので、その辺についてはまたしっかり検討しながらやってほしいなと思います。

二番目は、実践校の状況について伺いたいと思います。

まず、学科・コースの特色についてでございますけれども、普通科改革の実践校に新設された学科、またコースの特色はどのようになっていますか伺います。

○椛島教育振興課長＝普通科改革実践校は五校ございます。

佐賀東高校に令和六年度に新設したスポーツ科では、競技者としてだけではなく、スポーツに関わる様々な進路を切り開く教育を実践しておるところでございます。

同じく令和六年度に鹿島高校に新設した文理探求進学コース、未来探求進学コース、そして、同じく唐津西高校に新設した地域探究進学コース、学際探究進学コースにおきましては、普通教科の学びを基盤としながら、探究活動に力点を置いて生徒の課題解決能力を育成していくように努めております。

伊万里高校に令和七年度に新設したＭＩＲＡＩ進学科では、大学教授や各分野の専門家を講師として招聘し、最先端の学びに触れる機会を多く創出するこ

とで未来の社会課題に対応する人材を育成してまいりたいと思っております。
そして、神埼高校には令和八年度に「こども教育進学コース」を新設し、地域の教育資源を生かした実践的な学びを通して、子供の教育や支援に携わる意欲あふれる人材を育成することとしています。
五校とも、地域や大学等と連携し、それぞれの特色を生かした学びを展開することで、これからの社会で求められる人材の育成を目指しておるところでございます。
以上です。
○岡口委員＝五校という形でございますけれども、これは一応モデルという形で取り上げていいんでしょうか。まだ普通科があるところがございますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。
○椛島教育振興課長＝モデルと申しますか、まさしく特徴を持った取組を、ゼロからというよりも少し先行してやっていった学校にお声をかけて、普通科改革をスタートしたところでございます。その後、実際こちらから働きかけながら、持っている魅力を最大化していくためにどんな取組が可能かというところを学校にお話ししながら、こういうふうな普通科改革を進めてまいりました。
今後も、先ほど委員おっしゃったように、普通科はたくさんございますけれども、だんだんと探究でありますとか、学校独自の地域とのつながりでありますとか、そういうものが浸透してまいりましたので、またその魅力を十全に発揮できるよう、教育委員会としては伴走をしていきたいと思っております。
以上です。
○岡口委員＝そしたら次に、取組状況について伺いたいと思いますけれども、普通科改革の実践校ではどのようなことに取り組んでいるのか。また、取組を通じて、生徒にどのような資質、能力の伸長や意識の変化が見られるのか伺います。
○椛島教育振興課長＝幾つかの事例を御紹介させていただきます。
伊万里高校では、地域課題を考える「伊万里探究」という学びを契機としまして、地域の農業課題を深掘りするため、生徒が自主的に農業民泊に参加し、学びを深めるというような行動変容が出ております。こうした取組にも見られるように、当伊万里高校では、将来の国や地域の担い手として、積極的に政策決定に関わりたいと思う生徒の割合が増加をしております。
また、鹿島高校では、地域貢献について考える「鹿島さいこうプロジェクト」という取組がございますが、この取組を通じて、市民がデジタルをより身近に感じられるようスマホ相談会、また、地域と学校をつなぐ生徒主体のボランティア団体の設立などを企画しています。こうした取組から、鹿島高校では、生徒の地域の課題解決に取り組む姿勢、社会に関心を持ち挑戦しようとするリーダーシップ志向の向上が見られております。
実践校においては、普通科改革の取組を通じ、自ら課題を発見し、多様な他者と協働しながら解決に取り組む力でありますとか、地域社会に主体的に参画しようとする意識の高まりが見られているところでございます。
以上です。
○岡口委員＝令和五年から続いているようでございますけれども、それぞれに特色が出始めたといいますか、少しずつこちらの目的に沿って、学校のほう、生徒のほうも頑張っているような状況だという形でございますね。
そういう形を踏まえまして、三番目に今後の取組について伺いたいと思いますが、実践校における特色ある学びや目指す人材像を、中学生や保護者等に分かりやすく伝えるため、今後どのように取り組んでいかれるのか伺います。
○椛島教育振興課長＝委員からも御指摘ございましたように、分かりにくいという声を我々も聞いております。
それで、周知についても検討を進めているところでございます。例えば、唐

津西高校では本年一月、広く地域住民でありますとか、地元の中学生を対象とした探究プレゼン大会というの学校独自で開催しております。また、夏休みの体験入学では、生徒が考案した探究プログラムを中学生や保護者に体験してもらう機会を提供し、自分たちの学びをＰＲする動きも出てきております。

これまで取り組んでまいりましたターゲットエイジ、小学校高学年から中学生ぐらいまでですけれども、これらを対象としたＳＮＳショート動画の配信とか、チラシ等の広報ツールの配布といった情報発信はこれまでどおり行いまして、それに加えて、今後はこうした学校生徒主体で取組を発信するという場を増やしてまいりたいというふうに思っております。

また、今年度末には、普通科改革を実践している高校から初めての卒業生が誕生することになります。彼らをロールモデルとして、また情報発信に活用していければというふうにも考えております。

社会で求められる人材の多様化に伴い、これまで以上に高校や大学で何を学び、それを将来、社会でどう生かすのかということが問われる時代におきまして、県立高校の生徒一人一人の学習意欲を高めるとともに、生徒が様々なことに挑戦し、主体的に学ぶことができるような学校づくりを進めていくことが必要だと考えます。

今後も、社会のニーズや大学等の動向を踏まえ、県教育委員会として学校現場に寄り添いながら普通科改革を推進してまいりたいと思います。

以上です。

○岡口委員＝ありがとうございました。こういう特色ある学校づくり、普通科をやっていることについては、我々は伊万里ですので、県西部のほうは普通科の定員割れ等がございまして、なかなか地域からも普通高校を見る目も少しずつ変わってきましたし、特色ある学校、選ばれる学校にならないと、せっかく仕掛けられてもなかなか厳しい面もあると思います。せっかくこのことをされておりますので、これが定着しながら、地域にとっても高校は、やはり活性化するかせんかということもございますので、子供たちが地元で活躍できるような、教育できるような環境づくりにもう一歩、このことを生かしてほしいと思いますので、しっかり取り組んでほしいということで、私のほうからはお願いとしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、三点目でございます。佐賀歯科衛生専門学校の入学者の確保に向けた支援について伺いたいと思います。

佐賀県では、二〇一〇年に「佐賀県笑顔とお口の健康づくり推進条例」が制定されました。この条例は、全ての県民が自ら歯と口腔の健康の保持増進に努めるとともに、住み慣れた地域において、生涯にわたり必要な歯科保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを基本理念とされております。この条例の下、県は、口腔の健康づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、関係者との適切な役割分担の下、連携してその施策を実施していく責務を有しております。

今後、二〇四〇年にかけて八十五歳以上の高齢者が増加し、在宅医療のニーズが増加すると考えられており、生産年齢人口が減少する中で歯科医療の質を確保しながら、より効率的に歯科医療を提供できるようにすることが求められております。

歯科衛生士は、予防処置や歯科診療の補助、歯科保健指導を担っており、歯科保健医療に不可欠な存在であります。加えて、近年は在宅療養患者や入院患者等に対する口腔健康管理のニーズが増大しており、県民の多様なニーズに応え得る歯科衛生士の人材を確保する必要があると思います。

佐賀県歯科医師会立佐賀歯科衛生専門学校においては、これまで県内に多くの歯科衛生士を輩出し、卒業生の県内就業率が高く、県内の地域歯科医療の担い手の育成に寄与してまいりました。

しかし、昨今の少子化、また、大学等への進学率の上昇などの影響を受けて、学生の確保が大変困難な状況が続いていると聞いております。入学者数の減少は歯科衛生士の不足を招き、県内の歯科医療保健事業だけではなく、学校の経営にも大きな影響を及ぼし、設置主体である佐賀県歯科医師会においては、学校の運営のため、財政的な負担が年々増加しているとも聞いております。

同校においては、経営改善に向け、学費の見直しにより収入を確保できないかと検討が進められているとも聞いております。このことがさらなる歯科衛生専門学校の入学者の減少につながるのではないかと大変憂慮しております。

このような状況を踏まえて、県内で就業する歯科衛生士を確保するため、佐賀歯科衛生専門学校の入学者数増加に向けた取組が大変必要であると私は思います。

そこで、次の点について伺いたいと思いますが、まず県内の歯科衛生士の状況についてでございますけれども、県内において、歯科診療所で就業している歯科衛生士の数や充足状況はどのようになっているのか伺います。

○福田医務課長＝厚生労働省が実施しました統計調査「令和六年衛生行政報告例」によりますと、令和六年末に県内の歯科診療所や病院、福祉施設などで千二百九十人の歯科衛生士が就業されています。人口十万人当たりの就業歯科衛生士数は百六十三・七人で九州一位、全国四位でございまして、就業先は約九三％が診療所となっております。

歯科診療所の数は、人口十万人当たり四十九・四カ所でございまして、九州四位、全国二十一位でありますことから、診療所に就業する歯科衛生士の数は、他の都道府県と比較すると統計の上では少なくはないと言えるというふうに思っております。

一方で、令和五年度に佐賀県歯科医師会と県が共同で実施いたしました会員の歯科診療所を対象としたアンケートによりますと、あなたの地区で就業する歯科衛生士は足りていると思いますかという設問に対しまして、不足している、かなり不足しているという回答が全体の八八・四％ございまして、現場には歯科衛生士の不足感があるというふうに承知をしております。

以上でございます。

○岡口委員＝そうよね。僕らが先生方から聞くと、現場は足らないとおっしゃるんですね。しかし、数字上はそんなことはないというような形になっているのはなぜだと思いますか。

○福田医務課長＝きちんと確認が取れているわけではないんですけれども、考えられることとしては、例えば、歯科衛生士さんの数はたくさんおられるんですけれども、勤務時間が短時間の方が多いというようなことが一つ考えられるかなと思います。

そのほかにも、例えば、特定の歯科診療所のほうにたくさん採用されているというか、就労されているというようなこともひょっとしたらあるのかもしれないなと思います。そのほかに、地域によって偏在みたいなものがある可能性があると思いますけれども、その辺は今後きちんと分析する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○岡口委員＝その辺は、また把握をしていただければなと思っております。

次に、佐賀歯科衛生専門学校の入学者数について伺いたいと思いますが、過去五年間の入学者数の推移はどのようになっていますか、伺いたいと思います。

○福田医務課長＝まず、佐賀歯科衛生専門学校の定員についてですが、令和七年度までは各学年五十人、令和八年度はオンライン学科の開設に伴いまして、一年生については従来の学科四十人、オンライン学科十人となっているところでございます。

過去五年間の入学者数につきましては、令和四年度が四十五人、令和五年度

が三十四人、令和六年度が三十一人、令和七年度が三十五人、令和八年度が三十三人で、このうちオンライン学科が一人となっております。十年以上定員割れが続いておりまして、近年の入学者数では学校経営が難しくなっているというふうに承知をしております。

以上です。

○岡口委員＝やはり年々減っているということですよね。これもいろいろ原因はあるかと思いますけれども、その辺についてはまた、自分たちも研究しなくてはならないなと思っております。

三点目、佐賀歯科衛生専門学校に対する支援について伺いたいと思いますけれども、これまで佐賀歯科衛生専門学校に対して、入学者の確保を推進するためにどのような形で支援をされたでしょうか、伺いたいと思います。

○福田医務課長＝県歯科医師会とは、いつでも話ができる関係を構築しているというふうに考えております。

毎年度開催されます佐賀県四師会医療問題懇話会ですとか、佐賀県歯科医療行政懇話会での意見交換に加えまして、これまで県歯科医師会の担当の理事の方と医務課の担当職員がおおむね二カ月から三カ月に一回程度、佐賀歯科衛生専門学校の入学者確保や歯科衛生士の確保に向けた意見交換や現状分析、事業の検討などを継続的に実施してきたところでございます。

そのような中で、令和六年度から県歯科医師会が佐賀歯科衛生専門学校の存在ですとか、歯科衛生士の仕事の魅力を発信するための支援を行っております。

この事業では、ＳＮＳやメディアを活用した広報の実施ですとか、新たに採用いたしましたリクルーターが高校の進路指導の担当者と面会をし、歯科衛生士の仕事の魅力を伝えるなど、学校訪問活動に取り組まれています。令和七年度は二百七十五万円の補助金を交付したところでございます。

また、令和七年度には、本年度から新たに開設されましたオンライン学科の準備のため、授業の撮影や映像の配信に必要となる設備等の整備費用に対して、約六百万円の補助金を交付したところでございます。

通学をせずに自宅などで配信された映像により授業を受けることができることから、歯科衛生士を目指す新たな層を開拓し、入学者の確保に寄与するのではないかと期待しているところでございます。

以上でございます。

○岡口委員＝こう言ったらいけませんけれども、学校経営者の皆さん方と役員さん方とは一応意見交換をしながら、支援できることはそれぞれに年度年度でしてきているという形でございます。それでもやはり、なかなか生徒確保ができないということもありまして、今後また、そういう形も踏まえながら、我々としてはどういう支援ができるのかなと、行政に言えるのかなと思っております。次の点については、今までの支援の効果と課題について、どのような形で捉えているのか伺いたいと思います。

○福田医務課長＝令和六年度から入学者確保に向けた支援を実施してまいりましたけれども、残念ながら、令和七年度及び令和八年度の入学者数の改善は見られていないところでございます。

歯科衛生士の実務経験があるリクルーターが高校を訪問いたしまして、進路指導の担当者と面会し、佐賀歯科衛生専門学校や歯科衛生士の認知度の向上を図ってまいりましたけれども、リクルーターの勤務できる日数が限られていたことですとか、学生募集の経験が十分なかったことに課題があったというふうに思っております。

令和八年度につきましては、リクルーターの勤務日数を週一日から週四日に増やすとともに、学生募集の経験が豊富な人材を外部アドバイザーとして活用することで取組を強化されているところでございます。

さらに、佐賀歯科衛生専門学校におかれましては、本年度からオープンキャ

ンパスの開催時期を前倒しされまして、開催回数を増やしたことなどによりまして、以前に比べ参加者が増加しているというふうに聞いております。参加者の疑問や不安を解消するための個別相談にも力を入れて実施をするなど、内容の見直しにも取り組まれているところでございます。

オンライン学科につきましては、現在、厚生労働省の「医療関係職種の安定的な養成・確保に関する検討会」において、その必要性が議論されているところでございまして、佐賀歯科衛生専門学校での導入は全国的にも早いというふうに聞いております。

同学科の令和八年度の入学者は一人でございましたけれども、開設の認可が令和八年一月三十日ということでございまして、その関係で募集期間が限られていたことによる周知不足がその要因だというふうに考えておられまして、令和九年度に向けては周知を強化することとされているところでございます。

以上でございます。

○岡口委員＝今後の支援の方向性について伺いたいと思います。

入学者の確保対策の一つとして、佐賀県の独自の奨学金制度の創設が考えられると思います。滋賀県では、県内での一定期間の就業を要件として、貸与を受けた資金の返済が免除される仕組みとなっております。佐賀県でも奨学金制度を創設してはどうかと思いますけれども、今後どのような支援を行っていくのか伺いたいと思います。

○福田医務課長＝県内に歯科衛生士を数多く輩出している佐賀歯科衛生専門学校は大切な存在だと思っております。

学校の経営につきましては、設置者である佐賀県歯科医師会において、高校生などに対し、佐賀歯科衛生専門学校の存在や歯科衛生士の仕事の魅力を発信することなどを通じまして、入学者を確保し、経営が維持されることが理想的だと考えますが、一方で、子供の数が減少し、あらゆる産業で人材確保がますます厳しくなる中にあって、歯科保健医療に不可欠な歯科衛生士の養成・確保が万一できないような事態になれば、県民に提供する歯科医療の質の確保でありますとか、県民の健康の維持増進への悪影響が懸念されるため、県としても、これまでと同様、同校への一定の支援は必要と考えているところでございます。

今後とも、県歯科医師会と意見交換を重ねながら、どのような対応策があるのか、引き続き考えていきたいというふうに考えております。

例えば、産業労働部において実施している奨学金返還支援制度、これは従業員の奨学金返還を支援する県内企業等に対して補助金を交付する制度でございますけれども、こういったものを歯科診療所に対して周知をしたところでございまして、今後さらに使いやすいものにできないかというようなことについても検討してみたいというふうに思っております。

委員から、他県での奨学金制度の事例を御紹介いただきました。独自の奨学金制度につきましては、歯科衛生士養成所への入学者の増加ですとか、県内で就業する歯科衛生士の増加に結びついているのかといった点について、その効果を分析してみたいと思います。

以上でございます。

○岡口委員＝要は、やはり行政ばかりに頼るのではなくて、設置者のほうの努力も必要だと思っております。これだけ人口も減ってくるし、その中で地元に残すと、資格を取って地元に就業してもらうというのはなかなか厳しいような状況もございますけれども、その辺については、設置者と行政がしっかり話し合いをしていただきながら、効果の上がることで施策といいますか、支援をしていただければなと思っておりますので、その辺についてはまたしっかり話し合いをしていただいて、効果が上がるような形でお願いをして、この質問を終わりたいと思います。

以上です。

○野田委員＝皆さんこんにちは。県民ネットワークの野田でございます。

質問に入ります前に、今年の方針の一つであります「輝けるシニア」ということで、年度当初から老人クラブ関係にはすごく支援をしていただいたことに、まず厚く感謝申し上げます。金丸部長さん、ありがとうございました。

それと、今回の議会においても、国が推進しています物価高騰対策というところも、十分国は資金を準備しているんだということに対しても今回計上させていただいているところに重ねて御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、早速質問に入らせてもらいます。

まずは第一問目、子供の愛着形成への支援についてお尋ねいたします。

多久市にある児童センター、通称「あじさい」は、児童館、子育て支援、利用者支援、ファミリー・サポート・センター、発達障害児等療育訓練、そして、県事業である西部発達障害者支援センターと六つの事業の取組がされており、西日本屈指の子供を中心としたすばらしい施設であると伺っております。

先日、多久市児童センター「あじさい」を訪問し、子供と子育て中の親御さん、保護者の利用状況に触れることができました。

中でも、乳幼児を対象とした子育て支援センター「でんでんむし」で現場の方から話を伺う中で、近年、愛着障害や発達面で支援を必要とする子供が増えているとの話があり、乳幼児期からの子供の愛着形成について考える機会となりました。

愛着形成がうまくいかないと成長に大きな影響を与え、その後の人間関係にも大きく影響を及ぼす重要な課題となっております。

イギリスの精神科医ジョン・ボウルビィ氏によりますと、乳幼児は親と一緒にいることで安心感を抱き、親も愛情を持って日々繰り返されるスキンシップによって、人間は乳幼児の頃に主に母親など他人への愛着がつくられると言われています。このような親子のスキンシップが繰り返されることで、子供は他者に対して安心感、信頼感を獲得するようになります。その安心感、信頼感は、主に母親に対し愛着となり、恐怖や不安などのマイナスの感情を抱いたときの安全基地となり、自分が保護されている安心感を得たときに感情を整え、いつでも帰られる場所があることで外の世界に挑戦したり、遊んだり、このくっつきと探索を繰り返し、人は成長していき、精神的作用からも子供にとっては非常に重要なものと言われております。安心感の輪が年齢とともに広がり、一人でいられる力が身につく、これが人としての発達であり、成長であるとのことです。そして、大きくなるにつれて、友達であり、地域の人であり、職場や上司と広がっていくとのことであります。

発達障害は、二〇一〇年代後半から広く知れ始めておりますが、愛着形成がうまくできない愛着障害についてはまだ情報が少なく、発達障害と誤解を受けたり、また、その子は一生影響を受ける可能性もあるとのことでした。特に零歳から三歳までの乳幼児期は、子供の愛着形成にとって重要な時期と言われております。

そうした中、現代では、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより子育て家庭が孤立し、保護者が悩みや不安を一人で抱えてしまうことを耳にするところです。

現代はスマートフォンなどの普及により、子育てに関する情報をいつでも簡単に得られるようになりました。一人で身近な人と顔を合わせて相談したり、子育ての悩みを共有したりする機会が減っている面もあることに大きな懸念を抱いております。

子育てについて、インターネットなどから情報を得ることも大切なことでありますが、それだけではなく、身近な人間に相談したり、親子で人とつながったり、保護者が一人で抱え込まない、孤立しない環境づくりも重要であると考えます。

現在、子育て支援については、市町を中心に様々な取組が行われていることは伺っておりますが、子供の愛着形成を家庭だけで育むこととすることではなく、子供に関する関係者がその重要性を共有し、地域全体で親子を支え、親子が心身ともに健やかに育つことが重要ではないかと考えます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず、愛着形成についての認識であります。

子供の愛着形成について、県はどのように認識されているのかお伺いいたします。

○畑島こども家庭課長＝愛着とは、子供が身近な大人との関わりの中で安心感や信頼感を築きながら培われていくものと言われております。子供の愛着形成は、健やかな成長や人との関係を築く力の土台となる重要なものと認識しているところです。

委員がおっしゃったとおり、核家族化や地域とのつながりの希薄化により、保護者が孤立しやすい状況にあることから、育児不安の軽減や相談支援の充実が必要と考え、県や市町では子供の愛着形成の支援に取り組んでいるところです。

以上です。

○野田委員＝地域の希薄というような言葉も出ました。本当にこれは、また後の第二問目にも関連したことになりますけれども、非常にここが大変難しいところであると思っています。またここは後でお話しいたします。

次に、子供の愛着形成を支える取組の現状についてお伺いいたします。

先ほども申し上げましたとおり、ほとんどが市町の取組でなされているというふうに伺っているところですが、この市町の取組の現状としてはどうなっているのかお伺いいたします。

○畑島こども家庭課長＝市町では、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない子育て支援に取り組まれております。

例えば、保健師による家庭訪問や健診時の相談対応、助産師などによる授乳や沐浴の指導、育児相談、母親の心身のケアなどを行う産後ケア事業などを行っております。

地域で妊産婦や乳幼児の健康を見守り、子育てをサポートするボランティアとして母子保健推進員という方がいらっしゃるんですけど、そういった方による家庭訪問や声かけなどが行われております。

さらに、先ほど多久市にもありました市町の子育て支援センターでは、親子が交流できる場づくりや、育児の不安、悩みへの相談、子育て情報の提供なども行われております。

以上です。

○野田委員＝市町の取組、ボランティア関係、そして、支援センターということも御答弁いただきました。

県内にこの支援センターというのはどれくらいあるものなんでしょうか、お尋ねいたします。

○千綿こども未来課長＝県内の子育て支援センターの数についてお答えします。

国庫補助事業を使っている子育て支援センターの事業に関しては、県内で六十三カ所ございます。それ以外にも、幾つか県のほうで把握しているものもございますが、基本的にはこのくらいの数がございます。また、運営のほうですが、「でんでんむし」のような民間委託をされているところもあれば、市町のほうが直営でしているところもございます。

以上でございます。

○野田委員＝六十三カ所あるということで心強く思いました。

確かに核家族化とか、あるいは人に相談できない、甘えられないというような家庭をよく伺うところです。こういった人たちがこの六十三カ所の拠点を

しっかりと御利用いただきたいと感じた次第です。

今、市町の取組の状況をお伺いいたしました。それでは、県としての取組の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○畑島こども家庭課長＝県では、市町の取組を支えるとともに、同じく妊娠期から乳幼児期までの子育て家庭を対象として、様々な支援を行っております。

例えば、「マイナス一歳からのイクカジ」の取組として、佐賀県版父子手帳の配布や両親学級などを通じて妊娠期から夫婦で子育てについて考え、育児に関わるきっかけづくりを進めております。

また、赤ちゃんが生まれた全ての家庭に届ける「さが子育てエール便」や、「子育てし大県〝さが〟」のホームページやＬＩＮＥによる子育て支援情報の発信を行っております。

また、子育てへの不安が強い妊産婦やその御家族に対しては、臨床心理士が地域の保健センターや産婦人科の医療機関等に出向きまして相談支援を行う子育て支援カウンセラー派遣事業を行っております。

このほか、各市町が委嘱しております先ほどの母子保健推進員など、地域で子育てを支える方々への研修を行い、子育て家庭を身近なところで支える人材育成にも取り組んでいるところです。

以上です。

○野田委員＝マイナス一歳からということでありましたし、こういったところを支える研修会もただいま開催されているということでありました。この研修会について、もう少し深く詳しくお話をいただければと思います。

といいますのが、なかなか乳幼児、お母さんたちもそうですけれども、今回、「でんでんむし」でお話を伺った際に、零歳から預かる保育園の先生方は、学校で学んで研修はされているということも伺うんですけれども、実際にこういった支援センターの保護者の方と職員さん、そして、子供さんがしっかりと寄り添う、そういった現場を保育園の先生にもぜひ研修していただきたいと。何もデスクワークとか、そういったものだけが研修じゃないと思いますと。客観的に、余裕があるとき、こういったものも研修としてぜひおいでいただきたいというセンター長さんの熱い思いもあったんですね。そういった意味での研修というのはどういった研修がなされているのか、ちょっとお伺いいたします。

○千綿こども未来課長＝保育士の研修についてということで御質問がありました。

先ほど子育て支援センターで実際その現場を見るという話があったかと思いますが、保育施設を運営している社会福祉法人だったり、そういったところが、実際、先ほど言いましたように民間の運営主体として子育て支援センターの事業を担っている部分もございます。なので、保育士自ら現場で学んでいるというところもございます。

それ以外に、愛着とかに関する研修として、保育現場での保育職員に対して愛着の形成を促すような研修、例えば、子供の思いに寄り添う保育を考えるというようなテーマとした研修であったり、愛着障害以外に特別な配慮を必要とする子供たち、発達の問題を抱えた子供とか、そういった子供たちを理解して適切に寄り添うための研修とか、保育の質自体を高めるような研修というのを毎年実施しております。そういった現場での研修であったり、座学であったり、そういうのを含めて、佐賀で育つ全ての子供の育ちを支えるための環境づくりというのに取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○野田委員＝愛着形成がうまくいかない愛着障害というのが、先ほども申し上げましたように情報量が少なくて、まだまだ発達障害と間違われやすいというようなことも多々あっているみたいです。本人の生涯にもわたるような影響もあるということでありますので、この辺はぜひともしっかりとした、日頃携わ

る方が心の余裕を持った中で研修ができる、あるいは座学だけじゃなくて、ベテランの方がなさっていらっしゃることをしっかりと客観的に学べるような場というのは非常に大事じゃないかなと思っていますので、こういったところも御検討いただきたいと思います。

あわせて、学校関係では、先生たちが学校間の異動というのがありますけれども、保育園、幼稚園では、何といいますかね、法人化した独立企業でありますので、学校の先生みたいに今までおったところで学ぶということができないというような話も伺いました。そういったことも併せて、長くお勤めの方の意見が非常に強いからちょっと危惧していると、そこでこういう新しい対応に関して、そういったところの懸念の声も出ておりますので、本当に大事な部分だと思いますので、愛着形成への研修というのは非常に大事だと思っていますので、どうぞ今後の取組をよろしくお願い申し上げます。

それでは、愛着形成への支援における課題の認識についてであります。

愛着形成への支援を行う上での課題について、県はどのように認識されているのかお伺いいたします。

○畑島こども家庭課長＝子供の愛着形成を支えるためには、保護者が安心して子供と関わることができるよう、育児不安を軽減し、孤立を防ぐことが重要であると考えます。

一方で、子育てに悩みや不安を抱え、支援を必要とする方ほど、誰にも相談できず、一人で抱え込んでしまう傾向があり、支援につながりにくいケースもあります。

そのため、家庭だけで抱え込むことのないよう、身近なところで相談できる環境を整えるとともに、市町や保育、教育、医療などの関係機関が連携し、支援が必要な家庭を早期に把握して、必要な支援につなげていけるかが課題であると認識しているところです。

以上です。

○野田委員＝家庭だけで抱え込まない、孤立を防ぐ、これは本当におっしゃるとおりだと思います。しかしながら、こういったことに関しての解決策は本当に手厚くあっているところなんですけれども、実はそこに至るまでの、何で孤立するのか、何で家庭だけで抱え込まないといけないのか、ここが本来解決しないことには、全て後の手だてばかりの状況だというふうに私は考えるところです。

こういったところで、これも後々の社会教育関係につながってまいりますけれども、地域全体で考えることだというふうに思います。お隣近所に子育ての方々がいらっしゃれば、そこはそこでしっかりとつながることも意識して、対策をつくることも大事じゃないかなというふうに思っているところです。

それでは、今後の県の取組についてお伺いいたします。

愛着形成を支えるためには、先ほども申し上げましたけれども、子供に関わる関係者が連携して支援を充実させていく必要があると考えます。県として、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○畑島こども家庭課長＝子供が乳幼児期の頃からだっこするとか、泣いたらあやすとか、おむつを替えるときに話しかける、笑顔で接するなど、家庭の中でコミュニケーションというのは子供の愛着形成にとってとても大切と考えます。

ただ、子供の愛着形成を支えるためには、委員おっしゃいましたとおり、子育てを家庭だけのものと捉えるのではなくて、子供に関わる身近な大人がその大切さを理解し、地域全体で子育てを支えていく環境が重要と考えております。

このため、市町をはじめ、保育・教育機関、医療機関などとの連携をさらに進め、育児不安や悩みを抱えている家庭を早期に把握し、必要な支援につなげていく取組を進めてまいります。

また、保健師、保育士、幼稚園教諭など、子供や保護者に関わる職員をはじ

め、地域の母子保健推進員などの関係者が家庭の育児を支えるサポート役となっていけるよう、研修の場などを通じて愛着形成についての理解を深めていけるよう取り組んでまいります。

こうした取組を通じて、親子が安心して人とつながりながら子育てできる環境を地域全体でつくり、子供の健やかな成長を支えていきたいと考えております。

以上です。

○野田委員＝本当に期待できる力強い御回答をいただきました。ありがとうございます。

もう一つ、一方で、どうしても乳幼児と、子供と一緒に過ごしたい。しかしながら、経済的に一緒におれない。どうしても働きに行かんといかぬというような家庭に対し、一緒に過ごせるような、親の背中を後押しするような取組も必要ではないかと、そういったことも併せてぜひ取組をお願いしたいと思います。

まだまだこの問題に関しては、国自体もはっきりとした情報がなかなかないし、深掘りできないというようなところもございますけれども、まずは大事な子供たちの生涯に関わるような問題でありますので、しっかりとした取組を切にお願いして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、県社会教育委員の提言についてお尋ねいたします。

佐賀県教育大綱には、「高い志と佐賀に誇りを持った骨太でたくましい子どもを育てる」と掲げられており、子供たちが地域を知り、佐賀や地域に誇りを持つことは将来の佐賀県を担う人づくりにつながるものと認識しております。

また、学習指導要領において、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を共有し、社会と連携・協働しながら、未来のつくり手となるために必要な資質・能力を育む社会に開かれた教育課程の実現がうたわれております。

私は、小中学校のＰＴＡや現在のコミュニティ・スクールの前身である学校支援地域本部事業を学校に提案し、コーディネーター役も務めさせていただきました。現在も地元高校の役員を長く務めさせていただいております。

一方で、地域において多久市の社会教育委員を務めさせていただく中、地元の子供会や公民館などの活動に長年携わらせていただく中で、両分野で大きな変化を身をもって感じているところであります。

私は、学校教育と社会教育というものに三十年以上も関わらせていただいておりますので、逆に言いますと、この委員会は自分の今までやってきたことをぶつけられる本当にいい委員会だと私は思っているところです。そういった意味で、子供を育てるには、本当に長年、学校、家庭、地域というふうにうたわれています。ところが、それが本当に体をなしているのか。何年たってもこの言葉は言われているんだけれども、本当に進んでいないんじゃないかというのを常に思っているところなんですね。そういった意味で、今回、県社会教育委員会の提言というのが昨年十一月に出されましたので、その中からの質問とさせていただいているところです。

人口減少や核家族化などにより、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化により、地域における人間関係が希薄化し、地域活動を敬遠したり、地域活動への参加機会が減少していると身にしみて感じているところであります。これは、地域の人々が子供たちの面倒を見てくれる機会が当然減ることを表し、子育ての負担や責任が全て親に集中する傾向となり、結果、親は仕事と子育てを両立させることに大変苦労されているというのが現状であります。時代が進み行くにつれ、地域内での営み、関わり、考え方をはじめ、いろいろな組織の体制の在り方や人の心までも変わり、本音が必要なときに本音が語られず、必要でないときに遠慮も忖度もなく、主義主張が当たり前の世の中になっ

てきており、心痛い思いをしており、今の世の中で育った子供たちが将来、中堅以上の年齢になったときに果たしてどのような地域社会になっているのか、私は大変心配をしております。先ほども申し上げましたように、昔から語られている学校、家庭、地域の役割が機能しているのか、それを真剣に見直す時期に来ていると切に思っております。

そうした中、昨年十一月、佐賀県社会教育委員会から佐賀県教育委員会に対し、「子どもを取り巻く社会的環境の変化に対応した取組」に関する提言書が提出されました。この提言書では、昨今、デジタル化による遊びの変化や地域づきあいの希薄化など、子供を取り巻く社会的環境が大きく変化していることを踏まえ、一、不登校児童生徒の増加による居場所づくり、二、保護者に寄り添う家庭教育への支援、三、体験活動における格差、体験不足の解消などの三つの課題に対し、社会教育から見た取り組むべき方向性が、教育委員会、県に示されております。こうした課題の解決に向け、学校が地域の多様な主体と連携し、地域全体で子供の成長を支える地域と共にある学校づくりを進めていくことが重要であると考えております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

一番目は、県社会教育委員の提言の概要についてであります。

まず、提言の位置づけについてですが、社会教育委員の提言はどのような位置づけで県に提出されているのかを改めてお伺いいたします。

○高井まなび課長＝社会教育委員は、社会教育法第十七条に基づき、社会教育に関し、教育委員会に助言や意見を述べる役割を担っています。

現在、佐賀県社会教育委員は十四名で構成され、年間三回の会議を開催しています。委員の任期は二年間であり、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う方、並びに学識経験者の中から委嘱することが条例で定められております。

会議では、県の施策に対する意見に加え、社会教育を取り巻く現状や課題について議論が行われています。

提言は、学校や社会教育などに携わる委員の意見や現場の視点を反映したものであり、これまで令和三年度と令和七年度の二回、教育長及び県民環境部長に提出をされています。

○野田委員＝現在まで二回提出されているということでした。

それでは、昨年度の提言の内容についてですが、どのような背景でどのような内容であったか、改めてお伺いいたします。

○高井まなび課長＝令和七年度の提言は、令和五年度から二年間、具体的に申し上げますと令和五年九月からの二年間――これは社会教育委員さんの委嘱の期間になりますけれども――にわたる議論を通じて、子供を取り巻く環境の急速な変化への対応が重要な課題であるとの認識の下、取りまとめられたものです。

委員からは、デジタル化の進展やＳＮＳ上のトラブル、新型コロナウイルス感染症の影響など、従来の社会教育では十分に想定されていなかった課題が顕在化していることが指摘されております。

こうした議論を踏まえ、先ほど委員のほうからも御紹介がありましたが、提言では、「不登校児童生徒の増加」、「家庭教育の支援」、「体験格差・体験不足」の三つを柱に、それぞれの課題に対応した取組の方向性が示されています。

また、子供たちが安心して成長できる環境は、学校だけではなく、家庭や地域、行政など多様な主体が連携して支えられるものであり、地域全体で子供を育む取組を進めていくことの重要性が示されています。

以上です。

○野田委員＝その提言の中に――ごめんなさい、社会教育関係の範囲でお尋ね

いたします。

社会教育委員は、地域にある社会資源について理解を深め、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の会議において情報を提供し、地域にいる不登校の児童生徒に適した対応について提言をしましょうというふうに、社会教育委員としての務めをこうしましょうとあるんですね。ところが、私も長年、社会教育の研修とか総会とかにお伺いしているんですけれども、なかなか県内の市町で提言を出すための諮問というのが来ないわけですよね。

そういった意味において、例えば、まなび課さんとは、そういう市町の隅々に対する、佐賀県内の隅々に対するそういった社会教育委員としての提言できる環境づくりということに関して、現状というのはどういうふうにお考えなのか、一言お願いします。

○高井まなび課長＝お答えいたします。

今回の令和七年度の提言に関しましても、教育長及び県民環境部長に提出されたものと同じものについて、県内全ての市町の教育委員会のほうにも提出をさせていただいております。また、市町の社会教育委員さんとの連携につきましても、定期的な会議を設けさせていただきましたり、また、研修会を年に定期的に実施をさせていただくことで、県内市町の相互的な情報交換ですとか、ネットワーク、それから、意見交換などを進めてきたところでございます。

○野田委員＝確かに学校教育に比べて社会教育というのは、枠があるようでないようで、強制力があるようでないような、本当に何をつかんでいけばいいんだというような、その思いがばらばらだと私は思っているんです、学校教育に比べるとですね。ですから、そういった意味での社会教育委員の在り方というところも、これだけの分析で環境の変化ということをうたわれていますので、しっかりとその辺は行政として社会教育委員のあるべき活動心得というのを共有していただければなというふうに思います。

といいますのが、私たちもそういう会議をやっているにもかかわらず、諮問がないと何をやっているんだというふうに結局なるわけですよね。そういった意味で、しっかりとした地域に対応できる社会教育委員の姿というのはつくっていかなければならないというふうに思っていますので、どうぞその辺もあわせてぜひよろしくお願いしておきます。

それでは二番目、地域と連携した不登校児童生徒対策及び家庭教育支援についてお伺いいたします。

不登校児童生徒に関する情報共有についてですが、不登校児童生徒の居場所づくりのための関係機関との情報共有が大切というふうにうたってありますけれども、この情報共有については、どのような取組を行っておられるのかお尋ねいたします。

○髙山生徒支援室長＝県教育委員会では、不登校児童生徒への支援に関係する機関及び団体間の連携を図るために「不登校児童生徒支援協議会」を設置し、情報共有及び連携・協力体制づくりを行っております。

この協議会には、大学教授等の学識経験者をはじめ、県内でフリースクールを運営されている方や、不登校児童生徒の親の会の代表、不登校児童生徒等の支援を行っているＮＰＯの代表等が参加をいたしまして、不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた支援の在り方、関係機関・団体間の連携の在り方などについて、年間数回の会議を開催し、協議を行っております。

今年度も七月に第一回目の協議会を開催しまして、不登校の現状と県教育委員会の取組、不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた支援の在り方等について、協議及び情報共有を行ったところでございます。

以上でございます。

○野田委員＝ありがとうございます。情報共有についての取組を御答弁いただきました。

それでは、地域にある居場所の情報提供についてお伺いいたします。

子供たちの状況に合わせた社会資源、社会全体で共有される資源やサービスの活用が不可欠であると考えますが、地域にある社会資源が不登校の児童生徒とその保護者に届いていないとの声も聞こえます。社会資源や地域にある居場所について、不登校児童生徒とその保護者への情報提供については、どのようなことを行っていらっしゃるのかお伺いいたします。

○髙山生徒支援室長＝県教育委員会では、不登校児童生徒の保護者支援にも力を入れております。その支援の一環といたしまして、「保護者のための不登校支援ガイド」というものを作成いたしまして、学校や、先ほどの協議会に出てくる関係諸機関等へ配布をしているところでございます。

このガイドブックの内容につきましては、不登校児童生徒支援の基本的な考え方や県の取組の紹介に加えまして、学校以外の地域における居場所等につきまして、例えば、県や市町が設置する教育支援センター、それから民間のフリースクール、それから、それらに含まれない、例えば子供食堂のような子供の居場所について、それから県内の親の会、子供や保護者の各種相談窓口などについて、内容や連絡先等の情報を掲載し、地域にある様々な居場所に関する情報提供を行っているところでございます。

このガイドブックにつきましては、不登校児童生徒の保護者等へ支援を行っている方々からは、保護者や学校にとっては支援先を知るための、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにとっては、公共施設や民間施設について保護者に情報を提供する際の非常に重要な資料になっていますというお声ですとか、非常に分かりやすい内容で、実際の支援の場面で保護者と一緒に見ながら支援について考えることができると、そのような評価をいただいているところでございます。

以上でございます。

○野田委員＝るる御説明を頂戴いたしました。

私も今はなかなか土日、逆に行事関係で出られなくなったんですけれども、県警が主催されている「わだち」活動の中の、多久でいいますと「ホットミルク多久」というところに所属して、不登校児童生徒に対するいろんな取組をさせていただいておりました。おととい、その支援をなさっている方と会う機会があってお話をしたんですけれども、私はちょっと行っていなかったんですが、やっぱり校長先生が替わると、なかなかそういう活動をやっているところとの意思疎通が取りにくくなったというような声を聞いて、自分たちだけでやっているんですよというような、以前は気軽に校長先生とか、あるいは保健室の養護の先生に、こういう生徒さんがいらっしゃったらということでお話しすると、すぐに逆に紹介していただいて、そういう子供たちを取り込んで、いろんな体験、活動をさせていただいていたところなんですね。

そういった意味におきまして、本当に情報の出し方とか、あるいはそういった団体に対する接し方というか、窓口の開け方といいますか、そういったところは非常に大事なことだと思っています。

一つは、今はなくなっていますけれども、私たちのときには、学校には保護者のクラス役員さん、学級役員さんと地区役員さんというのがいらっしゃったんですね。そういったことを地区役員さんは、地域の保護者に情報を持ってくるという役目で、非常に地域との連携も取れていたんです。ところが、それも今、地区役員さんという制度はなくなっていますので、そういったことが逆に必要なときになくなってきているというのを本当に残念に思うんですよね。

ですから、もう少し学校さんが抱えることばっかりじゃなくて、先ほど申し上げたように、学校、家庭、地域、その中の地域にもどんどん下ろせることは下ろして、学校や先生たちの抱えているものを少しでも軽くしてやるというのは非常に大事じゃないかと思っています。今回は不登校というところを挙げて

いますけれども、全ての問題に関しては、本当にビルド、ビルド、ビルドで、スクラップがないという、現場では先生たちの悲痛の声が上がっているところですので、どうしていったら現場の負担が軽くなって、地域全体で、家庭も子供たちも取り巻くことができるかというところを、これは学校だけじゃなくて、まなび課さんとか、そういった県民環境部の皆さんと、横の関係も大事じゃないかなと本当に思うところです。どうぞ、そういったところの展開を期待しておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、個別の支援を必要とする家庭の把握についてお尋ねいたします。

学校が個別の支援を必要とする家庭を把握し、各関係機関へ情報提供を行うことについて、県教育委員会としてはどのような支援を行っているのかお伺いいたします。

○髙山生徒支援室長＝県教育委員会では、県内全ての公立学校にスクールソーシャルワーカーを配置しまして、困難を抱えている児童生徒の個別の支援に当たっているところです。

スクールソーシャルワーカーはカウンセラーと違いまして、子供たちの家庭環境等に働きかけて、困り感を解決したりとかしてくれる仕事であるんですけれども、そのようなスクールソーシャルワーカーが児童生徒の支援を行っていく中で、家庭環境等に課題がある場合は、必要に応じてスクールソーシャルワーカーが学校と家庭、または関係機関と地域との橋渡し的な役割を果たしまして、連携して支援ができるような体制を整えているところでございます。

以上でございます。

○野田委員＝いろいろなそういう関係、載ってありました。

重ねて申し上げるようですけれども、そういう取組の中で、ソーシャルワーカーさんとか、多分一対一で動かれる可能性は非常に大きいんじゃないかというふうに思っています。こういった学校内での取組というのは、社会に対して、地域に対して、ＰＴＡの役割というのはどういった役割、仕事的なものがあるのでしょうか。もしくは期待をなさっていらっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

○髙山生徒支援室長＝学校における不登校に関して、または困り感を抱えている生徒に関するＰＴＡの役割というところですけれども、近年、学校現場では、「チーム学校」ということで、様々な人たちがチームを組んで、例えば、先ほど申し上げましたスクールソーシャルワーカーですとか、あとはスクールカウンセラーですとか、または保護者、ＰＴＡとか地域の方などを交えて、チームとしてそれぞれの強みを生かして子供たちの支援を行っていこうという形で、子供たちの支援を進める体制を現在構築しつつあるところでございます。

そのようなことに関する研修等も、管理職とか、または教育相談の担当者等を集めまして、毎年開催をして、そのような校内での「チーム学校」の体制づくりが進むように現在取り組んでおります。

以上でございます。

○野田委員＝私がＰＴＡにちょっとお伺いしたのは、ＰＴＡでは近くの人との情報の連携というのはお持ちなんですよね。その生徒さんが、例えば、不登校になる前はこういう状況だったよということも御存じな方は周りにいらっしゃるわけですよね。ああいうお子さんはこういうことが得意だよとか、こういうところはその子が一番特化したところだから、こういう手だてをすればいいんじゃないかとか、そういった情報は必ずお持ちだというふうに私は思っています。反対に、先生の言うことは聞かなくても、地域のおじいちゃん、おばあちゃんの言うことは聞くという子供もいっぱいおります。そういう情報を学校も持つという意味では、ＰＴＡ関係の連携というのは欠かせないと思っていますので、そういったところも併せてぜひよろしくお願いいたします。

それでは、ちょっとこれはあれですけど、ここを質問させてください。家庭

教育の支援に対する課題といいますか、保護者に寄り添い、家庭教育の支援について、一般的に家庭教育、子育てに関する情報は多く存在いたします。一方で、親として育つための学習の機会、親としての学習機会が不足しています。情報に対する親の認知度も低く、多くの家庭に必要な支援が届いていない、また家庭教育は個人の価値観を多く含む側面を持つため容易ではありませんと。子供と家庭を取り巻く問題は複雑化しており、地域社会や行政が連携した取組が重要になりますということであります。

先ほども言いましたように、以前はそういったところに関して地区役員という制度があって、しっかりと地域に下ろしてみんなで考えるということがありました。現在、保護者に寄り添い、家庭教育を支援する対策についてはどういった対策があるのかお尋ねいたします。

○一ノ瀬副委員長＝答弁できますか。

○野田委員＝急に私、これがないんじゃないかと思ったので、質問させていただいたんです。あくまでも、今回は学校教育から見た提言を受けてのということで質問させていただいておりますので、家庭教育という言葉は、一般的に言うと社会教育につながるかもしれませんけれども、家庭を支えるという意味、支援をするという意味で、学校のほうで答弁できるのであればお願いしたいと思っているんですけど。

○一ノ瀬副委員長＝執行部は答弁できますか。

暫時休憩します。

午後二時四十九分　休憩

午後二時五十一分　開議

○一ノ瀬副委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

野田委員の質問に対する執行部の答弁から開始いたします。

○山崎学校教育課長＝御質問いただきました家庭教育について、学校教育の立場からどういうふうな支援等をしているかということかと伺っております。

学校教育のほうにおきましては、様々な保護者、ＰＴＡの活動の中とかで、校長を中心とした、そういった意見交換会等を持ったりとかということもいたしております。

その中で、委員さんの保護者代表の方から困り事等を聞いたりするような機会もございます。そういった場合に、教員もそうですし、保護者代表の方も、教員がそれについてどう考えているかとか、それから、学校のほうで実際に子供たちの様子等をお知らせをしてということで、なかなか具体的なところまでというのはちょっと持ち合わせはございませんけれども、保護者、学校、地域、そこが一体になってということで、取組はそれぞれの学校でしているところではございますけれども、なかなか委員おっしゃるように、それが順調に進んでいるかというとなかなか難しいところがあるかも分かりません。

また、学校教育ということで、家庭に対するアプローチという点でいきますと、前の岡口委員の質問でもありましたけれども、やはり学習のほうがなかなかできないというところに関しましては、家庭学習のパンフレット、リーフレット等を作成して配布をしてということで、家庭のほうにアプローチを学校のほうからしているような状況がございます。これは県教委のほうでリーフレットをつくりまして、全小中学校に配布いたしまして、その中には、学習の仕方も書いておりますけれども、子供たちと保護者の接し方とか、そういったところも載せているところです。家庭によってはそのリーフレットを冷蔵庫に張りつけてとか、そういったところも伺っているところでございます。そういった取組を学校教育のほうでは、徐々にではありますけれども、やっているところでございます。

以上でございます。

○野田委員＝ありがとうございました。なかなかやっぱり家庭における子育ての低下というか、そういったことも結構うたわれているんですよね。そういった意味で教育という言葉を使いましたけれども、子供たちに接している時間帯の、あるいは成長における影響というのは、先ほどの話もしましたけれども、愛着形成による家族、家庭が一番だと思っているところなんです。ですから、そういったところへの支援というのは、本当に教育にかかわらず、いろんな考え方、あるいは接し方というのも大切じゃないかな、おのおのに必要な部分が欠けているところに対してはそういったところも必要かなというふうに思っているところです。

でも、そこが何か出てくると、それって本当は地域の話ですよねというふうに、私は答えを返したかったんですが、そういう意味で、これから先も、学校と地域というのはしっかりと連携してやっていかなければならないというふうに強く強く私は思っています。

そういった意味で、新しいこれからの在り方というのも、冒頭というか、先ほども申し上げたように、学校から先生方から、少しでも負担を取るということを、地域の責任として、大人の責任として、社会の責任として、やっぱり本音で語っていかんばいかぬのじゃないかというふうに思っているところです。そういったところを、きれいごとばっかりを言っちゃうと、何年たっても変わらない。何を目的でコミュニティ・スクールができたかとなっても、やっぱり世の中変わっていない、地域変わっていない、家庭と地域の在り方は変わっていないと、すごくやっぱり問題意識を持っているわけですよね。そういったこ

とがありましたので、ちょっとお尋ねさせていただきました。

それでは、三番目の地域と連携した体験活動についてのほうに質問をさせていただきます。

まずは体験活動の意義についてです。

佐賀県の自然体験活動は、年齢が高くなるにつれて減少している傾向にあり、令和五年度の自然体験活動は、小学二年生で五五・四％、小学五年生で四八・六％、中学二年生で三一・四％、高校二年生で一九・三％であり、昔に比べると小中学生は減少しております。

また、所得から見ますと、低所得者世帯の子供は、非低所得世帯の子供と比較して、習い事では二二％、自然体験活動は約九％、課外活動は一二％と少なく、体験格差も課題であると私は考えております。

自然体験活動や旅行など、休日の体験活動だけでなく、日常的な遊びや親以外の大人との交流など、幅広い体験が不足している子供が増えているのが現状であります。

学校教育において幅広い体験が必要と考えます。地域と連携した体験活動にはどのような意義があるとお考えなのかお伺いいたします。

○山崎学校教育課長＝地域の自然や歴史、文化、産業等について、地域の方々との関わりを通して学ぶことで、教室で学んでいることの学ぶ意味や社会とのつながりを実感することができます。そのことにより、学びがより豊かで深いものになるのではないかと考えます。

また、地域の方々と直接関わることから、子供たちのコミュニケーション能力や協働する力、課題解決力、社会参画への意識などを高めることができて、主体的に学び、行動する子供たちの育成につながるのではないかと考えております。

以上です。

○野田委員＝それでは、学校が取り組む体験活動についてお伺いいたします。

学校では、教育課程の中でどのような体験活動を行っているのか、お伺いいたします。

○山崎学校教育課長＝学校が主体となって取り組んでいる、地域と連携した体験活動としましては、小中学校におきましては、地域の方を招いて昔遊びを教えてもらったり、郷土料理をつくったりする活動、また、地域での農業体験や漁業体験、また、地域に出かけ、地域の歴史や文化、伝統産業について調べたり体験したりする活動、また、働く意義や将来の生き方を考える職場体験活動などを実施しております。

県立高校におきましては、全ての学校において、地域で活躍する方を講師として招いて、地域の歴史や文化、産業等について学ぶ「さがを誇りに思う講演会」、また、地域の企業や団体等と意見交換しながら、地域課題の解決に向けて取り組む探究活動等を実施しております。

以上です。

○野田委員＝家庭で体験活動自体できない、しない家族といいますか、家庭が増えているというのはもう重々見てまいりました。そういう意味で、本当に世の中の仕組みとか、あるいは、例えば、田んぼに水を引く仕組みとか、そういったことでも、ああ、こういうふうになっているんだという、実際に物を見たり、体験する話を聞くだけじゃなくて、そういった面というのは非常に大事なことだと思っています。

それでは、地域が取り組む体験活動の参加について、学校ではどのように関わっていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○山崎学校教育課長＝地域が主体となって取り組む体験活動に子供たちが参加している事例といたしましては、地域と学校とが一緒になって行う合同運動会、また公民館が行う地域の文化祭での子供たちの作品展示、地域の施設からの依

頼を受けて行う訪問演奏や演劇、また高校生による地域イベント支援などがございます。

以上です。

○野田委員＝ありがとうございます。多久市では平成二十五年に小学校の統廃合がございました。そのときに、教育委員会さんが大体百二十回ぐらいの統廃合に向けての地域説明で回られたんですね。私もそのとき市議でありましたので、九十四カ所ぐらい市民の皆さんの反応ということで、ついて回ったことがあったんです。

そのときに、統廃合になると、子供たちが地域からおらんごとなる、やめてくれというような意見もあったんですね。実は地域から子供たちがいなくなるんじゃなくて、ここにあった学校が、来る生徒がいなくて向こうに行くというだけなので、本来であれば、そういう学校の仕組みが変わったのであれば、私たち地域におる人間の考え方を変えて、どうやったら子供たちが地域に来て、いろんな活動をやってくれてという、関わり方を変えきらんば、そういう子供たちがいなくなったというようなマイナス思考しかなりませんので、我々が考え方を変えて、体験活動をいかに招ききるかということをせんといかぬというような話をちょっと今、答弁を聞きながら思い出したところです。

そういうふうにして、本当に世の中、便利になりました。私たちが小さい頃なんかは、本当に遊びを途中でやめて風呂を沸かしに帰らんばいかぬ、そういう忍耐がついたわけですよね。遊びを途中でやめて、そして、まきを割って、風呂を沸かすというような、そういう生活に入り込んだ活動、行動がもう今あんまりないとですよね。ボタン一つでできますのでね。そういった意味での体験というのは本当に大切なことであり、どうやってそういったものをつくっていくかというのは私たちの使命、仕事だというふうに思っています。

いろんなことで、そこは私も学校支援地域本部事業のコーディネーターをさせていただいておりましたので、どういったことを子供たちに体験させたら、どういった面でプラスになっていくのかということは、現在、結構コミュニティ・スクールとかはやっていますので、そういったところでしっかりと議論を高めて、子供たちのために尽くしていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、体験活動を通じた子供の成長についてお伺いいたします。

体験活動を通して、子供たちにどのような影響を与えているのかお伺いいたします。

○山崎学校教育課長＝体験活動を行った子供たちからは、例えば、地域の名産の収穫体験ができて楽しかった、食べたくなったという声であったり、伝統芸能の体験をしてみて、これからもずっと続いてほしいと思った。佐賀のよいところは人と人とのつながりだと分かった。また、佐賀について興味を持ったので、自分でも調べてみようと思ったなどという声も聞かれているところでございます。このように、体験活動を通しまして、子供たちは地域への理解や愛着を深めるとともに、自ら学ぼうとする意欲も高めているところです。

今後も、学校、家庭、地域が連携しながら、子供たちの豊かな学びと成長を支えていきたいと考えております。

以上です。

○野田委員＝これは児童の皆さんだけじゃないんですよね。地域の高齢者の方々も、昔遊びと先ほどおっしゃいましたけれども、ああいったことに関しては、自分たちでもまだお役に立てたとすごく喜ばれているんですよね。だから、自分たちが役立つことであればどんどん学校に行きたい、呼んでくださいというようなこともおっしゃいますし、そうやって地域から子供がいなくなったということをなくすためにも、そういう概念をなくすためにも、地域にもどんどん出ていっていただきたいと思っています。

こういった体験の格差というのは、非認知能力、学力、キャリア感、自尊感情といった子供たちの成長に重要な四つの能力、資質に欠けると悪影響を与える可能性があるというような、こういった見地もありますので、特に子供たちに対しては、今、体験不足というのがうたわれていますので、大いに体験をさせていただきたいと思っています。

あわせて、国立青少年教育振興機構が取った、アンケートじゃないですけれども、結局いろんな経験をした子供ほど、例えば、お年寄りや身体の不自由な人に席を譲るようなこととか、あるいは社会的に人に役立つ仕事についているとか、そういった統計が出ているらしいんですね。非常に大事なことだと思っています。

それでは、最後に提言を踏まえた今後の教育委員会の取組についてですが、地域と共にある学校づくりの推進に向けてどのように取り組んでいかれるのか、これは教育長にお伺いさせていただきます。

○甲斐教育長＝私のほうに御質問いただきました。

野田委員からは地域と学校に関する御質問、これまでも何度か、本当に委員が学校教育と社会教育、双方からどちらも大切だと、どちらからも結びつくようにといったことでお話をいただいておりまして、その熱い思いを受けながら、どこまできちんとお答えになるか、ちょっと頑張ってみたいと思います。

私自身、学校を訪問したりしまして、地域の方々も参加される子供たちの発表会とかというのも足を運ぶ中で、やはりそれぞれの地域において本当に子供たち、学校のことを大切にしていただいているなというのを実感いたします。

今、小学校も中学校も高校も、子供たちが地域に出かけていって深く調べたりですとか、地域課題の解決という、探究というところが非常に盛んになってきて、学校から地域へ学ぶ場というのが広がってきているなというふうに思います。それには本当に地域の方からも御協力いただいている、御協力あってのことだというふうに思っています。

こうした中で、地域の方々に、大人の方々に関わっていただくことは、子供たちにとっていろんな大人のことを知ることができる。こんな考え方をする人がいる、こんなお仕事をされている人がいる、この大人、格好いいなとかって、本当に子供たちは、学校と家庭だけでは得られない多様な考え方、価値観とかということを知ることができますし、また自分では思ってもなかったことを褒められて、家で褒められたことがないことを褒められたりとかということがあって、昔のようには多分叱られはしないのかなと思うんですけれども、そういったことがあっていると思います。

地域の方にとっても、子供を旗印と言ったら、子供のためですよと言ったらたくさん集まってきてくださるような感じがすごくしていまして、それが地域にもいい影響があるのかなと思っていまして、議員がおっしゃった希薄化のところを、子供のためですよと声かけたら皆さん集まってこられるので、そういったところの結び直しにもつながるんじゃないかなというそういう感覚を持っております。

やっぱりライフスタイルとか、価値観の多様化、それぞれありますけれども、子供を真ん中に学校も地域も垣根を低くしてというか、垣根をなくしてやっていくことが大事なんだろうと思っています。子供たちの健やかな成長をみんなで楽しめるようなというところなんだと思います。

もちろん、気軽に無理することなく、子供たちがやっているところに参画してくださいよという軽い感じの参画もあっていいと思いますし、あとお困り事を抱えているというところ、子供が困っているので、学校で先ほど生徒支援室長から話がありましたように、「チーム学校」でつながりまして、子供の背景に家庭まで支援しなくてはとなると、学校で抱え込むことはできないので、やっぱり地域の福祉のほうにおつなぎしたりとか、そういったことをやって

いっていますので、そういうつながりというのは、そこはそこでしっかりやりながら、あと別途、皆さんお気軽に参画できるような、そんなことも考えながら、うまく両方から手を携えるようなことができればというふうに思っております。

これからもそういったところで、学校にとっても地域は大切ですし、地域にとっても学校は大切だと思いますので、何ができるかというのをこれからも考えながら充実させていきたいと思っております。

以上です。

○野田委員＝ありがとうございました。

今回の質問におきまして、私も学校関係の現場で話をすると、本当に先生たちは身を乗り出してきて、今困っている切実な話に耳を傾け、熱く語りをされるんですね。

同じことを、今回の質問聴取のときもさせていただくと、皆さん学校経験者の方もいらっしゃるんだけども、学校の皆さんの乗り出してくるような話じゃなくて、皆さんどちらかというと口をつぐまれるわけです。言葉が出てこないわけです。もちろん、立場の違いがあるというふうなことは理解できています。でも、じゃ、問題の共有をしましょうよというお話をしても、なかなか本音で、先ほど言った、本音が必要なときに本音がなかなか出てこない。

コミュニティ・スクールがもう十何年、二十年近くになります。でも実際に地域の皆さんとの関わりが変わってきたかというと、それは変わっていない。確かに授業では、こういったことが必要だからこういう人たちを招くとか、あるいはこういう体験が必要だから、そういうところに行くということに関しては、すごく便利がよくなったと思います。でも、本来の地域とのつながり、あるいはその過程をもっとみんなで見ようとか、子供をみんなで見ようとか、本当のコミュニティーというのがこの二十年で何か変化があっているのかなというと、一向に変わらず、ずっと末広がりのままだと私は感じているんです。だから本音が必要ですし、問題意識というのは共有していかないと、こういうことをやっていますということだけでは変わっていかない。

先生たちが本当に大変な状況にあると思いますし、かえってそれでのほほんとしているような人たちも、逆に出てきて言いたい放題を言うというような現象もかえって大きくなってきている。それを表しているのが、学校に電話をかけても、昔は「はい、何々学校です」と直接取りよんさったとが、今はテープが流れるわけですね。「この電話は録音されています」という、もうそこに線があるわけですね。

こういったことも踏まえますと、本当に本音でしっかりと問題意識を共有して解決方向に持っていかないとということで、今回はその第一回目として質問をさせていただいたところです。

どうぞ、これから先もそういった、本当に現場の皆さんの肩の荷が下り、そして、やるべきことをやる社会というふうになっていくことを切に願いまして、この質問を終わらせていただきます。

○一ノ瀬副委員長＝暫時休憩します。十五時三十分をめどに委員会を再開します。

午後三時十五分　休憩

午後三時二十八分　開議

○青木委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○野田委員＝それでは引き続き、三問目の質問をさせていただきます。

全国産業教育フェア佐賀大会についてお尋ねいたします。

「つなげよう産業のバトン！佐賀から維新をふたたび！」の大会テーマの下、全国の専門高校などの生徒が、日頃の学習成果を総合的に発表する産業教育のインターハイとも言える全国産業教育フェア佐賀大会が、十月二十四日、二十五日に開催されます。

この通称「さんフェア」につきましては、六月の常任委員会で一ノ瀬副委員長さんが詳細にわたり質問をされたところです。学生にも、先生にも、そして中学生やその保護者、ひいては産業界にも大いに関心を持っていただき、次につなげていただきたいと思う所存であります。

八月二十二日、ロボット競技大会の予選を兼ねた県大会が開催されるとの御案内をいただき、工業・メカ系出身の私は大きな興味を抱き、競技会場である佐賀工業高校に足を運びました。ロボット競技大会はテレビを通して見たことはあったのですが、教室という身近な広さの空間で目の当たりで開催されるロボット競技にくぎづけとなった次第であります。

県内六校から十チームの参加に胸は高まりました。リモコンで操作を行うロボットとプログラムで動かす自立型のロボットを製作し、一チーム三名が手際よく自分の役割を済ませ、スタートを待ちます。合図とともに設定されたミッションに挑み、時間内にクリアできた得点を競い合います。正確に動かす真剣さが周りの空気感までものみ込むような緊張を誘っておりました。

そこで驚いたのは、一チーム目が満点を獲得したことであります。初めは、これがスタンダードであり、各チームは時間を競うのかと思いました。しかし、二チーム目以降は惜しくもパーフェクトを取れなかったり、十分に実力を発揮できなかったり、途中で棄権したりといった状況も見られ、喜びや残念感、悔しさなど、チームメートの明暗も見受けられましたが、何より生徒の皆さんたちの技術力の高さや真剣に取り組む姿に大変感動いたした次第であります。また、ものづくり県としての観点からも、非常に頼もしく感じ、将来に生かしていただきたいと願ったところであります。

全国産業教育フェアでは、ロボット競技大会のほかにもクッキングをはじめ、様々な競技が開催されると伺っております。私は、この秋開催される全国産業教育フェア佐賀大会で頑張っている生徒たちの姿を多くの人たちに見てもらいたいと思っております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず、全国産業教育フェアの概要について、これは六月に質問があっていますので、ここは省いて、次に進めさせていただきます。

一番目に各競技大会についてです。

まず、競技内容についてですが、全国産業教育フェア大会ではどのような競技が行われるのでしょうか、お伺いいたします。

○山崎学校教育課長＝委員から御紹介がありました、ロボット競技大会をはじめといたしまして、フラワーアレンジメントやクッキング、そして介護技術のそれぞれのコンテスト、それからビジネスアイデアコンクール等を実施いたします。

また、佐賀県独自開催の競技として、全国高校生ＤＩ選手権大会を実施いたします。

以上です。

○野田委員＝いろいろな競技の説明を頂戴いたしました。

それでは、その各競技の見どころについて、どういったところが見どころな

のでしょうか、お尋ねいたします。
○山崎学校教育課長＝ロボット競技大会では、ロボットの正確な動きやスピード、またより速く課題をクリアするための独創的なアイデア、またフラワーアレンジメントコンテストでは、作品の美しさと発想力であったり、同じ花材でも全く違った作品となる生徒の豊かな感性、またクッキングコンテストでは、佐賀の食材と出場校の地元の食材を生かしたアイデアあふれるオリジナル料理、また、調理技術や盛りつけの美しさであったり、そのプレゼンテーション力であったり、また介護技術コンテストにおきましては、利用者の生活歴や価値観を踏まえた介護技術、利用者への思いやりとコミュニケーション能力、それからビジネスアイデアコンクールにおきましては、環境問題や地域活性化、新しいサービスなど、未来を動かす可能性を秘めた企画、それから自由な発想と独自視点から生み出したアイデアをプレゼンテーションする高校生の熱量、また、全国高校生ＤＩ選手権大会では、方言を変換するＡＩモデルの改良と精度向上への挑戦であったり、そのＡＩを活用して地域課題の解決につなげる発想力、こういったように、競技それぞれに違った見どころがございまして、多くの人に会場へ足を運んでもらい、高校生の活躍を御覧いただきたいと思っております。
○野田委員＝それぞれの分野で本格的な競技がされるのかなというふうに感じました。
　こういったことに関しましては、例えば、業界との連携とかあっているんでしょうか、それとも学校独自といいますか、生徒さん独自の発想力というところが主体なんでしょうか。
○山崎学校教育課長＝大会の運営等に関しましては、もちろん県庁内の各部局であったりとか、それから業界のお手伝い等もいただいております。
　また、例えばロボット競技大会でいきますと、やはりその業界でそういったロボットに精通した方にアドバイスをいただいたりとか、そういったこともやっている状況でございます。
　以上でございます。
○野田委員＝ロボット自体を見ましても、本当に高校生なの、と思うぐらいのすばらしい作りと正確さ、あるいはプログラミングとか、こういったところはどこからそのノウハウが出てきたんだろうというふうに本当に感銘したところなので、今の御回答で納得いたしました。
　それでは、出場校についてです。
　佐賀県から出場する学校はどういうところかお伺いいたします。
○山崎学校教育課長＝まず、ロボット競技大会には、佐賀工業高校から二チーム、嬉野高校から一チーム、鳥栖工業高校から一チームの合計四チームでございます。
　フラワーアレンジメントコンテストには、高志館高校から二名、伊万里実業高校から一名、唐津南高校から二名の合計五名でございます。
　クッキングコンテストには、牛津高校から一チーム、介護技術コンテストには、神埼清明高校から一チーム、嬉野高校から一チームの合計二チームです。
　ビジネスアイデアコンクールには、佐賀商業高校から一チーム、伊万里実業高校から一チームの合計二チーム、全国高校生ＤＩ選手権大会のＡＩ方言コンテスト部門には唐津南高校から一チーム、佐賀清和高校から一チームの合計二チームが出場いたします。
○野田委員＝それぞれに頑張っていただきたいと思います。
　このＤＩのチームが、別に工業系ではないんですね。そこはまたすごいなというふうに感じました。ここをぜひ頑張っていただきたいなと、応援したいと思っています。
　それでは、二番目のロボット競技大会についてですが、あえてロボット競技

というのはどのような目的で開催されておられるのかまずお尋ねいたします。

○山崎学校教育課長＝ロボット競技大会につきましては、ロボットの構想・設計・製作を通じて、プログラムや機械設計などの知識・技術の習得、また失敗と改善を重ねるプロセスを経験することで思考力・判断力・表現力を育むこと、さらに技術だけではなく、チームでの協働により協調性や学びに向かう力、それから豊かな人間性を育成することを目的としております。

○野田委員＝まさに企業が求めるそういったスタイルだなというふうに思いました。ここで失敗から学ぶ、そういったチャレンジといいますか、そういったところは本当に当事者でしか分からないと、こういったところは出てよかったなと絶対思われると思います。頑張っていただきたいです。本当に応援したいです。

それでは、競技力の向上についてお伺いいたします。

知識や技術習得のためどのような取組を行っていらっしゃるのか、ここは本当にお尋ねしたいところです。

○山崎学校教育課長＝ロボット競技の競技力向上を目指しまして、ロボット技術アドバイザーとして、有明工業高等専門学校の教授などを招いての制御プログラムなどの研修会の開催等もやりました。

それから、先ほどお答えいたしましたように、企業のそういったノウハウを持った方のお知恵を借りたりということもやっております。

また、全国上位チームの視察であったり、交流による生徒の意識向上など、生徒と、それから教員のスキルアップの向上に取り組んでいます。

このような取組によりまして、生徒の技術力や教員の指導力というのは、ここ数年で格段に向上しているなというのを感じているところでございます。

これまでは、言ってしまえば予選通過もなかなか難しいというような状況でございましたけれども、例えば、昨年度の福島県で行われたこの「さんフェア」の一回前の全国大会でございますけれども、そちらでは惜しくも決勝には進めませんでしたが、予選で佐賀県チームが満点をたたき出して、佐賀県勢初の準決勝進出を果たすなど、着実に成果が出ているのではないかと感じているところでございます。

以上です。

○野田委員＝全国大会となりますと、やっぱり緊張感もすごいんじゃないかと思います。でも、地元佐賀で開催されるからこそ、少しでも平常心で頑張っていただきたいと思っています。

今、いろんな技術習得のためという御回答をいただきました。この辺りの予算というのはどういう予算の状況なんでしょうか、お尋ねいたします。

○山崎学校教育課長＝予算でございますけれども、それぞれのコンテストの競技力向上というような目的で、令和元年度に佐賀県開催が決定をいたしましたけれども、その後、令和三年度から「マイスターハイスクールプロジェクト推進費」ということで予算措置をいたしまして、競技力のてこ入れ等にお金を使わせていただいたというようなところがございます。

○野田委員＝その予算ですけれども、例えば、県で一抱えの予算なんですか、それとも各学校にお幾らというような予算の取り方ですか。

○山崎学校教育課長＝県のほうで予算措置をしまして、それを実際に、例えば、ロボット競技でありますと、やはり工業高校が実施いたしますので、工業高校のほうに幾らずつかお金を振り分けてというようなこともございますし、工業高校全体で指導する職員に対する研修等は、その研修に要した費用等をこちらのほうで持ったりとか、そういう形で使わせていただいています。

○野田委員＝幾らとはおっしゃらないので、あの機械の精密さとかプログラミングとか研修に行かれたあれとかで、費用というのは賄えているんですか。

○山崎学校教育課長＝すみません、費用は先ほど申しませんでしたけれども、

昨年度、令和七年度でいきますと、支援額の合計として九百六十三万円ほど、この「マイスターハイスクールプロジェクト推進費」というところで組んでいただいているところでございます。

それをいろいろ、ロボット自体を作ったりとか研修を受けたりというのがありますので、やっぱりロボット競技のほうが、そのうちの内訳というのは高うございますけれども、あとフラワーコンテストの部門でも、花材を仕入れたりとかいうのもございますし、クッキングのほうも材料等もありますので、それぞれのコンテストに向けて割り振りをして使わせてもらっているところです。

○野田委員＝十分予算は足りているということでよろしいでしょうか。はい。

それでは、関わる生徒さんの思いについてです。

生徒さんたちはどういう思いを持ってこの大会に挑んでいらっしゃるのかお伺いいたします。

○山崎学校教育課長＝生徒たちは、全国大会の上位入賞を目標ということで、日々努力を重ね、知識、技術の向上に努めていると聞いているところでございます。

また、実際の生徒の声でございますけれども、ロボット競技を通じて培った創造力や実践的な技術力を生かし、社会に貢献できるエンジニアになりたいといったような、自分の将来を見据えて大会に挑戦している生徒もおり、非常に頼もしく思っているところでございます。

以上です。

○野田委員＝社会に貢献できるエンジニアになりたいと、おっしゃるとおり、本当にすばらしい志でなさっている、こういったことを応援したいと思いますけれども、六月の一ノ瀬副委員長さんの質問でも、教育長さんが、大会の趣旨、見どころを丁寧に発信して、関連業界を含む多くの県民の方々に会場へ足を運んでいただけるようにしっかりと準備を進めてまいりますという御答弁もいただいています。大成功に、出場者の満足感というか、達成感というところが大成功に収まるように祈る次第であります。

最後です。全国産業フェアの効果についてですが、全国産業フェアを開催することで、どのような効果を期待していらっしゃるのかお尋ねいたします。

○山崎学校教育課長＝先ほどおっしゃっていただきました、六月にお答えしたように、産業界を巻き込んでというところもございます。そのほかにも、この「さんフェア」を通しまして、生徒が実践的な競技を極めることで専門性を高め、そして、学習意欲を向上させるきっかけになるということ、それから生徒にとって主体的に考え行動する力や他校の生徒との交流によるコミュニケーション能力や協働する力が育まれるということ、それから全国から集まった専門高校生の技術や考え方に触れることは、新たな発想や学びを得る貴重な機会となるのではないかということ、また、これは生徒実行委員会、生徒のほうがこの大会を成功させようということで非常に頑張ってくれておりますけれども、その生徒実行委員会を中心に多くの生徒が企画準備、運営に携わっておりまして、生徒が支えられる側から支える側へと成長する、こういった生徒たちが様々な面で成長する機会になるのではないかと考えているところでございます。そして、この経験が生徒一人一人の自信や活性化につながるとともに、今後の進路実現や地域社会で活躍する力の基盤になればと思っております。

また加えまして、小中学生に対して、専門高校でどのような知識や技術を身につけられるかを具体的に広く発信することで、専門高校の学びに興味を持つ子供たちが増えることにも期待をしております。

生徒たちは、それぞれ全国大会での上位入賞に向けて日頃から練習に励んでおります。各競技においてその成果を発揮する姿を御覧いただきますとともに、選手にはもちろんですけれども、大会の運営に携わる生徒たちへも温かい御声援をお願いいたしたいと思うところでございます。よろしくお願いいたします。

○野田委員＝支える側になりたいという、私も次の質問を、答弁によって考えていたんですけれども、すばらしい御回答をいただいて、聞くところがなくなりましたので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。ありがとうございました。

○武藤委員＝日本共産党の武藤明美でございます。今日最後の質問者となりましたけれど、何問か予定しておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

初めに、第一項目は国民健康保険制度についてです。

国民健康保険は、以前は自営業者、それから農業・漁業者、そういった方たちが多く加入しておられましたが、今はそこに加えて非正規雇用だとか、無職の人、年金暮らしの人など所得が低い人も加入して増えてまいりました。

二〇一八年、平成三十年ですけれども、国保の都道府県化が始まって六年たっています。国は二〇二四年から二〇二九年までの六年間で、都道府県に対し国保税の統一化を行うよう推進しています。佐賀県は、来年、二〇二七年度、令和九年度から計画され、進められるというふうに聞いております。いわゆる国保統一化と言われることなんですけれども、これについて質問していきたいと思います。

そこでまず、現在の国保税についてどうなのか。二十自治体全部聞くわけにはいきませんので、私が住んでいる佐賀市の分として、二〇一八年の国保税、それから直近、二〇二四年の国保税一世帯当たりの平均、一人当たりの平均、それぞれお示しいただきたいと思います。お願いします。

○高取国民健康保険課長＝国民健康保険制度は、市町単位で運営され、国民健康保険法や地方税法の規定に基づき、市町ごとに条例で税率等を定め、課税・徴収されております。被保険者数や医療費などが国保税率を決める要素となるため、二十市町で税率が異なっております。

こういったことから、一世帯当たり及び一人当たりの国保税額につきまして、二〇一八年度、平成三十年度と二〇二四年度、平成六年度を比較した場合、増えた市町と減った市町がございます。佐賀市の平成三十年度の一世帯当たりの国保税額は十八万九千五百二十六円、令和六年度は十九万五千五十六円で五千五百三十円増えております。また、平成三十年度の一人当たりの国保税額は十一万四千四百七十四円、令和六年度は十二万七千六百三十七円で一万三千百六十三円増えております。

以上でございます。

○武藤委員＝御答弁ありがとうございました。

今、お答えいただいたように、住んでいる市町によって国保税額が違ってくるということになっていて、私の住んでいる佐賀市が、それぞれ平均が引き上げられております。一世帯平均でいうと、県内五番目になろうかと思います。それから、一人当たりの平均でいうと、県内三番目に高いという実情にあると思います。

ここにパネルを用意しました。（資料を示す）少し見にくいかもしれませんが、ここに二十の自治体の一世帯当たりと、それから一人当たりの平均の国保税額を平成三十年度から令和六年度を表にしたところ、一世帯当たりでは、大体唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、有田町、それから大町町、江北町、太良町、これはいずれも下がってきているんですね。ところが、一人当たりにすると、安くなっているところは多久市だけなんですよね。そういうふうに国保税は自治体によって違ってきているというふうなことになっています。

ちなみに、白石町は先ほどもお見せしたように、どちらも一番高くなっている。それから、一人当たりはほとんどの自治体が高くなっているということが分かっていただいたと思うんですが、来年から国保税率が統一されるということになるわけですけれども、この間高くなっている国保税がどうなっていくの

か、それがとても心配なんです。

今、見ていただいたように、一人当たりの平均でいうと、多久市以外は全部高くなっているという実情があるわけで、税率が統一前と後とでどういうふうになるかと想定されているんでしょうか。担当の方にお聞きしたいと思っておりますが、どうお考えでしょうか。

○高取国民健康保険課長＝国保制度は、今後、医療の高度化による医療費の増加や被保険者の減少などにより、市町単位では中長期的に財政基盤が不安定となることが見込まれております。

そこで、市町単位での支え合いから県単位で支え合う仕組みにし、国保制度を持続可能なものとするために、市町とともに国保税率の一本化に向けた取組を進めているところでございます。

一本化後の税率につきましては、その要素となります被保険者数や医療費、所得の推移、ここ近年の推移でございますが、被保険者数は下降傾向、医療費、所得などは上昇傾向、こういった推移などを基に、県において試算をしております。

試算では、国保税率一本化前の令和八年度と、一本化後の令和九年度を比較した場合、税率が上昇する市町は十一市町、低下する市町は九市町となることを予想しております。

以上でございます。

○武藤委員＝今お答えいただいたように、あくまでも試算ということなんですけれども、上がるところが十一自治体、下がるところは九自治体というふうになっております。本当に税額が高くなっていくということは、十一自治体に予想されているということですね。

来年から始まる国保税統一によって激変緩和といったようなことも必要になってくると思うんですけれども、皆さん方はどのようにお考えでしょうか。

○高取国民健康保険課長＝令和九年度から令和十一年度までの三年間は、市町が保有する国保の基金を活用し、税率を引き下げられる激変緩和措置を設けることとしております。市町の判断により引き下げることができることとなっております。

以上でございます。

○武藤委員＝三年間ということですけれども、この激変緩和については、県の一本化の中において三年間というふうな限定なのか、それともう少し延ばして五年ぐらいは何とか激変緩和措置を延ばすといったようなこととかは考えられないんでしょうか。

○高取国民健康保険課長＝令和九年度から令和十一年度までの三年間は、こちらは令和二年度に全市町長で合意している事項でございます。現在、市町においては、令和九年度の一本化に向けた準備、計画的な基金の活用など、こういったことを計画的に進めておりますので、実施期間を延長することは難しいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員＝では、来年度からの国保税率の統一について皆さんたち話し合ってきたというふうなことをおっしゃいましたけれども、市町との十分な合意が必要だと思うんですね。いろいろ不満を持っているところがあったりすると、足並みをそろえるというわけにはいかないわけですから、そのための協議をどれぐらいやってきたのか、あるいは合意について、どのように市町が話し合いの中で御意見を出されたのか、どういった話し合いを重ねてきたのかお聞きしたいと思います。

○高取国民健康保険課長＝平成二十八年度におきまして、委員から紹介がありましたように、平成三十年度に県も国保の保険者、国保制度改革がございまして、その内容につきまして説明を兼ね、市町長と会議を開催しております。そ

の内容の一つとして、将来的な保険税率の統一に関する国の考え方について意見交換を行っております。

平成二十九年度には、その年の七月に通知されました国のガイドラインを受け、国保税率の一本化について、市町長と具体的な協議を開始したところです。

平成三十年度には市町長との会議におきまして、いつから一本化を開始するのかや、激変緩和期間を設けるのかといったことを協議いたしました。

そして、令和二年度には、令和九年度に国保税率を一本化すること、令和九年度から令和十一年度までは激変緩和期間とすること、こういったことを市町長と合意したところでございます。

以上でございます。

○武藤委員＝今、経緯が語られましたけれども、来年度からの国保税率統一ということで、今お話になったように市町との十分な合意があったからこそというふうに思うんですが、被保険者の方たちにとっては大きな変化、そして、負担増が起こってくるというふうに思われます。

令和九年だけのお知らせ、令和九年から始まるよというだけのお知らせについて、ホームページだけでなくて、丁寧な説明が住民の方、被保険者の方に対しては必要だというふうに思うんですけれども、皆さんたちはどんなふうにお考えでしょうか。

○高取国民健康保険課長＝国保税率は市町が条例で決定することから、被保険者への説明は、まずは市町が主体となって行うものと考えております。

県としましても、市町と共に進めていますことから、制度の趣旨や内容について分かりやすい情報提供に努めるとともに、市町と連携しながら丁寧な周知を行っていきたいと考えております。

その一環といたしまして、ホームページや市町の広報誌に加え、国保世帯に直接配布されている国保の情報誌「国保だより」、この直近で発行されます十一月号において周知することとしております。

以上でございます。

○武藤委員＝十一月号の「国保だより」にも載せるということですけど、いつ住民の方は目にすることができるでしょうかね。

○高取国民健康保険課長＝ホームページではもう既に上げている市町もございますので、目にされるかと思いますが、十一月号ですので、十一月以降になるかと思っております。

以上でございます。

○武藤委員＝事実上は市町が被保険者の皆さんたちにお知らせするというふうなことで、それはそれで分かるんですけれども、やはり県も統一化するという責任上、市町に対して丁寧な説明、そして、周知をということを本当に心がけておいていただきたいし、いろんな、びっくりしたとかいうような反応があったりするかもしれないんですけれども、そういうときには、個別にはいろんな話になるので、ここで一概には言えないけれども、やはり市町を後押しする立場での対応をぜひお願いしたいなと思っておりますが、どうでしょう。

○高取国民健康保険課長＝保険税率の一本化は市町と連携しながらやっておりますので、委員おっしゃるように市町の支援をしっかりしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○武藤委員＝では、それはよろしくお願いいたします。

次に、国保税の負担軽減についてお尋ねしたいと思います。

六月議会でもいろいろ問題になったホルムズ海峡情勢などで、本当に自営業者の方たちをはじめ、生活が苦しいという方たちは多くなっています。国保の減免制度は申請主義であるために、自分が該当するのかどうなのか、国保税を納めることができないままに滞納しているというふうなことも起こってくるの

ではないかとも思いますので、市町の窓口などで本当に一言でも、分かりやすい表示なども示していただけたらなというふうに思うんですね。

減免制度について市町の周知の状況、それは今はどのようにされているでしょうか、つかんでいらっしゃいますか。

○高取国民健康保険課長＝減免の適用に当たっては、やはり個別の事情を確認する必要がございますので、被保険者からの申請が必要になってまいります。ですので、その周知については、市町のホームページで案内が行われているほか、市町によっては、被保険者に確実に情報が届く納税通知に減免制度を含む案内を同封するなどといった取組が行われております。こうした取組を行っていない市町に対しては、納税通知への案内の同封などについて検討いただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員＝市町によっては、国保税の納付の窓口でも、何かチラシのようなものを作って置いていただいているとかいうような親切なやり方も必要なんじゃないかなと思うんですね。そこら辺も市町と十分話し合っていただけたらというふうに思いますので、それについても市町と十分話し合った上で、被保険者の方たちが、今の苦しい暮らしをどう立て直していくかということにつながっていく大事な課題でもありますので、よろしくお願いしておきたいと思います。

次に、市町が保有している国保の基金について、先ほども課長のほうから国保税を安くするためにも使っていいというふうなことでおっしゃったと思うんですけれど、令和六年度に見る各自治体の基金の保有額の一覧です。（資料を示す）

佐賀市は九千八百八十万円の保有をしておりますけど、唐津市は五億八千七百七十六万円持っているんです。それから、伊万里市が六億八千四百万円持っているんです。それから、基山町が三億一千九十二万円持っておりまして、武雄市、鹿島市も二億九千八百九十九万円とか二億五千二百八十三万円とかいうふうに基金の保有はかなりあるんです。これは令和六年度ですから、現在は少し減っているところもあるかもしれませんけれども、鳥栖市も一億四千六百万円ありますからね。

そういう中で、やはり被保険者の皆さんが国保税は高いというふうに思っておられますし、実際高くて払い切れないという方もいらっしゃるので、この中から国保税を安くするために活用していただくということは大事なことだと思っています。

先ほど県としての激変緩和について言ったら、三年ということで市町と話し合いはしているから、それ以上のことはないというふうなことをおっしゃったと思うんですけど、先ほど示したように国保の基金保有があるという中で、それぞれの自治体が一定の国保税の――税率は統一化されたとしても、独自に何らかの形で被保険者の負担を軽減していくような、そういうやり方をすることは可能であろうと思うんですけれども、皆さん方はどういう見解をお持ちでしょうか。

○高取国民健康保険課長＝完全統一の令和十二年度以降でございますが、市町が保有する国保基金を活用して税率等を引き下げることは二十市町で合意した国保税率の一本化の趣旨に反することになりますことから、こちらは全市町で行わないこととしております。

一方で、当該基金は国保事業の運営の中で積み立てられたものでございますので、今後も国保事業に資する目的には使用できるものと考えております。また、国保事業以外の目的に使用する場合には基金条例の改正が必要となりますが、その判断は市町によるものと考えております。

以上でございます。

○武藤委員＝国保税の統一化に当たって市町と十分話し合って、三年間だけの激変緩和をするから、それ以外には独自に低くすることをしないということを話し合っているからできないというふうにおっしゃるんですけれども、いろんな形で市町が努力して健康推進事業なども行う中で、被保険者の方に何らかの負担軽減をしてもらうという、そういう考え方はできないというふうな否定はなさらないでしょう、どうでしょうか。

○高取国民健康保険課長＝国保の被保険者のために行う事業であれば、令和十二年度以降は各市町の判断で基金を使用していいというふうにしておりますので、あくまでも税率を引き下げることは合意した考えと反しますので、こちらは行わないこととしております。ですので、国保被保険者に資する事業ということであれば、その後も市町の判断で使っていただいていいかと考えております。

以上でございます。

○武藤委員＝県が市町とお話し合いの上にそういうふうなことを決めておられるということで、とても残念なんですね。国保税率一本化をされたとしても、市町で独自に何らかの緩和ができるようなやり方を考えて実施していただけたらなということを強く願っております。

次に、子供の均等割の問題です。

来年、令和九年四月から子供に関わる均等割の二分の一の軽減が高校生世代まで拡充されるということをお聞きしています。それはそれで本当によかったなというふうにも思うんですけれど、子育て世代にとっては本当にありがたいことだと思うんですが、これまでは未就学児まで均等割の二分の一が公費、そのうちの二分の一が国、四分の一、四分の一が県と市町の負担ということになっていて、二分の一は被保険者負担というふうになっております。

子育て世代の負担を本当に軽くするためにも、せめて未就学児の被保険者負担分の二分の一をなくしてほしいというふうに思っているんです。それは県が支援したり、あるいは市町と話し合う中で案分して負担を軽くするというふうなことになっていけたらいいなと思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○高取国民健康保険課長＝県としましても、子育て世帯の負担軽減ということを重視していますことから、国における今回の軽減措置の拡大は十分ではないと考えております。このため、国の責任において、全国一律の制度としてさらなる軽減措置が講じられるべきものと考え、全国知事会を通じて国に要望しているところでございます。

以上でございます。

○武藤委員＝これは国が負担をしてほしいということでの要望をしているということなんですか、要望の中身についてもう少し教えてください。

○高取国民健康保険課長＝今回、十八歳未満まで拡大されておりますが、その分の二分の一が被保険者が負担するという内容になっております。こちらについても、国の責任の下、負担を軽減するよう要望しているものでございます。

以上でございます。

○武藤委員＝じゃ、県独自にせめて未就学児までは全額公費で持ちますよというような動きはしないということですね。

○高取国民健康保険課長＝子供の均等割のこの制度につきましては、全国統一の制度として実施すべきと考えておりますので、県の補助というのは考えていないところでございます。

以上でございます。

○武藤委員＝県内でも子供の均等割を、もちろん公費の負担がある上にそれぞれの自治体独自で負担をなくして、いわゆるゼロにしたという町があるわけですよね。やっぱりそういったところに学んで、本当に住民の負担を軽くしてい

くのか、いかに子育てを応援していくのかという立場に立っておられる自治体があるということもこの機会にお示ししておきたいと思います。

そもそも均等割というのは、オギャーと生まれた赤ちゃんまでかかってくるというようなことですよね。子供の均等割をなくそうという自治体や親の願い、その思いをちゃんと受け止めてほしいなということを強く思っております。

「子育てし大県」という、佐賀県がそういうふうにいつも言っておられますけれども、そうであるなら、今後はそういう負担を軽くするということでぜひ考えていただきたいなと。少子化を何とかしたいと思っているにもかかわらず、生まれたら均等割がかかってくる、こんな矛盾した制度はないというふうに思いますので、改めて、また引き続き求めていきたいと思いますので、ここで終わるというわけにはいきませんが、今後もまた求めていきたいというふうに思っております。

さて、今後、国民健康保険の行政は、県の税率統一化を契機に市町業務の集約に向けて広域連合方式なども検討しているようなことを本会議でもちらっとお聞きしました。このような検討を始めた経緯についてはどういうことからなんでしょうか、お示しください。

○高取国民健康保険課長＝市町の事務手続やシステムを集約することで業務の効率が図られることから、ある首長から市町業務の集約について御提案があり、令和二年度に開催した市町長との会議で協議を開始したところでございます。

令和五年度に開催しました市町長との会議におきまして、国保税率を完全統一いたします令和十二年度に合わせて市町業務を集約し、業務を開始することを目指すということで合意したところでございます。この合意を受けまして、現在、県と市町で検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○武藤委員＝令和十二年度からこういった広域連合化に移行するというふうな認識ですね。そういうことを今おっしゃったわけだと思うんですけれども、それぞれの市町はそれで納得しているということなんでしょうか。

○高取国民健康保険課長＝令和十二年度を目途に市町業務を集約するということは二十市町で合意されております。ですので、そこに向けて今検討を進めておりますので、納得というか、合意をされているところでございます。

以上でございます。

○武藤委員＝じゃ、今後どういう段取りで令和十二年度に向かうんでしょうか。

○高取国民健康保険課長＝今後は、先ほど委員おっしゃられましたように広域化、広域連合というか、集約形態をどうしていくか、そういったところを今話し合っているところでございます。ですので、市町が一番効率的にできる集約形態は何かというところを探っていきますので、そういったところを踏まえながら進めていきたいとは思っております。

以上でございます。

○武藤委員＝介護保険にしても、後期高齢者医療制度にしても、それから、今度は国保の問題にしても、どんどん広域の形態になってきましたし、これから国保はそういうふうな方向を目指しているというふうなことなんですけれども、本当に市町の人たちが一番被保険者の状況を知っているわけですから、広域化すると本当に手が届かない、目が行き届かないということになっていくので、これはもっと慎重であるべきじゃなかったのかと私は思うんですよ。

令和十二年までには広域化をしていくんだというふうなことですけれども、本当にそれぞれの市町の議会にしても、市町に住んでいる住民の方たちにとっても、直接的にいろんなことができないし、また、業務に携わる人たちも直接的にはなかなか知り得ない、被保険者のことが分かりづらいというふうなことになっていくのではないかと大変心配しております。

これは、皆さん方があくまで令和十二年度から始めるんだというふうなこと

を言っておられますけれども、もうちょっとこういう状況になっていきつつあるよということをなぜ私どもにも知らせていただけないんでしょうか。

○高取国民健康保険課長＝今、市町と検討しておりますが、まだ具体的な検討内容に入っていないところでございますので、お知らせと申しますか、本来は市町の業務を集約することで、県の業務を集約することはございません。ですので、本来ならば市町が主体となって検討していただいて、県はそこを支援するというところですが、県にもリーダーシップをちょっと取ってほしいという市町の御要望もありまして、今、県がリーダーシップを取るような形で検討しているところでございます。ですので、今後は検討が深まりましたら、どういった内容で進んでいるのかの情報提供はさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○武藤委員＝ちょっとその考え方には納得いきませんけれども、ここでずっと時間を取るわけにはいきませんので、次に進みたいと思います。

今度は、医療的ケア児の支援についてです。

本会議でも、それから、先ほどの委員会の質問でも、医療的ケア児の支援については今回質問が出されておりますけれども、医療的ケア児がいる御家庭では通学や通院、そして、日常的ケアに本当に心血を注いで暮らしていらっしゃるという状況にあります。

一口に医療的ケア児といっても、お一人お一人の体の状態や支援の内容も異なっているために、お子さんや家族の状況に応じたきめ細やかな支援がとても大切になってきております。

佐賀県では、令和四年四月から佐賀県医療的ケア児支援センターが設置され、医療的ケア児や御家族の相談にワンストップで対応できるようになっております。同時に、医療、福祉、教育などの関係機関とも連携を図りながら支援をされているようです。

そこで、支援センターの状況と機能などについてお聞きしたいと思います。

医療的ケア児支援センターについてですが、その運営体制はどのようになっているんでしょうか。

○村上障害福祉課長＝佐賀県医療的ケア児支援センターは、県内の医療的ケア児の主なかかりつけである佐賀大学医学部附属病院の近くの佐賀市鍋島に設置しており、平日の午前九時から午後五時まで開所している状況でございます。

センターには、小児科医一名、看護師等五名、計六名を配置し、医療的ケア児やその家族からの相談への対応、市町や障害福祉サービス事業所等の関係機関への専門的な助言を行っているところでございます。

さらに、特定分野の支援の充実を図るために、保育所等への入園支援に関する助言を行う就園・通園支援アドバイザー、そして、避難訓練など災害の備えに関する助言を行う防災アドバイザーをそれぞれ一名委嘱しているところでございます。

以上です。

○武藤委員＝先ほどの質問の中でも、在宅のことで時間をもっと増やしてほしいといったような要求も出てきておりますし、本当にそうだと思うんですね。この利用時間というのは限りがあるように思いますし、このセンターに急なことで相談したいとなっても、なかなか時間的な制約があるために相談がしにくいといったようなこともお聞きしていますけれども、時間は今どんなふうになっていますか。

○村上障害福祉課長＝先ほど申しましたとおり、開所時間は平日の午前九時から午後五時までということでなっております。

以上でございます。

○武藤委員＝ありがとうございました。

こんなことがあったんです。在宅で、もちろん学校にも通っておられるんで

すけれども、医療的ケア児をひとり親さんが見て、おうちの中で二人暮らしなんですね。昨年もこのお母さんが熱中症のようになって具合が悪くなって、しかも、連絡が取りにくい夜ということもあって、自分が具合が悪くなったらこの子供は一体どうするんだ、誰が見るんだということもあって、救急車を呼ぶのをためらって、我慢をして過ごされました。ですから、回復するのがとても遅れたんです。そのお母さんの思いは、誰が子供を見るんだろうかという思いでいっぱいで、自分が回復してから子供さんへの対応をされたんですけど、今年もまた同じように熱中症になられて、そのときはたまたま知り合いの人がそこを訪ねていて状況が分かったので、一人は子供さんを見る、一人がお母さんを病院に連れていくということで、点滴を打って少しは持ち直しが早かったんですけれども、夕方であっても救急車を呼ぶにも子供さんは家に取り残される、夜中であってもセンターには連絡が取れないということもあって、ほかに御家族がいらっしゃればの話はあるんですけれども、本当に親子で、二人で暮らしていらっしゃるこの御家庭、どうなるんだろうかという思いでいっぱいです。お母さんも自分の体のことよりも子供さんのことが気がかりで、もう大変になっているという状況があるんです。これはどうやったら皆さんの行政の考え方の中で解決可能でしょうか、教えてください。

○村上障害福祉課長＝救急搬送の場合ということでお聞きしましたが、一般的に医療的ケア児の一時預かりを行う施設を利用する際は、対応する職員を配置する必要があります。要はシフトですね。そういったことから事前予約が必須となっており、急な体調不良の際には子供を預けることが基本的に難しいというような状況になっております。

そこで、医療的ケア児の保護者が救急搬送された事例について、県内各地区の消防本部に確認したところ、過去数年でそのような事例はなかったということでございました。

ただ、保護者が救急搬送される場合でも、医療的ケア児が取り残されることがないように、救急隊において必要な調整を行い、親族や関係機関へ引き継がれるということになっているということです。

なお、例えば、人工呼吸器を装着されている重度の医療的ケア児については、親族やかかりつけ医の連絡先であったり、緊急時に必要となる情報を保護者自身からか、または保護者の同意を得た保健福祉事務所のほうから各地区の消防本部へ提供しているような状況がございます。このような情報提供が緊急時の迅速かつ適切な対応に結びつくよう、今後も保護者に対して積極的に消防本部へあらかじめ情報提供をしていただくように呼びかけていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○武藤委員＝病気というのは、いつ突然起きるか分からないような、ほかに病気以外にもいろんな事故があるかもしれませんけれども、そういうことだと思うんですね。ですから、あらかじめ予約をして支援をもらうというふうなことがなかなか不可能な状態なんですよね。

そのお母さんは、自分が救急車を呼ばないで我慢して、去年の場合はそれで具合がなかなか持ち直さないで暮らしていたということなんですけど、医療的ケア児のお子さんは胃ろうをしていて、そして、時々てんかんの発作も起こるということなので、お母さんが目を離すというのがお母さん自身も不安でたまらないような、そういう状態にある方なんですよ。だから、支援センターに電話しても、電話がつながらない時間だったり、あるいは救急車を呼んで自分だけが病院に搬送されても子供だけどうするんだろうという思いで、なかなかそういう対応ができないでお困りになっているという状態がこの間続いております。

なので、こういう方たちが何とか救えるような形で、支援できるような形を

県もぜひ考えていただきたいと思うんです。そういう対象者が、たとえ一人でもそういう目配りをちゃんとしていくということが大事な大事な県民の健康を守る、命を守るということにつながっていくことなんじゃないかと思いますので、たとえ利用する人が少なくても、こういうところまで目配りをしていただきたいと、私、部長さん、こういう事例を今お話しして、どのように考えていただけるのかお聞きしたいと思っております。よろしくお願いします。

○金丸健康福祉部長＝先ほど課長から、消防本部の方が調整を現場でいただいているというお話をいただきました。重度ではありますけれども、もしそれを事前に提供していれば、救急がその方から連絡があれば、例えば、かかりつけ医だとか親族、もしくは福祉施設にそれをつないでいただくことができるということがありますので、そういうことがもう少し広げられないか、もしくはそういうことがあるということを私、実は今回初めて知りました。なので、もしかしたらこういうことは知られていないのかもしれないです。そういう意味では周知もさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○武藤委員＝その親子がそういった事態になったときに、こういう方法があるんだということを知っていただくためにも、もしかしてほかにもおられるかおられないか分かりませんけど、そういうことになりかねないというふうに心配しますので、そういうことをぜひぜひ知らせていただけたらと、事前にこういったいろんな形で知らせていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、公立学校の体育館の空調整備についてです。

酷暑日が加わって、本当にとても暑い気温となった今年の夏でした。

男女参画・こども局が、市町の小中学校体育館に県主導でスポットクーラー設置を提案されたのは本当によかったと思いました。熊本地震をきっかけにして、避難所にもなる学校体育館にスポットクーラーを提案していただいたことをありがたく思っております。既に大町町のひじり学園には立派なエアコンが設置されていたのですが、やがては体育館に空調設備が必要なんじゃないだろうか、整うだろう、きっと県はそうしていただくだろうというふうに思っておりました。そしてまずは、それまでの間に、子供たちや教職員、学校を利用する地域の皆さんの熱中症リスクへの備えとして設置されることは前進だと思います。このことについて、まずお聞きします。

全小中学校の体育館全ての分の予算を今回提案しているということでしたけれども、市町の予定では九月議会に三自治体、十一月、十二月の議会では現在のところ八自治体が予定しているということなんですけれども、ほかの市町はどうなるのかというふうに思っております。この事業の活用について、市町の検討状況、今後の活用見込みについてどうなっているのかお示しいただきたいと思います。

なお、昨日、鳥栖市と、それから小城市の共産党の議員さんにお聞きしたところによると、この制度は活用しなくて、自分のところでエアコンに取り組むからというふうなことを言われたとお聞きしましたので、この辺りについてもどのように思っておられるのかお聞きしたいと思います。

○千綿こども未来課長＝近年、厳しい暑さが続く中、子供たちの学びと育ちを支える安心・安全な環境づくりは大変重要でございます。熱中症リスクから子供たちを守るための対策を着実に進めていく必要があると認識しております。

本来、市町立の小中学校体育館の空調整備は市町の役割でございますが、整備が進んでいないという状況を踏まえて、県では、未整備の体育館全てに比較的短期間で整備ができる大型スポットクーラー設置を支援することといたしました。

まず、市町の検討状況でございますが、先ほど委員も言われましたが、県の

ほうでも県内全市町に聞き取りを行ったところでは、現在三市町、佐賀市、嬉野市、鹿島市の三市のほうが九月議会に予算案を上程しており、八市町が令和八年十一月議会以降での予算化を検討していると聞いております。

また、ほかの九市町につきましては、本格空調の整備を控えているなどの理由から、現時点では県の支援事業の活用予定はないであったり、本格空調を進めつつ、それに先行する形でスポットクーラーを導入したいなど、市町の活用に向けた考えは様々でございます。先ほど言われました鳥栖市とか小城市についても、そこは様々ということで考えております。

また、今後の活用見込みについてですが、県は整備の主体となる市町に対しまして、空調整備の選択肢の一つとして積極的な本事業の活用の呼びかけを行っております。市町の考えに応じて活用いただければと考えております。

県としては、厳しい暑さが続く中で過ごす子供たちの環境改善につながるよう、市町の取組をしっかり支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員＝御答弁ありがとうございました。

設置が間に合わなければ繰り越しということで、そういう提案をされるということになるかと思うんですけれども、使用しないという市町がある場合はお金が残っていくということにもなりかねないと思うんですね。それについて、もう少しどんなふうに考えておられるのかをお聞かせいただければと思います。

○千綿こども未来課長＝この補助の活用を予定していない市町についてということでしたが、市町が整備計画に基づいて、それぞれ空調整備のほうを考えていらっしゃると考えております。そういった市町の実情、例えば、既存の空調整備の状況とか、施設の構造とか、利用状況など様々というところの状況を踏まえまして、事業活用の判断がなされているものと認識しておりますので、県としては、こういった市町の活用意向というのを適宜確認しながら、情報提供も併せて行いながら、市町が行う取組というのを支援してまいりたいと思っております。

○武藤委員＝じゃ、よろしくお願いしておきます。

それから、（二）で県立学校の空調整備についてです。

今年度当初予算で県立学校に予定されていて、一体育館に二基ずつ置くということで順次、今、設置が進んでおります。

先日、佐賀市内の高校を見学させていただいて、担当の皆さんには大変お世話になりました。ありがとうございました。

部活の最中だったんですけれども、種目によっては、バスケのように本当に強い風が当たって、もっと頑張っていけるというふうに思ったり、バドミントンの場合は羽根があおられないように緩い風じゃないといけないなというふうなことを思ったり、いろいろと種目によって違ってくるんだなということを感じました。

まだ、体育館の中に本当は二台ずつ設置する予定なんでしょうけれども、十月の上旬には二台設置するということで、私が見させていただいたのは一基備えられているという状況でした。休憩中のクールダウンに子供たちが寄ってきておりまして、なかったときより設置されてよかったということも言っておられました。体育館内で二本の大型スポットクーラーが大型の扇風機とともに利活用されていくなら、もう少しはよくなるだろう、涼しくなるだろうというふうに思ったところでした。

スポットクーラーのほかに、今年度は県立学校三校に体育館空調設備の予算がついていて、来年度に整備されるとのことです。県教育委員会は、今回のスポットクーラー、十月上旬には全ての体育館に二基ずつ設置し、暑さ対策として乗り切ることができるというふうに思うんです。でも、まさかこれで終わりなんじゃないよねというふうにも思うんですね。

先ほど述べたように、三校の空調整備をすることになっているわけですが、一度に全ての学校に同じような整備というふうにはならないにしても、計画的に空調設備整備をしていただけたらいいのではないかなというふうにも思っております。県教委としては、予定している三校のほかの県立の学校体育館への整備、今はスポットクーラーを取り付けていただいて、本当に酷暑をちょっとでもしのげるようにしていただいていますけれども、今後、県立学校へのエアコンの設置整備、どのように考えておられるのでしょうか、お示しいただきたいと思います。

○本多教育総務課長＝令和八年度は、屋内競技が盛んな県立高校三校の体育館で、据え置き型空調の設計を現在行っているところです。できるだけ早期の整備を目指して今後も作業を進めてまいります。

三校について、令和九年度に体育館空調の整備を完了できれば、実際に使用しながら、体育館空調の効果検証、効果的な使用方法の研究を行いたいと考えています。

また、県内の多くの市町も学校体育館空調整備に取組を始められています。市町に聞き取りをしたところでは、それぞれの実情に応じた空調方式を検討されており、様々な方式の空調設備の整備がなされることが見込まれます。その知見も今後の調査研究に生かしていきます。

気象状況が厳しさを増す中で、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、適切にソフト対策や大型スポットクーラーの有効活用などに取り組みながら、学校体育館空調の効果的、効率的な設備や整備手法などについて、引き続き調査研究を進めたいと考えております。

以上です。

○武藤委員＝今の御答弁は、今、大型スポットクーラーを体育館に二基ずつ配置して、大型扇風機などとも組み合わせながらやっていくけれども、今後ともエアコンの効果的な設置、空調設備の効果的な設置や内容などについても検討していくということですね。じゃ、本格的な空調整備についても検討していくという捉え方でよろしいですね。

今、三校に正式なエアコンが設置されるということの実態も受けて、検証しながら、今後、ほかの体育館についてもどういうものがいいのかどうなのか、そういったことについても検証、検討していくというふうな御答弁だというふうに受け止めますけれども、それでいいんですかね。

○本多教育総務課長＝体育館空調につきましては、天井がすごく高いとか、断熱性が低いなど、かなり空調にとっては厳しい環境にございます。

そういった中で、今年度、来年度の予算で三校、佐賀北高校、佐賀商業高校、唐津南高校に空調を導入しまして、実際に授業とか部活動で使っていただいて、どのような使い方が効果的なのかとか、効果的な整備手法について、まずは調査検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○武藤委員＝今の答弁はなかなかすきっと入ってこないんですよね。

県立三校に入るというのは分かりました。そして、今努力しておられるし、令和九年度にちゃんと設置しますよということだと思うんです。前から体育館に何とか空調整備をと言っていたし、実際に酷暑の耐え切れないような暑さの中で、当初予算からスポットクーラーなどもちゃんと対応しますよということで、本当に一気に十月の上旬にはできるということで、本当に皆さん方頑張っていただいたなと、取りあえずをしのぐということではありがたいなと思っているんです。

だけども、空調整備を一遍にやりなさいとまでは、お金もかかることだし、でも大型スポットクーラーをつけたから、取りあえずこれでしのぎながら、少しずつでもほかの学校に、県立の体育館に空調整備をやっていくためのいろん

な研究検討もしていくというふうに、今の御答弁を聞きながらそういうことなのかなというふうに思ったりもしたんですけれども、一気に空調整備しなさいというわけではなくて、皆さん方がどんなふうに考えていらっしゃるのかなということをお聞きしているんですけれども、ちょっと先ほどの答弁では分かりませんので、もう少しよろしいでしょうか。

○本多教育総務課長＝体育館空調につきましては、一度導入いたしますと大変長い期間使用することにもなりますし、まずは三校についてしっかりと空調を完成させまして、整備手法などもよくこちらのほうで調査した上で考えるべきものかと考えております。

以上です。

○武藤委員＝考えるべきものなのかというふうに考えておられるということは、この三校をテストケースにしながら、いろんなことを検討して、天井が高いとか、熱の放射加減がどうなのかとかいうことも含めて見て、そして、それを今後の体育館設置へ生かしていくというふうな考え方をお持ちなんでしょうかということを聞いています。

○本多教育総務課長＝先日、委員のほうにも体育館のスポットクーラーのほうを見ていただきましたけれども、実際、据え置き型空調も入ってからでないと使用した方がどんなふうに使うとか、そういったこともなかなか分からない部分もあるかと思いますので、まずは三校についてしっかりとデータを取って、今後検討させていただきたいと思っております。

○武藤委員＝この三校はやはりテストケースであって、いろんなデータを、三校の体育館の状況を見ながら今後検討していくと。だから、全ての県立学校の体育館に向けても、これを参考にしながらいろいろ考えていくというふうに今の御答弁は受け止めましたけれども、それでよろしいんでしょうか。

○本多教育総務課長＝当然予算をつけていただいて、今回三校整備いたしますので、今後のことはちょっと分かりませんが、もしも仮に（「後退していきよる」と呼ぶ者あり）（「一進一退じゃないの」と武藤委員呼ぶ）データは貴重なデータとして精いっぱい使っていきたいと思っております。

以上です。

○武藤委員＝スポットクーラーをつけていただいたことは、よく皆さんたち決断していただいたと思うんですよ。だけど、生徒たちも、それから、その地域に住む方たちも、何か利用されたりする方たちも、やっぱりエアコンがよかねというふうに本音は思っているわけですよ。だから、今度つける三校がテストケースとして、ちゃんとつけて活用していただいて、いろんなデータも取って、そして、ほかのところにも普及していただきたいというのが本当の思いですよ、みんな。それについて、今後のことは分からないとさっきみたいに後退した答弁ではなくて、そういう前進する気持ちを持っているかどうかお聞かせいただきたいです。

○本多教育総務課長＝私も先日、委員と一緒に部活動をしている児童生徒の横でスポットクーラーを視察してまいりました。実際に生徒さん、一生懸命本当に部活動を頑張っているという気持ちはよくこちらとしても承知しておりますので、そういった気持ちを持って今後仕事に当たっていきたいと思っております。

以上です。

○武藤委員＝すみません、教育長、御答弁をお願いいたします。

○甲斐教育長＝今、三校やりますと。まずは三校ということで、こちらはそれぞれに熱源とかも比較しましてやってまいります。どのように使ったら効果的なのかとか、あとスポットクーラーと組み合わせてみたらどうなのかというのと、あとスポットクーラーも全校二つずつ入りますので、どういった使い方でやれるのかとかというところを研究していきます。

その先については、申し訳ないんですけれども、今の時点で申し上げることはできないんですが、子供たちのためのよりよい環境というのは常に考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○武藤委員＝今のところ言えないというふうなことですけれども、私は教育長の姿勢に期待をしております。なぜなら、昨年だったか、体育館のエアコンは考えていませんとおっしゃったんだけど、その後、スポットクーラーのことも大事に考えていただいたし、今は言えないけれども、やがてはきっと考えていただけるだろうというふうに期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に進みます。教育環境の整備についてです。

一つは、教職員の健康管理についてです。

教職員の健康管理については、これまでも私は何回となく取り上げ、現場や教育委員会の努力をお願いしてまいりました。子供たちの教育環境をよくしていくことにつながるからです。

そこで、まずは病気休職者の状況について、令和八年度が今年度ですね、小中学校三十四人、県立学校十一人ということなんですけれども、令和五年度から令和六年度、令和七年度の状況をお示しいただけたらと思います。

○野口教職員課長＝直近三カ年における教職員の病気休職者は、令和五年度が七十九人、令和六年度が八十三人、令和七年度が七十六人でございます。

以上でございます。

○武藤委員＝七十人から八十人が御病気だというふうに受け止めました。

残念なことに現職中に亡くなられる方もいらっしゃいますが、直近三年間は何人ぐらいいらっしゃったでしょうか。

○野口教職員課長＝定年を迎える前に現職で死亡された教職員の数は、令和五年度が七人、令和六年度が四人、令和七年度が七人でございます。

以上でございます。

○武藤委員＝お答えいただいたように、病休者が先ほども言ったように七十人台、八十人台となっていて、しかも、在職の現職死亡者も四人、七人というふうにいらっしゃいます。こうした状況について、どのような認識をお持ちでしょうか。そして、大事な先生たちのための健康管理について、どんな対策をされているのでしょうか、お示しください。

○野口教職員課長＝病気休職者数については、横ばいの傾向となっております。現職死亡者については、年間で数名ではあるものの、定年を迎える前に亡くなっているということは痛ましいことと受け止めております。

教職員が心身に不調を抱えることなく、活力を持って日々児童生徒に接することができるよう、各学校で管理職を中心に衛生委員会を開催し、日頃からの健康づくりの重要さを啓発しております。

また、病気の早期発見が重要であることから、健康診断及び再検査の受診徹底を図っております。教職員は体の不調を感じた際には遠慮することなく管理職へ相談すること、管理職は適切な助言を行うことを校長会などの機会を通して随時指導、助言をしております。

以上でございます。

○武藤委員＝これまでも先生方は本当に忙し過ぎるというふうに思ってまいりました。今、課長さんがおっしゃったように、遠慮することなく相談してほしいし、管理職もちゃんとそこに気を配りなさいよということを言っていると言っていただきましたけれども、なかなか病気になる前に気づくということのほうができない状況があって、こういうふうになっているということもお察しします。

本当に先生たちは忙しいんですけど、教員の時間外在校等時間の実態、いわ

ゆる残業ですね、これについてお聞きしたいと思います。直近、令和六年度のまとめなどはどうなっておりますでしょうか。

○野口教職員課長＝直近三カ年における教職員の時間外在校等時間は、月平均で令和五年度が市町立学校で三十一時間五十三分、県立学校で二十六時間七分、令和六年度が市町立学校で三十一時間、県立学校で二十四時間四十六分、令和七年度が市町立学校で二十九時間四十五分、県立学校で二十三時間十三分となっております。

以上でございます。

○武藤委員＝今述べていただいたのは平均だと思うんですけれども、例えば、県立学校で月に四十五時間超えをしている方たち、それからまた、そのうちに八十時間超えをしている方たちはどれぐらいいらっしゃいますでしょうか。

○野口教職員課長＝県立学校で四十五時間を超えている教育職員については、令和七年度が三百五十人、令和六年度が四百十九人、令和五年度が四百八十一人でございます。また、そのうち月八十時間を超えている教育職員は、令和七年度が二十六人、令和六年度が三十二人、令和五年度が三十八人となっております。

以上でございます。

○武藤委員＝今お答えいただいたように、少しずつは四十五時間超えとか八十時間超えが少なくはなっているんですけれども、それでも四十五時間超えで、しかも、そのうちの八十時間超えがいらっしゃるということは、危険水域というふうに言われる状況があるというふうに受け止めます。これをどのように認識しておられるのか、また、どういう対策を行っておられるのかお示しいただきたいと思います。

○野口教職員課長＝市町立学校及び県立学校ともに、先ほど申し上げましたように二時間以上の時間外在校等時間が改善されておりまして、各学校の働き方改革の意識が浸透してきていると考えております。

教職員全体として平均は改善されておりますが、時間外在校等時間が長時間となっている教職員が一定数いることが課題であり、引き続き在籍校の管理職と連携して勤務環境の改善を図っていきたいと思っております。

また、本年度から教育職員の働き方改革をより一層推進するために、業務量管理・健康確保措置実施計画を県及び市町の教育委員会が策定し、同計画に基づいた取組を実施しております。

以上でございます。

○武藤委員＝そういう計画を持って進めていただくことは大変ありがたいと思いますけれども、本当に極めて重大な事態だというふうに私は受け止めております。健康問題とは切り離せない、そういう在校等時間の在り方だというふうに思っております。

心配なのは、年次有給休暇の取得状況です。どういう状況になっておりますでしょうか。

○野口教職員課長＝直近三カ年における教職員の年次有給休暇の平均取得状況は、令和五年度が市町立学校で十三・九日、県立学校で十四・三日、令和六年度が市町立学校で十三・五日、県立学校で十三・三日、令和七年度が市町立学校で十二・二日、県立学校で十二・八日となっております。

以上でございます。

○武藤委員＝大体平均した取得の日数を言っていただきました。年休は二十日とのことなんですけれども、実際は平均とはいえ、そういう事態にあるということ。そして、なるべく休みを取っていただきたいというふうに思っているんですけれども、この状況を改善していくための対策をどのように取っておられますでしょうか。

○野口教職員課長＝先ほど平均を申し上げましたけれども、この年次休暇の平

均取得状況は減少をしておりますが、そのほかの休暇制度が拡充しておりまして、子の看護休暇等の適用範囲を拡大したり、子育て部分休暇の新設、それから、育児部分休業の取得パターンの拡大など、子育て支援の休暇・休業制度が拡充をしております。これに伴いまして、男性の育児休業取得の割合も増加しているというところが背景にございます。

ただ、休暇制度を拡充しておりますが、年次有給休暇の取得日数目標を十四日以上としております。学校閉庁日の周知であったり、市町教育委員会等と連携しながら、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○武藤委員＝先ほど私がスポットクーラーを見せてもらいに県立学校に行ったという話をしましたけれども、そのときに初めこちらのほうでお願いした日が、もうお盆休みで学校を閉庁するんですよというふうなことを言われて、とてもうれしく思ったんです。今までなかなかお盆休みがまとまって取れないというふうなお声も聞いていたので、そうやってまとめて閉庁、学校がきちっとされているんだと思って、もううれしくて、日程が合わなかったけど、よかったですねと言いながら、別の日程に見学をさせていただいたんですけれども、そういうふうに、以前と比べて皆さんたちがまとまって有給休暇も取るようにとか、学校ぐるみで努力して閉庁しようとかいうふうなことでしていただいているのは本当によかったと言えると思うんです。

先ほど年次有給休暇の目標を十四日以上にしましょうということもおっしゃったんですけれども、今後、県教委の皆さんの対策と努力にかかっているんだなということも思いましたので、よろしくお願いしておきます。

ところで、先ほど病休者のことをお聞きしましたときに、内訳で言うとメンタルの方も多いんじゃないかなというふうに思っております。どんな対策を取っておられるのでしょうか。

○野口教職員課長＝県教育委員会では、セルフケアやラインケアを呼びかける健康づくり情報誌の発行、ストレスチェック、健康増進セミナーの開催、気軽に医師に相談できる体制づくりなどに取り組み、心の健康保持や支援が必要な教職員の早期発見、早期対応に努めております。

休職している教職員に対しては、臨床心理士のメンタルヘルス相談を行い、円滑な職場復帰を支援しております。

また、復職後は、業務量を調整した上で、管理職による定期的な面談を実施し、再発予防に取り組んでおります。

以上でございます。

○武藤委員＝よろしくお願いします。

今、全国的にも、きっと佐賀でもそうなんだろうと思うんですけれども、新任教員がせっかく採用になっても、離職する場合が多いというふうなことをお聞きしています。継続的に希望を持って働いていただくためにはどんな取組をされているんでしょうか。

○野口教職員課長＝定年退職を迎える教職員の大量退職に伴い、大学等新卒者が数多く学校現場で配置されている状況を踏まえ、初任者や採用二年目、三年目の若手教員ができる限り不安や心配を抱えることなく業務に従事できる環境づくりが重要となっております。

このため、管理職に対して、初任者への支援、助言に留意することを校長会などの場で指導するとともに、二十四時間受付可能な悩み相談ステーションを開設し、一人で悩みや心配事を抱え込むことがないよう取り組んでおります。

また、若手教員に対して、教育事務所・支所の指導主事等が配属先の学校を訪問し、授業参観や指導、助言を行うとともに、面談を通して困り感や悩みを聞き取り、アドバイスを行う機会を設けております。

これらに加えて、教育事務所・支所が主催する初任者研修や自主的研修会の

場で、授業づくり、そして、学級経営等のノウハウを学ぶ機会の充実を図るとともに、悩み相談や参加者同士の交流、対話の場を設けること、このことで採用から間もない教職員同士の横のつながりを深める取組を推進しております。

以上でございます。

○武藤委員＝いろんな取組、努力していただいていると思うんですけど、多忙化を少しでも防ぐための努力というのもとても大切だなというふうに思いました。

教員が教員の仕事に少しでも専念できるように環境を整えていくべきだというふうにも思っています。これについてはどのように取り組んでいらっしゃいますでしょうか。

○野口教職員課長＝教職員の働き方改革については、教員が教員でなければできない業務に専念できるよう、給与特別措置法の改正や関連指針の見直し、学校と教師の業務の三分類の発信など、国を挙げて取組を進めております。

県教育委員会では、学校と教師の業務の三分類を踏まえ、教員免許を必要としない業務を担うスクール・サポート・スタッフの配置、生徒や保護者の相談支援等を担うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など、教員以外の人材を活用するとともに、各種の取組を関係団体と連携して推進する、そして、県ＰＴＡ連合会と共同で学校の働き方改革の取組に関する啓発チラシを作成し、保護者へ配布するなど、教員が教員でなければできない業務に専念できる環境づくりを図っております。

以上でございます。

○武藤委員＝いろいろ努力をしていただいている中で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割も述べていただきました。ここは本当に児童生徒たちに目を向けるだけでなくて、先生たちにとっても大事な存在だというふうにも思っております。

また、スクール・サポート・スタッフも多忙化解消のためには必要だと思います。基本、各校小中学校の場合、一人ずつ配置をしているというふうなことをお聞きしていますが、どんなことをしてもらっているんでしょうか。

○野口教職員課長＝スクール・サポート・スタッフについては、授業に関することであれば、学習プリントや宿題の印刷、仕分け、それから宿題の確認等をしてもらっております。

事務に関することであれば、データの入力集計、それから家庭への配布文書の印刷、仕分け等をしてもらっております。

学校の環境整備については、例えば、名前シールを作ってもらったり、教室、廊下の掲示物の貼り替え、児童生徒に関わることであれば、休み時間の見守り、学校行事や式典の準備補助に当たってもらっているところでございます。

スクール・サポート・スタッフについては以上でございます。

○武藤委員＝御答弁ありがとうございました。

次に、臨時的任用教員の未配置の状況、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○野口教職員課長＝直近三カ年における教員の未配置状況については、令和六年度が市町立の小学校で十三人、中学校で三十二人、県立学校で十二人、令和七年度が市町立の小学校で二十三人、中学校で三十七人、県立学校で十人、令和八年度が市町立の小学校で十一人、中学校で十一人、県立学校で十六人となっております。

以上でございます。

○武藤委員＝ありがとうございます。なかなか欠員補充というのが難しいというふうに思いますが、病休、産前産後、育休で未配置になっているのは、自分が休むことによって未配置になっていると心苦しいというふうに思われる方たちも多いので、安心して休暇制度を利用していただくためにも、未配置状況の

克服、現場でどういうふうに学習時間をその場合に充てているのか、そういったことについてもまとめてお聞きしたいと思います。

○野口教職員課長＝今年度、令和八年度については、昨年度や一昨年度と比べて未配置の数は改善できておりますが、それでも合計三十八人の未配置が生じているということは改善しなければならないと考えております。

未配置が生じる要因としましては、近年、産休、育休を取得する職員が増加して、その代替者の確保が難しい状況にあること、特別支援学級の学級数の増加などが挙げられます。

その未配置の解消に向け、新たな人材を確保するために、退職校長会と連携した人材リストの活用、講師登録に関する幅広い情報発信、ペーパーティーチャー研修講座の開催などに取り組んでおります。

以上でございます。

○武藤委員＝教員不足の問題については、これまでも言われてきたんですけれども、教員を増やすためにどんなことに取り組んでこられたのでしょうか。そして、今後も課題だというふうに思いますが、どのように取り組んでいかれるのでしょうか、お願いします。

○野口教職員課長＝教員人材を確保するために、三つの柱で取り組んでおります。その三つの柱は、教員採用選考試験の改善、新たな人材の発掘、教員の魅力発信でございます。

教員採用試験の改善については、民間企業等での経験者を対象とした特別選考枠の創設、講師を一定期間経験した方の一次試験免除など、多様な人材の確保を図るとともに、試験日程の短縮、試験合格者への説明会、研修会の充実などに取り組んでおります。

新たな人材の発掘については、講師登録などの人材リストの活用、教員免許保有者に向けた幅広い情報発信などに取り組んでおります。

教員の魅力発信については、教員採用専用サイトやＳＮＳでの情報発信、大学生を対象とした教職体験プログラムや佐賀大学と連携した高校生を対象とした「教師へのとびら」、神埼高校コース新設など、早期から教職をイメージできる体験活動の実施などに取り組んでおります。

これらの取組については、国や他自治体の動向であったり、民間企業の採用情報などを随時チェックしながら、本県にとって有効であると思われるものを積極的に取り入れてブラッシュアップをしてまいります。

以上でございます。

○武藤委員＝あらゆる可能性を使って、本当に先生を増やしていただきたいというふうに思っております。

最後です。少人数学級の取組についてです。

県独自の少人数学級に取り組んできた経緯もある中で、現在、国も少人数学級を進めてきました。佐賀県は国の制度より一学年前倒しで進めてこられました。

これまで少人数学級に取り組んできて、それをどう評価しておられるでしょうか、お示しください。

○野口教職員課長＝少人数学級については、国が今年度に中学校一年生へ導入したところでありますが、先ほどありましたように、本県では国より一年先駆けて取り組んでまいりました。

今年度は、中学校二年生に少人数学級を、中学校三年生には少人数学級、またはティーム・ティーチングのいずれかの選択制を導入しております。

対象の学校には、その効果を確認するためのアンケートを実施し、授業中、声かけや個別指導など、担任が一人一人の生徒に関わる時間が増えたという設問に対して、全ての学校が十分にできている、またはおおむねできていると回答しております。

また、文科省においても、少人数学級の効果検証が行われ、児童生徒については、学力への効果があった、教員については、児童生徒への指導面やメンタルヘルスに望ましい方向の変化が見られたといった最終報告書が公表されております。

以上でございます。

○武藤委員＝ありがとうございました。先ほど学力の問題とかほかの議員さんもおっしゃったりしましたし、本当に子供と先生方が向き合う時間が増えたということがやっぱり一番よかったなというふうにもお聞きしておりました。

それから、こういったことは佐賀県も大きく県民運動が広がって、全国にまずは発信したというそこの誇りを持っておりますので、本当によかったし、皆さんたちもしっかりと取り組んでいただいて、国の方針よりも一学年前倒しでやっていただいたということについてありがたく思っております。

あと、もうそろそろ次の年度のための準備とかしていかなくちゃいけないと思うんですけど、中学三年生までもきちんと少人数学級が三十五人以下学級になるというふうに思っております。

今議会、本会議場でほかの質問だったんだけれども、県内で沸き起こった少人数学級を求めた署名運動のことが例として出されました。二十数万人、三十万人というふうに集まった署名を、本当に佐賀県は、そういう運動をして、先生と父母、県民が子供たちのために力を合わせて何回も何回も取り組んできたこと、これが全国的に広がって、山梨とか秋田とかでは既に早くから少人数学級が取り組まれてきたわけなんですね。それで、今、全国に広がったこの少人数学級の声が少しずつ各県の努力というふうにつながって、今では国の方針になっているという状況です。現在それらを一歩進めて、全国的にも九州の中でも三十人学級に進み始めている、そういう県もあります。佐賀県は多分来年は中学三年まで三十五人学級になると思うんですけど、次の段階として三十人以下学級、全国的にも広がり、九州でも五県がやっているということになりますので、やはり佐賀県もそこを目指していただけたらなというふうに思っております。

少人数学級は本当に県民みんなの願いですので、そのお考えについてお聞きしたいと思います。

○野口教職員課長＝学級編制の標準については義務教育の根幹部分であり、地方自治体間で格差が生じないよう国の責任においてしっかりと制度設計して実施されるべきだと考えております。このため、国への政策提案で教職員定数の算定における乗ずる数の見直しを行うことを要望しております。

引き続き、国や他自治体の動向を注視しながら、児童生徒の学びを支えるきめ細かな指導が実現できる学校環境の充実等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○武藤委員＝その学校環境の充実というのは、引き続きそういう状態になるように求めていくということだと思うんですけど、三十五人学級が全ての学年でなったときに、次は、じゃ、三十人学級も目指していくというお気持ちがおありだから国にも求めているということなんでしょうか、どうでしょう。

○野口教職員課長＝学級編制の在り方については、少人数化による教育効果であったり、教員の指導体制、学校設備、施設設備面への影響など総合的に精査し、慎重に検証すべき課題であると認識しております。

以上でございます。

○武藤委員＝慎重に検討すべき課題というよりも、効果がいろいろあっているわけですから、積極的に国に対しても要望していくし、県としてもその声を上げていくという立場にならなきゃいけないんじゃないですか。

○野口教職員課長＝先ほど教員の指導体制ということを申し上げましたけれども、近年、教職員の年齢構成上、二十代から三十代の割合が約半数になるとい

う状況です。ですので、若手教員の育成が重要な課題となっております。

また、特別支援学級の増加など、学級を取り巻く状況も変化しております。

このため、学級担任の配置を拡充することだけでなく、学校全体で児童生徒の学びを支える体制の充実を図ることも重要だと考えております。

まずは、現在進めている三十五人学級の効果や課題についてしっかりと検証してまいります。その上で、国の動向、他自治体の取組に注視しながら、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導が実現できる学校環境の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○武藤委員＝今初めて出した三十人学級のことですから、これ以上、ずっと長く時間を取るわけにはいきませんが、そういう課題、テーマとして持っているということを皆さん方にもお伝えし、皆さん方もその立場に立っていただけるようにということもお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○青木委員長＝これで質疑を終了いたします。

なお、明日十六日は午前十時に委員会を再開し、視察、その後討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後五時十九分　散会

速記者　竹澤理恵